

あした  
**いまばり・次代・子育てプラン**

今治市次世代育成支援地域行動計画  
(後期計画)

今 治 市

# はじめに

今治市では、平成 17 年 3 月に次世代育成支援対策推進法に基づく前期行動計画、「いまばり・次代・子育てプラン（今治市次世代育成支援地域行動計画）」を策定し、子育て支援の積極的な推進に努めて参りました。

しかしながら、少子化の流れは変わらず、また、子どもを生み育てることに関する意識の多様化、家庭や地域環境の変化などにより子育てを取り巻く環境は、依然として厳しい状況が続いており、更なる対応が求められています。

こうした中、次世代育成支援対策のより一層の推進を図るため、このたび、平成 26 年度を目標とする新たな「今治市次世代育成支援地域行動計画（後期計画）」を策定いたしました。

この計画は、前期計画の「うちの子 よその子 みんなの子 子育て支援の都市 いまばり」の方向性を継続し、8つの視点から7つの基本目標を定め、それぞれの課題に対する施策を揚げ、安心して子どもを生み育てることができ、未来の今治を担う子どもたちが心身ともに健やかに成長することができる環境の整備、社会の実現を目指すものです。

今後は、この計画に基づき、国や県、企業、地域、関係団体、市民の皆様方との役割分担や相互の連携を図りながら、すべての子どもと子育てを地域全体で支える環境づくりを目指して、総合的な施策の展開を図って参りたいと考えておりますので、市民の皆様方の一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

終わりに、この計画の策定にあたり、アンケート調査に御協力をいただきました市民の皆様をはじめ、貴重な御意見や御提言を賜りました今治市次世代育成支援対策地域協議会の委員の皆様方に心から厚くお礼を申し上げます。

平成 22 年 3 月

今治市長 菅 良二

— もくじ —

第1章 計画の策定にあたって .....	1
1 計画策定の趣旨 .....	1
2 計画の性格と役割 .....	3
3 計画の期間 .....	4
4 計画の対象者 .....	4
5 計画の策定体制 .....	5
第2章 今治市の状況 .....	7
1 本市の概要 .....	7
2 子どもを取り巻く状況 .....	8
3 将来推計人口の状況 .....	19
第3章 計画の基本的な考え方 .....	22
1 計画の方向性 .....	22
2 基本目標 .....	24
3 計画の体系図 .....	26
第4章 施策の内容 .....	28
1 地域における子育ての支援 .....	28
2 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進 .....	37
3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境等の整備 .....	45
4 子育てを支援する生活環境の整備 .....	50
5 職業生活と家庭生活との両立の推進 .....	55
6 子ども等の安全の確保 .....	57
7 要保護児童への対応などきめ細やかな取り組みの推進 .....	60
第5章 子育て支援サービス等の推進（目標事業量） .....	67
1 特定事業のサービス目標事業量 .....	67
第6章 計画の推進体制 .....	69
1 計画の推進体制 .....	69
資料 .....	70
1 アンケート調査結果 .....	70
2 計画策定の経緯 .....	98
3 今治市次世代育成支援対策地域協議会 .....	99
4 用語解説 .....	102

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

### （1）計画策定の背景

女性が一生の間に生むと推定される子どもの数を表す「合計特殊出生率」は、低下傾向が続き、全国値は平成17年には過去最低の「1.26」まで落ち込み、平成19年時点で「1.34」となっており、人口置換水準を大きく下回る状況が続いています。

将来を見据えたとき、「少子化問題」は、子どもの自主性や社会性が育ちにくくなるといった子ども自身への影響をはじめ、若年労働力の減少による社会活力の低下等の影響も懸念され、早急に取り組むべき国政上の重要課題となっています。

こうした少子化の流れを変えるため、国では「少子化対策推進基本方針」（平成11年）を受け、「重点的に実施すべき対策の具体的実施計画（新エンゼルプラン）」を策定したのに続き、平成14年には「少子化対策プラスワン」を発表し、従来の「子育てと仕事の両立支援」を中心とする施策に、「男性を含めた働き方の見直し」「地域における子育て支援」などを加え、「子育ての社会化」の必要性を提起しています。

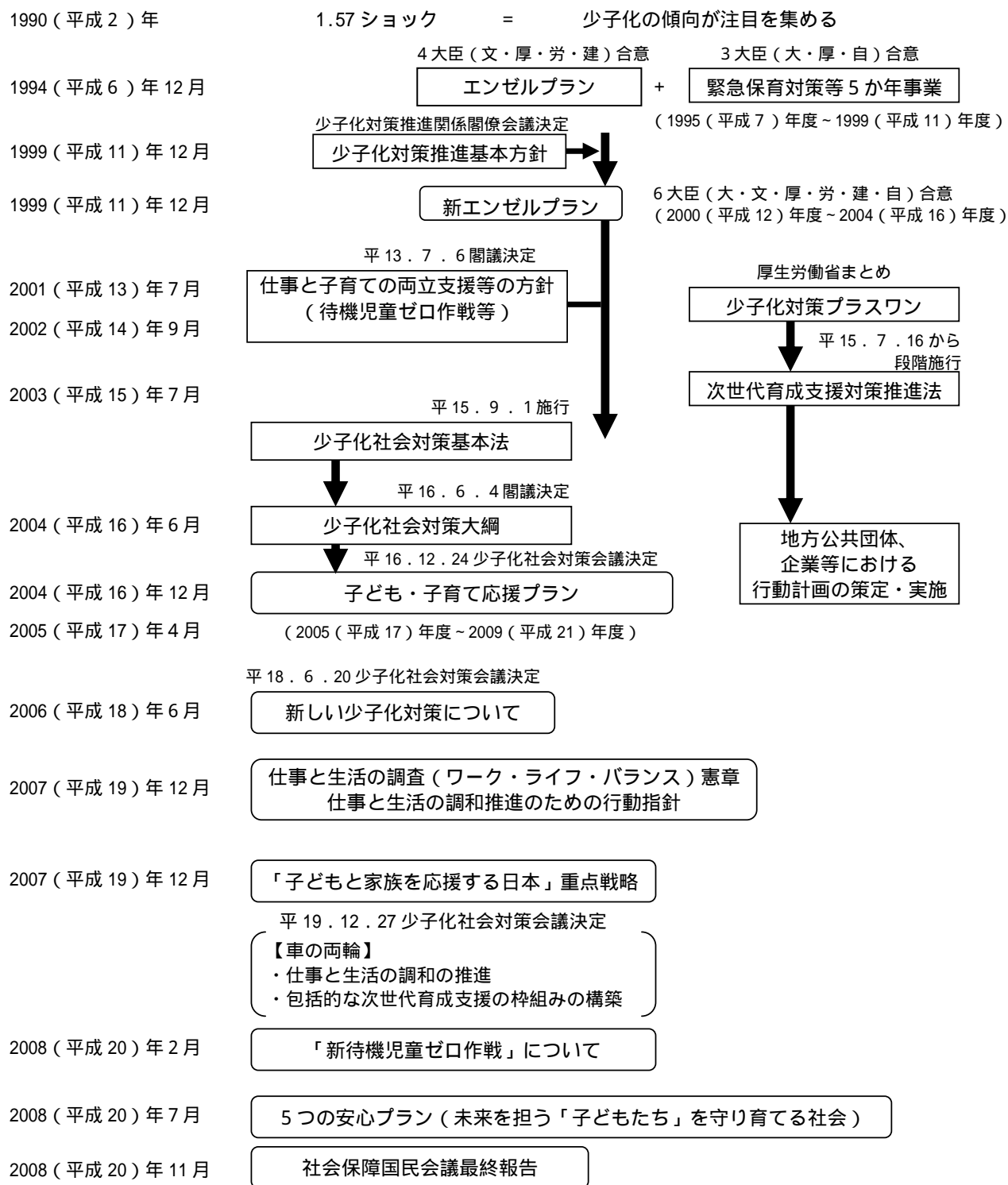
さらに、これを具体的に推進するため、平成15年7月、国と地方公共団体に少子化対策実施の責務、企業に協力の責務を課す「次世代育成支援対策推進法」と少子化対策を総合的に講じるためにその理念を定める「少子化社会対策基本法」が制定されました。

本市においても、次世代育成支援対策推進法に基づき、各種の事業を迅速かつ重点的に推進していくため、平成17年度～21年度の方針を定めた「今治市次世代育成支援地域行動計画（前期計画）」を策定し、子育て・子育て支援施策を推進しています。

そのような中、前期計画の見直し時期であることや社会情勢・経済情勢等の変化に対応するため、平成22年度～26年度を計画期間とする「今治市次世代育成支援地域行動計画（後期計画）」を策定しました。

（2）少子化問題等への対応の変遷

我が国の少子化対策の経緯

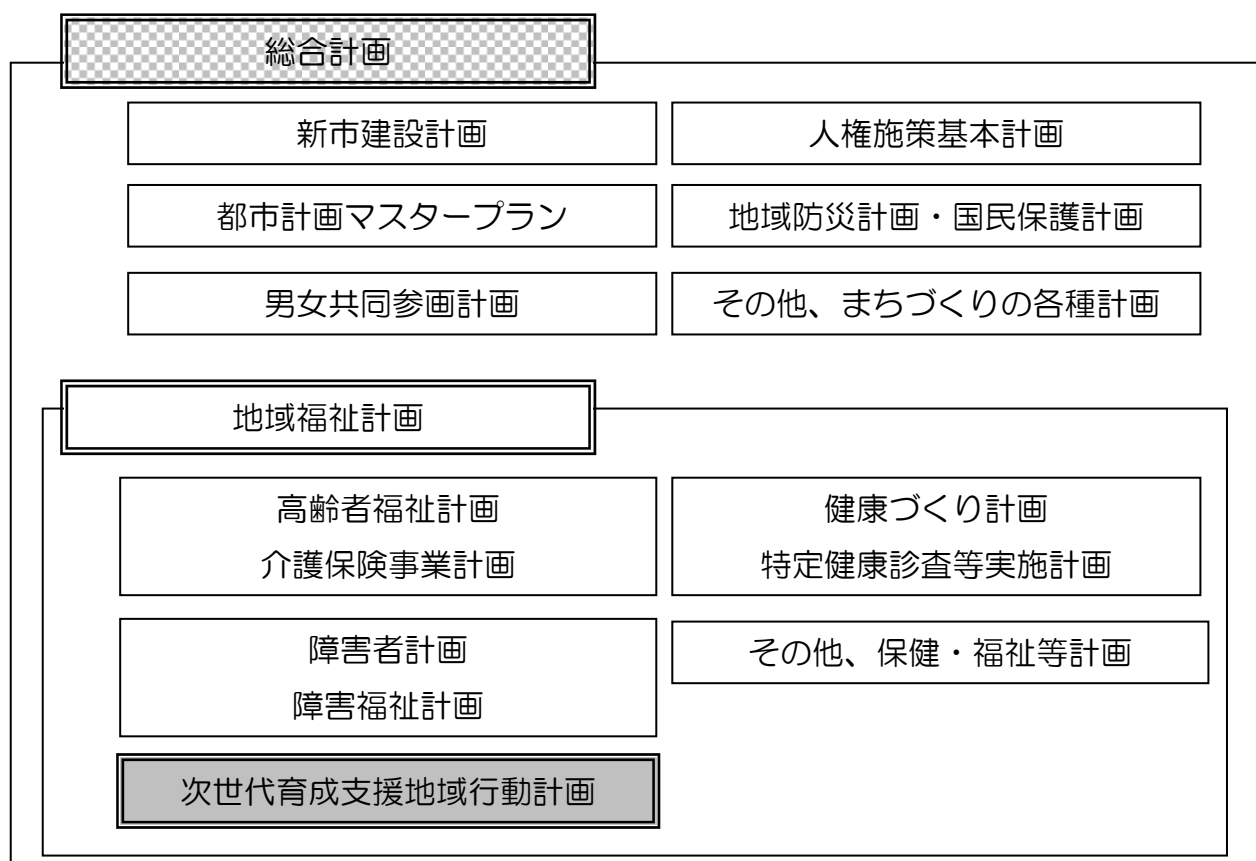


資料：平成21年版 少子化社会白書

## 2 計画の性格と役割

本計画は、次世代育成支援対策推進法第8条第1項<sup>1</sup>に基づき、本市がこれから進めていく次世代育成支援対策の目標や方向性を示したものです。また、「総合計画」「新市建設計画」「地域福祉計画」など関連計画と連携を図り、子育て支援における施策の行動指針を示した計画であるとともに、母子及び寡婦福祉法第12条に基づく「母子家庭及び寡婦自立促進計画」、母子保健法を踏まえた「母子保健計画」及び保育所保育指針等を踏まえた「保育所における質の向上のためのアクションプログラム」の性格をあわせ持つ計画です。

さらに、本市の次世代育成支援対策を着実に推進していくために、本計画に基づいて市民をはじめ各家庭や学校・地域・職場等の積極的な取り組みを促しています。



1：第8条 市町村は、行動計画策定指針に即して、5年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、5年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定するものとする。

### 3 計画の期間

本計画は、平成 22 年度を初年度とし、計画の最終年度である平成 26 年度を目標年度とする 5 年間の計画です。

なお、本計画期間においてさまざまな状況の変化等により見直しの必要性が生じた場合、随時計画の見直しを行っていきます。

H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
前期計画期間					後期計画期間(本計画)				
					見直し				

### 4 計画の対象者

本計画の対象者は、次世代育成支援対策推進法に基づき、すべての子育て家庭と子どもを対象とします。なお、本計画における子どもの範囲は 0 ～ 17 歳としています。

また、少子化対策を推進するにあたっては、企業や各種団体、全市民の理解と協力を得ながら進める必要があることから、全住民を計画の対象とします。

## 5 計画の策定体制

### （1）次世代育成支援対策地域協議会における協議

本計画の策定にあたっては、子育て支援施策関係者、児童健全育成施策関係者、学識経験者などで構成する「今治市次世代育成支援対策地域協議会」において計画の内容等を協議します。

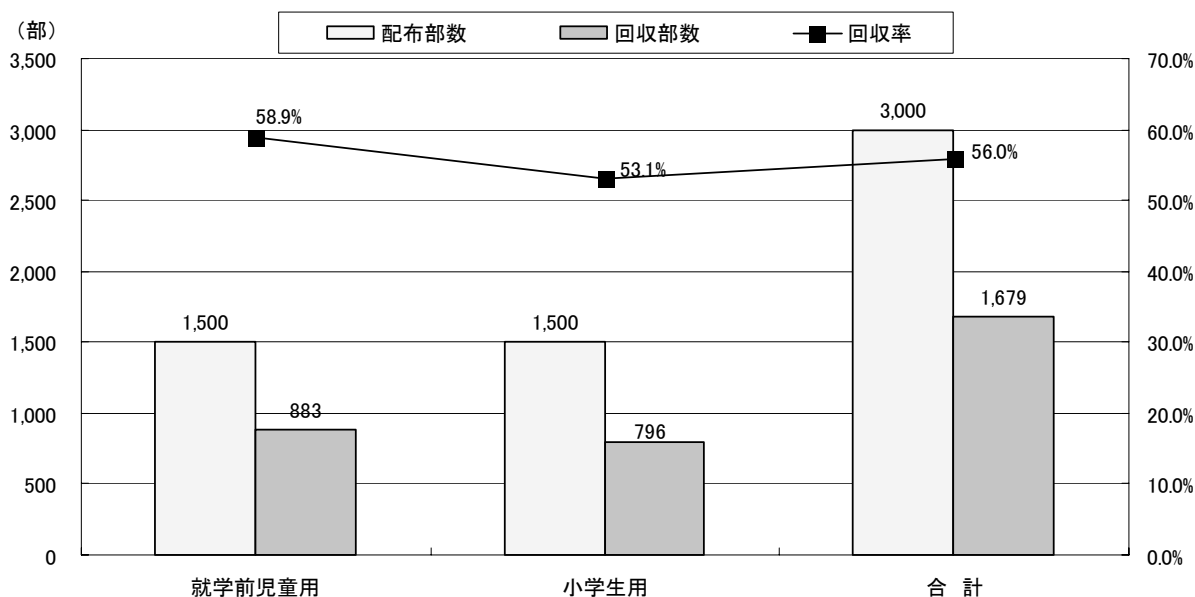
### （2）アンケート・ニーズ調査の実施

本計画の策定にあたっては、子育てサービス等の目標量を検討するとともに、子育て・子育て環境の現状を把握し、本計画へ反映することを目的として、就学前及び小学生の子どもがいる保護者へのアンケート・ニーズ調査を実施しました。

#### ■アンケート・ニーズ調査の概要

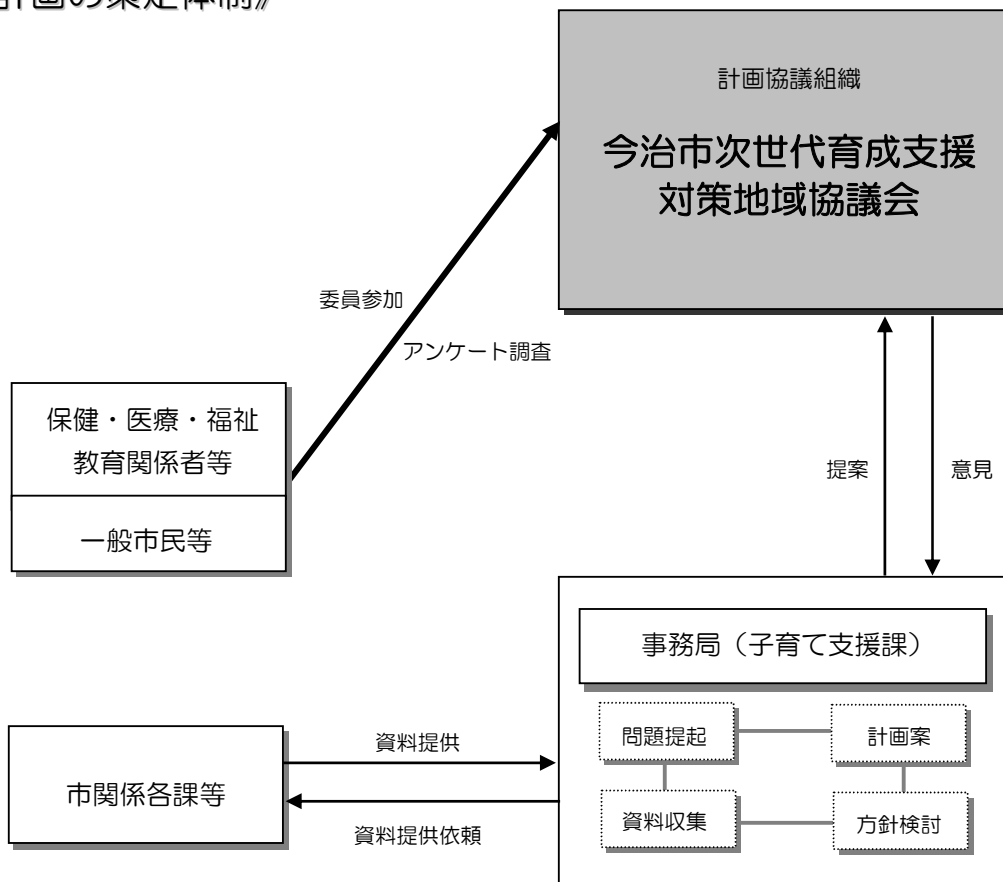
調査の種類	就学前児童用	小学生用
調査対象者	今治市にお住まいの、就学前のお子さんをお持ちの保護者（住民基本台帳をもとに無作為抽出）	今治市にお住まいの、小学生のお子さんをお持ちの保護者（住民基本台帳をもとに無作為抽出）
調査部数	1,500 部	1,500 部
調査方法	郵送による配布・回収	
調査期間	平成 21 年6月	

#### 配布・回収結果





《計画の策定体制》



## 第2章 今治市の状況

### 1 本市の概要

本市は、愛媛県の北東部に位置し、瀬戸内海のほぼ中央部に突出した高縄半島の東半分を占める陸地部と、芸予諸島の南半分の島しょ部からなり、緑豊かな山間地域を背景に、中心市街地の位置する平野部から世界有数の多島美を誇る青い海原まで、変化に富んだ地勢となっており、平成 17 年 1 月、旧今治市及び旧越智郡 11 か町村（旧朝倉村・旧玉川町・旧波方町・旧大西町・旧菊間町・旧吉海町・旧宮窪町・旧伯方町・旧上浦町・旧大三島町・旧関前村）の合併により誕生しました。

■今治市地図

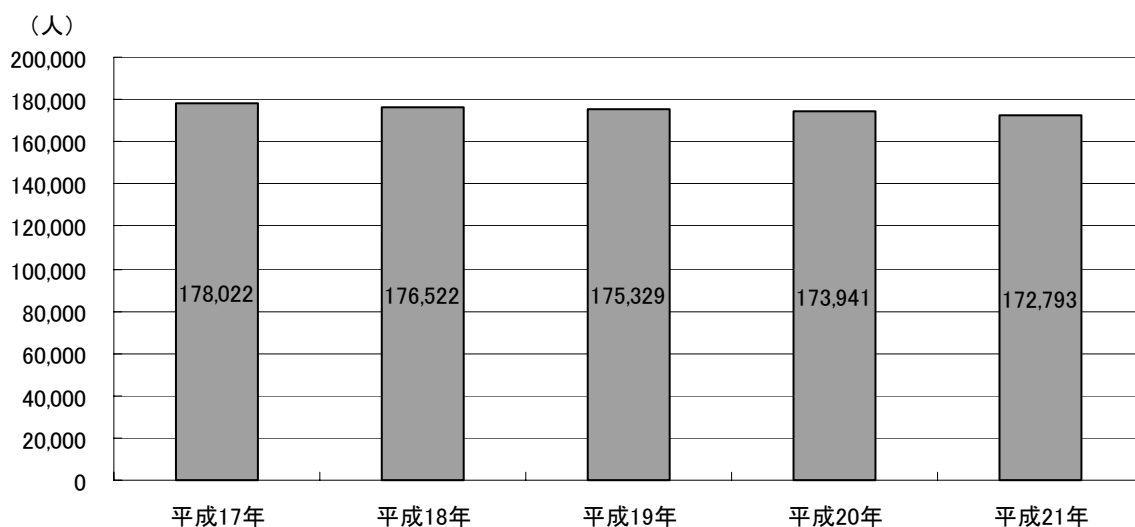


## 2 子どもを取り巻く状況

### （1）総人口の状況

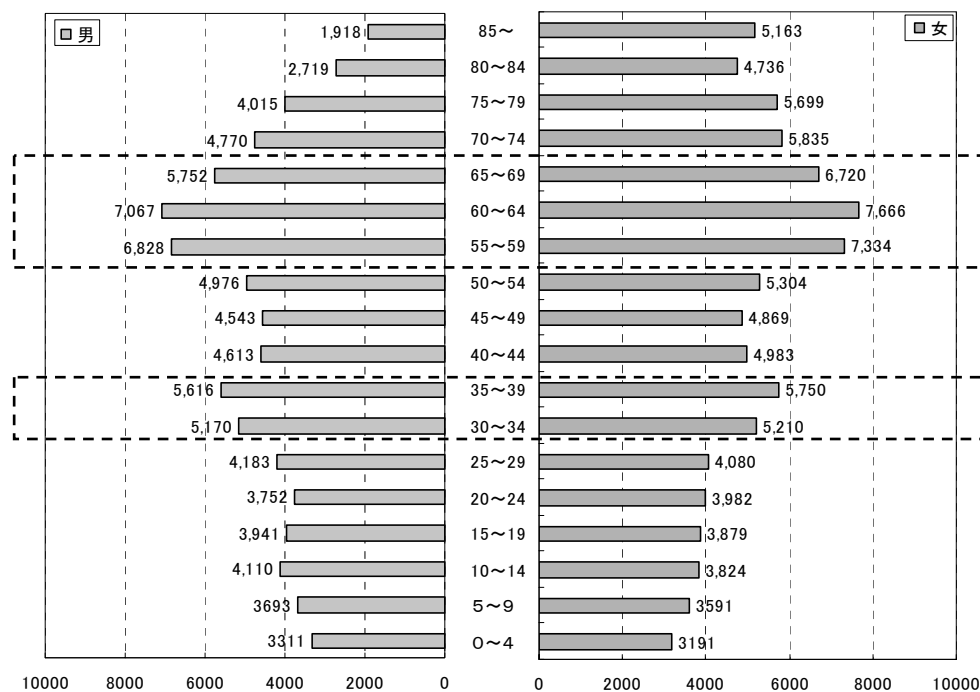
本市における総人口の状況をみると、平成17年時点で178,022人であったものが、平成21年には172,793人まで減少しています。

■総人口の推移状況（各年4月1日）



資料：住民基本台帳

■総人口の構成状況（平成21年4月1日）



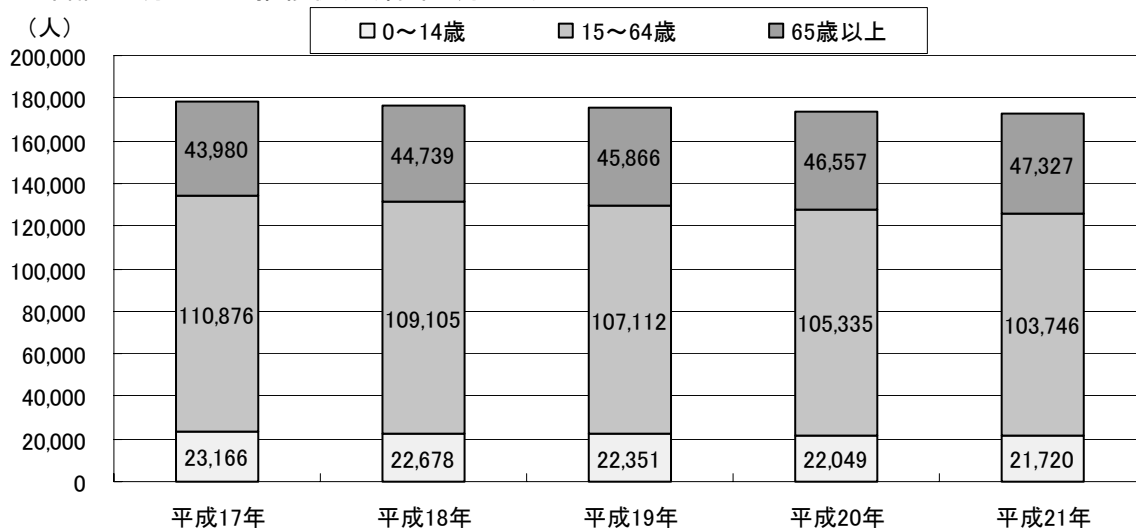
総人口の構成状況をみると、30歳代の子育て世代が若干多くはなっていますが、20歳代以下が少ない状況です。また、50歳代後半から60歳代の人口が多く、子育てへのサポートが期待できる層が多い状況となっています。

資料：住民基本台帳

年齢3区分人口の推移状況を見ると、0～14歳及び15～64歳が減少傾向であるのに対して、65歳以上は増加傾向にあり、少子高齢化が進行しています。

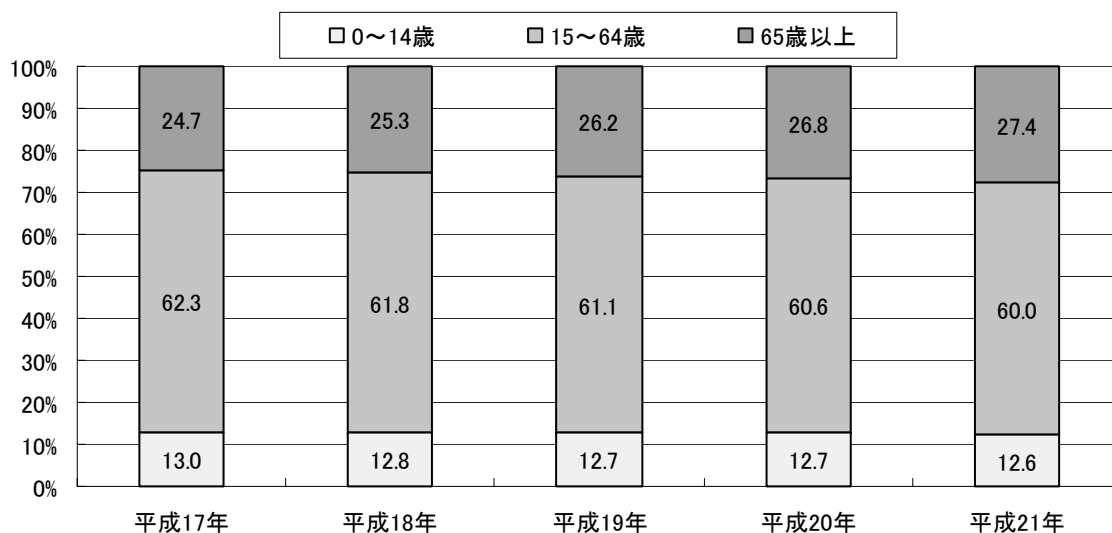
また、年齢3区分人口の割合についても0～14歳及び15～64歳が減少傾向であるのに対して、65歳以上は増加傾向にあります。

■年齢3区分人口の推移状況（各年4月1日）



資料：住民基本台帳

■年齢3区分人口の推移割合状況（各年4月1日）



資料：住民基本台帳

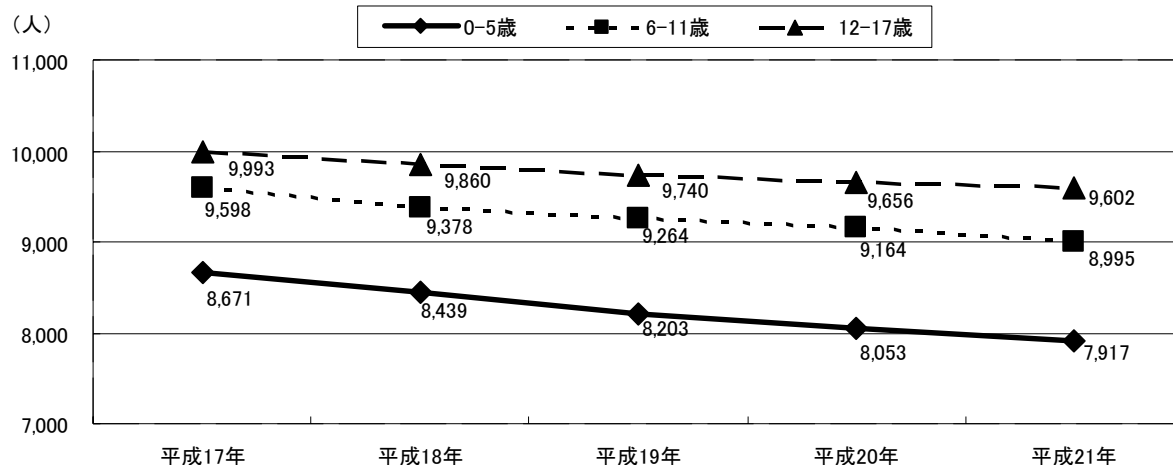
（2）0～17歳人口の状況

計画の対象年齢である0～17歳人口についての推移をみると、減少傾向にあり、0～5歳・6～11歳・12～17歳人口も減少傾向にあります。

■0～17歳人口の推移状況(各年4月1日)

単位：人

	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
0歳	1,320	1,232	1,272	1,264	1,256
1歳	1,417	1,340	1,259	1,319	1,311
2歳	1,457	1,409	1,344	1,264	1,339
3歳	1,466	1,462	1,411	1,343	1,270
4歳	1,536	1,458	1,459	1,409	1,326
5歳	1,475	1,538	1,458	1,454	1,415
6歳	1,579	1,461	1,524	1,453	1,450
7歳	1,540	1,576	1,456	1,525	1,443
8歳	1,625	1,531	1,594	1,459	1,520
9歳	1,552	1,627	1,523	1,589	1,456
10歳	1,639	1,545	1,617	1,524	1,596
11歳	1,663	1,638	1,550	1,614	1,530
12歳	1,592	1,663	1,636	1,550	1,625
13歳	1,607	1,597	1,650	1,631	1,549
14歳	1,698	1,601	1,598	1,651	1,634
15歳	1,620	1,665	1,575	1,570	1,647
16歳	1,736	1,600	1,673	1,579	1,562
17歳	1,740	1,734	1,608	1,675	1,585
	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
0～5歳(就学前)	8,671	8,439	8,203	8,053	7,917
6～11歳(小学生)	9,598	9,378	9,264	9,164	8,995
12～17歳(中・高校生)	9,993	9,860	9,740	9,656	9,602
小計	28,262	27,677	27,207	26,873	26,514



資料：住民基本台帳

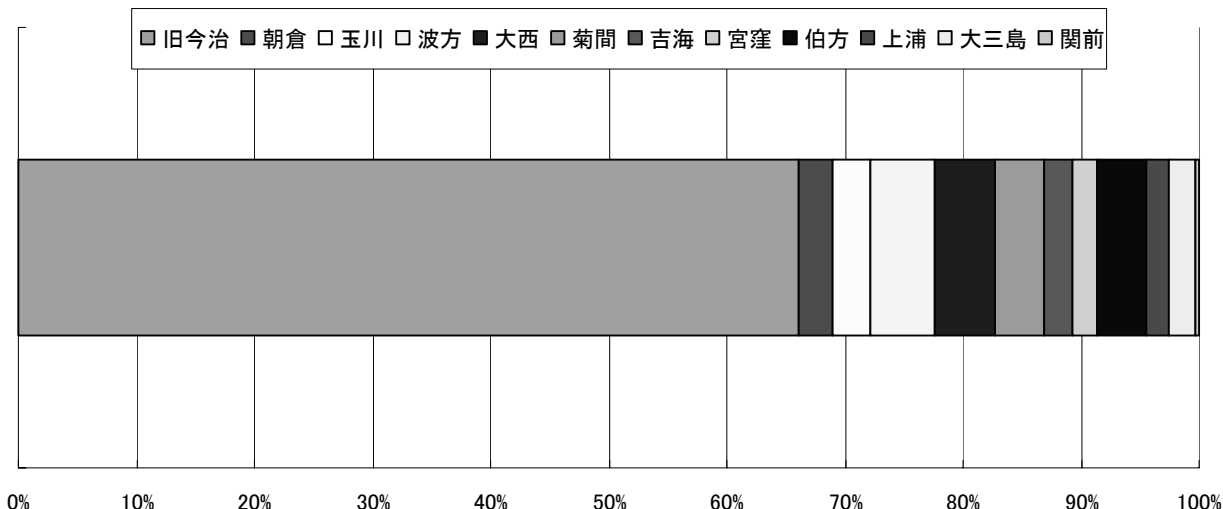
### （3）地域別人口の状況

地域別人口の状況を見ると、旧今治が最も多く、比率も66.1%を占めています。また、旧今治・陸地部・島しょ部の3区分でも旧今治が最も多く、次いで、陸地部、島しょ部の順になっています。

■地域別人口の状況(平成21年4月1日)

単位:人

	地域	男	女	小計	比率	地域2	小計2	比率2
1	旧今治	53,351	60,946	114,297	66.1%	旧今治	114,297	66.1%
2	朝倉	2,300	2,546	4,846	2.8%	陸地部	35,715	20.7%
3	玉川	2,673	2,985	5,658	3.3%			
4	波方	4,482	4,857	9,339	5.4%			
5	大西	4,312	4,500	8,812	5.1%			
6	菊間	3,333	3,727	7,060	4.1%			
7	吉海	2,008	2,387	4,395	2.5%	島しょ部	22,781	13.2%
8	宮窪	1,604	1,730	3,334	1.9%			
9	伯方	3,491	3,900	7,391	4.3%			
10	上浦	1,507	1,800	3,307	1.9%			
11	大三島	1,634	2,079	3,713	2.1%			
12	関前	282	359	641	0.4%			
合計		80,977	91,816	172,793	100.0%	合計	172,793	100.0%



資料:住民基本台帳

## （4）出生数等の状況

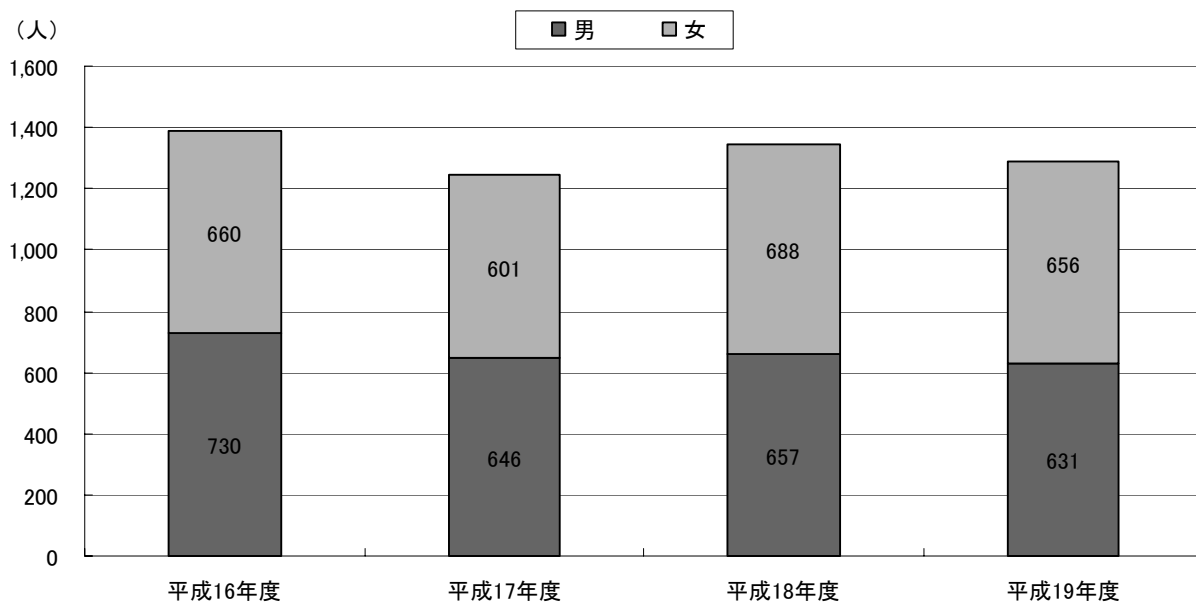
### ①年齢別出生数

母親の年齢別における出生数（15～49歳）の状況を見ると、平成16年度の1,390人から平成19年度には1,287人へと推移しており、増減を繰り返している状況で概ね1,300人前後が毎年出生しています。なお、年齢別にみると、20歳代が減少している一方、30歳代が増加している傾向です。

#### ■出生数の推移状況

単位：人

	平成16年度		平成17年度		平成18年度		平成19年度	
	男	女	男	女	男	女	男	女
15歳～19歳	22	25	14	17	16	14	21	11
20歳～24歳	117	115	94	97	94	114	97	119
25歳～29歳	248	221	226	196	229	216	187	177
30歳～34歳	251	231	221	219	227	261	216	238
35歳～39歳	83	61	82	65	80	75	100	99
40歳～44歳	9	7	8	7	10	7	10	12
45歳～49歳	0	0	1	0	1	1	0	0
小計	730	660	646	601	657	688	631	656
合計	1,390		1,247		1,345		1,287	



資料：愛媛県保健統計年報

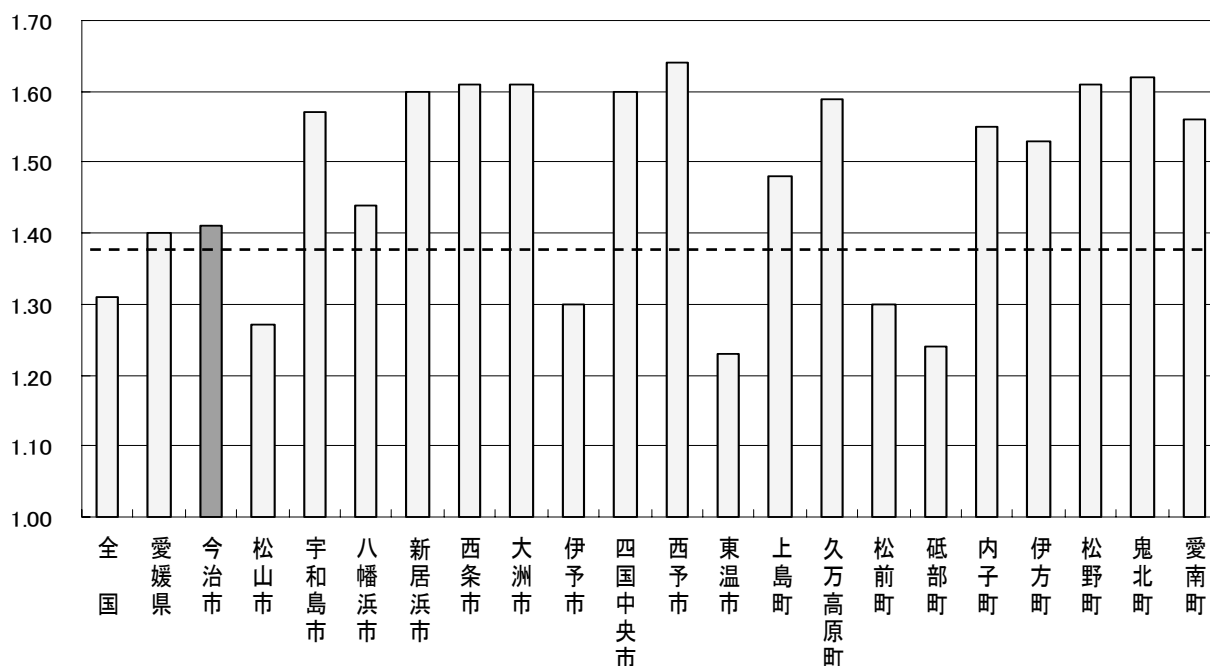
## ②合計特殊出生率

女性が一生の間に生むと推定される子どもの数を表す、合計特殊出生率（ベイズ推定値）の状況を見ると、今治市は1.41となっており、全国及び愛媛県を上回っている状況です。

■合計特殊出生率(ベイズ推定値)の状況(平成15～平成19年平均)

	合計特殊出生率 (ベイズ推定値)		合計特殊出生率 (ベイズ推定値)		合計特殊出生率 (ベイズ推定値)
全国	1.31	西予市	1.64	松山市保健所	1.27
愛媛県	1.40	東温市	1.23	四国中央保健所	1.60
今治市	1.41	上島町	1.48	今治保健所	1.41
松山市	1.27	久万高原町	1.59	松山保健所	1.27
宇和島市	1.57	松前町	1.30	宇和島保健所	1.59
八幡浜市	1.44	砥部町	1.24	西条保健所	1.61
新居浜市	1.60	内子町	1.55	八幡浜保健所	1.59
西条市	1.61	伊方町	1.53	資料:人口動態統計特殊報告	
大洲市	1.61	松野町	1.61		
伊予市	1.30	鬼北町	1.62		
四国中央市	1.60	愛南町	1.56		

※ベイズ推定値とは、対象の市区町村と同質と考えられる周辺地域(二次医療圏)のデータを組み合わせたベイズモデルにより合計特殊出生率及び標準化死亡比を補正し算出した数値です。





（5）世帯数等の状況

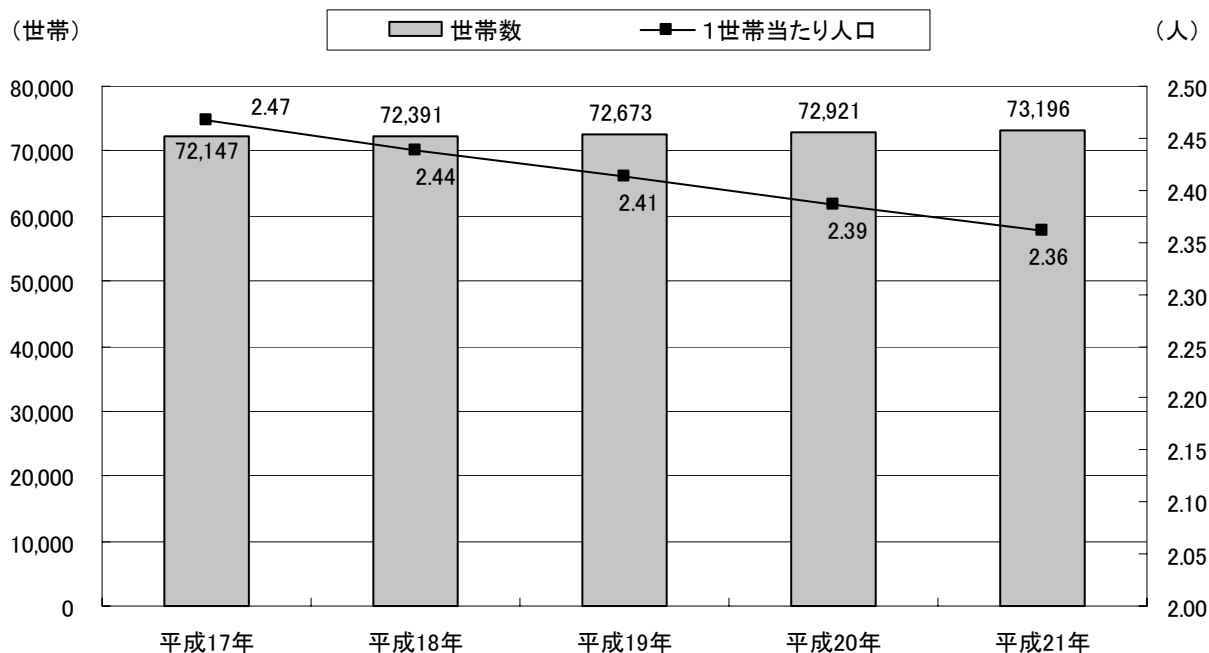
①世帯数の推移状況

世帯数の推移状況を見ると、平成17年の72,147世帯から平成21年には73,196世帯となっており、増加傾向にあります。また、世帯数の増加及び人口の減少にあわせて1世帯あたり人口は平成21年には2.36人まで減少しており、核家族化が進行しています。

■世帯数及び1世帯あたり人口の推移状況（各年4月1日）

単位：世帯・人

	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
世帯数	72,147	72,391	72,673	72,921	73,196
1世帯あたり人口	2.47	2.44	2.41	2.39	2.36



資料：住民基本台帳

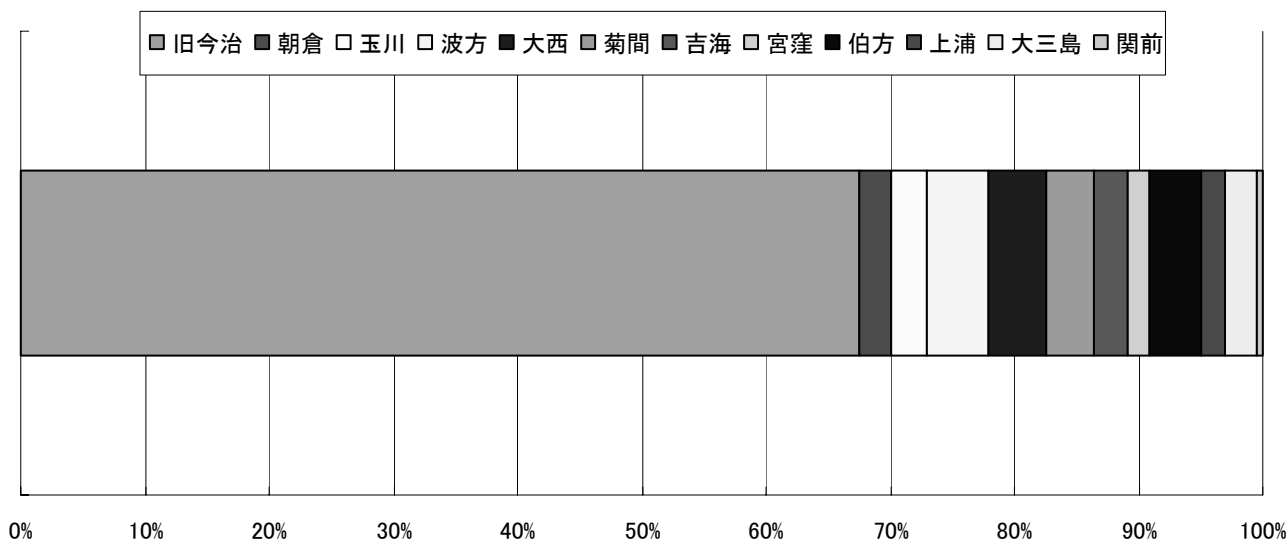
②地域別世帯数の状況

地域別世帯数の状況を見ると、旧今治が最も多く、比率も67.5%を占めています。また、旧今治・陸地部・島しょ部の3区分でも旧今治が最も多く、次いで、陸地部、島しょ部の順になっています。

■地域別世帯数の状況(平成21年4月1日)

単位:世帯

	地域	世帯数	比率	地域2	世帯数2	比率2
1	旧今治	49,403	67.5%	旧今治	49,403	67.5%
2	朝倉	1,891	2.6%	陸地部	13,876	19.0%
3	玉川	2,088	2.9%			
4	波方	3,618	4.9%			
5	大西	3,394	4.6%			
6	菊間	2,885	3.9%			
7	吉海	1,943	2.7%	島しょ部	9,917	13.5%
8	宮窪	1,245	1.7%			
9	伯方	3,043	4.2%			
10	上浦	1,506	2.1%			
11	大三島	1,816	2.5%			
12	関前	364	0.5%			
合計		73,196	100.0%	合計	73,196	100.0%



資料:住民基本台帳

（6）就業等の状況

①産業別就業者数の状況

産業別就業者数の状況を見ると、人口の減少と比例して、第一次産業・第二次産業・第三次産業ともに減少しています。なお、第三次産業の比率が最も多く、次いで、第二次産業、第一次産業の順になっています。

■産業別就業者数の状況

単位：人・%

		平成 12 年計	平成 17 年計	男(17 年)	女(17 年)	割合(%)
第一次産業	農業	5,916	5,537	3,157	2,380	6.93
	林業	26	15	11	4	0.02
	漁業	1,101	987	812	175	1.23
	小計	7,043	6,539	3,980	2,559	8.18
第二次産業	鉱業	393	258	220	38	0.32
	建設業	8,659	9,318	8,052	1,266	11.66
	製造業	20,557	16,925	10,822	6,103	21.17
	小計	29,609	26,501	19,094	7,407	33.15
第三次産業	電気・ガス・熱供給・水道業	444	324	273	51	0.41
	運輸・通信業	5,274	4,577	3,789	788	5.73
	卸売・小売業・飲食店	17,901	17,107	7,696	9,411	21.40
	金融・保険業	1,922	1,601	709	892	2.00
	不動産業	441	515	305	210	0.64
	サービス業	19,495	20,219	8,095	12,124	25.29
	公務	2,571	2,316	1,733	583	2.90
	小計	48,048	46,659	22,600	24,059	58.37
分類不能の産業		21	239	148	91	0.30
合計( A )		84,721	79,938	45,822	34,116	100.00
15歳以上人口( B )		155,557	151,077	69,029	82,048	-
労働力人口( C )		90,083	85,866	49,757	36,109	-
労働力率( C / B )		57.9	56.8	72.1	44.0	-
就業比率( A / C )		94.0	93.1	92.1	94.5	-

資料：国勢調査

②流出・流入人口の状況

流出・流入人口の状況を見ると、流入人口の方が多くなっている状況です。

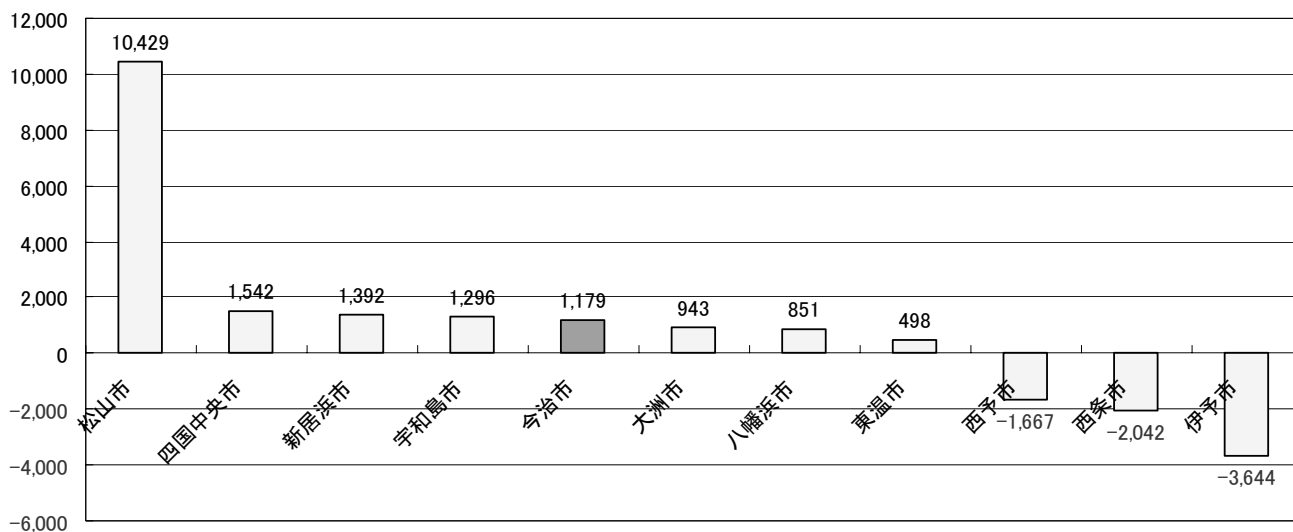
■流出・流入人口の状況(平成 17 年)

	流出人口			流入人口		
	総数	就業者	通学者	総数	就業者	通学者
松山市	21,942	19,965	1,977	32,371	26,669	5,702
今治市	5,542	4,763	779	6,721	6,033	688
宇和島市	2,691	2,289	402	3,987	3,534	453
八幡浜市	3,228	3,015	213	4,079	3,492	587
新居浜市	7,505	7,032	473	8,897	8,051	846
西条市	9,944	8,859	1,085	7,902	7,743	159
大洲市	3,808	3,141	667	4,751	4,263	488
伊予市	9,119	7,685	1,434	5,475	5,078	397
四国中央市	4,237	3,618	619	5,779	5,728	51
西予市	3,748	3,318	430	2,081	1,926	155
東温市	7,845	6,749	1,096	8,343	7,345	998

資料:国勢調査

■流出・流入人口の状況グラフ

(人)



資料:国勢調査

### ③女性就業状況

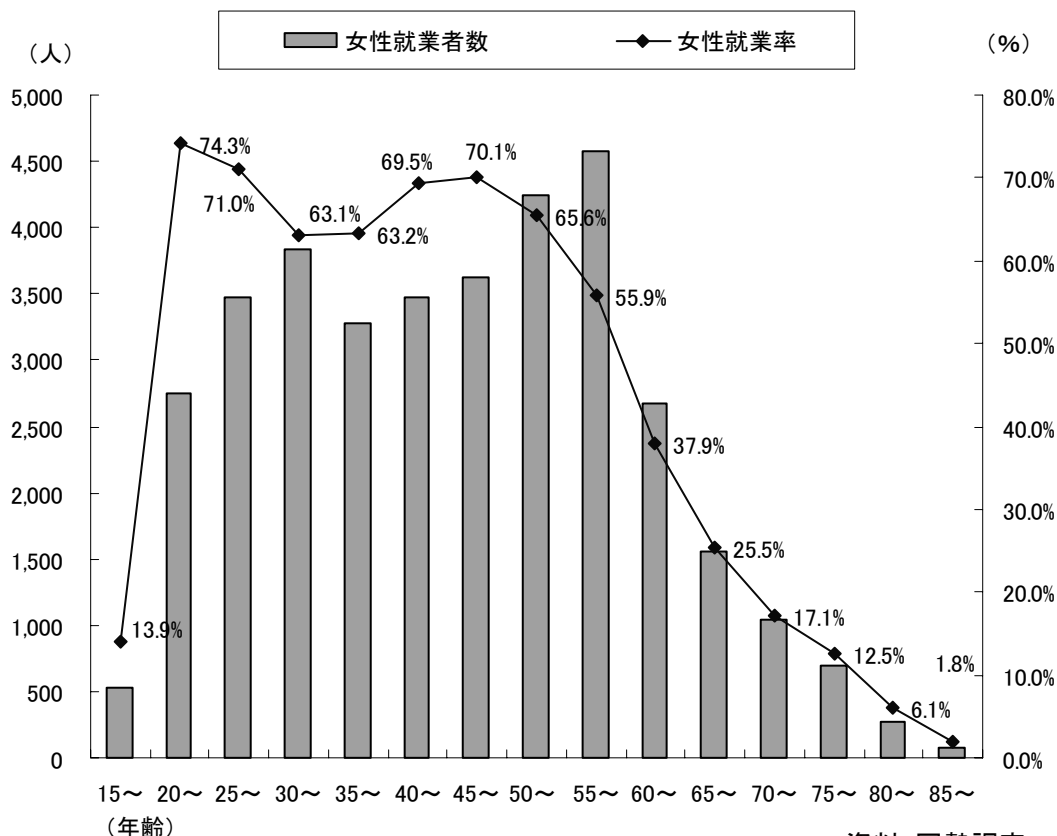
女性就業状況をみると、就業者数では55～59歳が4,583人で最も多くなっており、就業率では20～24歳が最も高くなっています。

20歳代後半から30歳代にかけて結婚や子育て等の影響から就業率の低下（M字カーブ・M字曲線）がみられます。

■女性就業状況（平成17年）

単位：人

年齢	女性人口	女性 就業者数	女性 就業率	年齢	女性人口	女性 就業者数	女性 就業率
15～	3,750	522	13.9%	55～	8,202	4,583	55.9%
20～	3,698	2,748	74.3%	60～	7,052	2,675	37.9%
25～	4,893	3,472	71.0%	65～	6,088	1,551	25.5%
30～	6,086	3,839	63.1%	70～	6,117	1,049	17.1%
35～	5,180	3,276	63.2%	75～	5,574	695	12.5%
40～	5,004	3,476	69.5%	80～	4,386	266	6.1%
45～	5,175	3,630	70.1%	85～	4,364	80	1.8%
50～	6,479	4,247	65.6%	合計	82,048	36,109	44.0%



資料：国勢調査

### 3 将来推計人口の状況

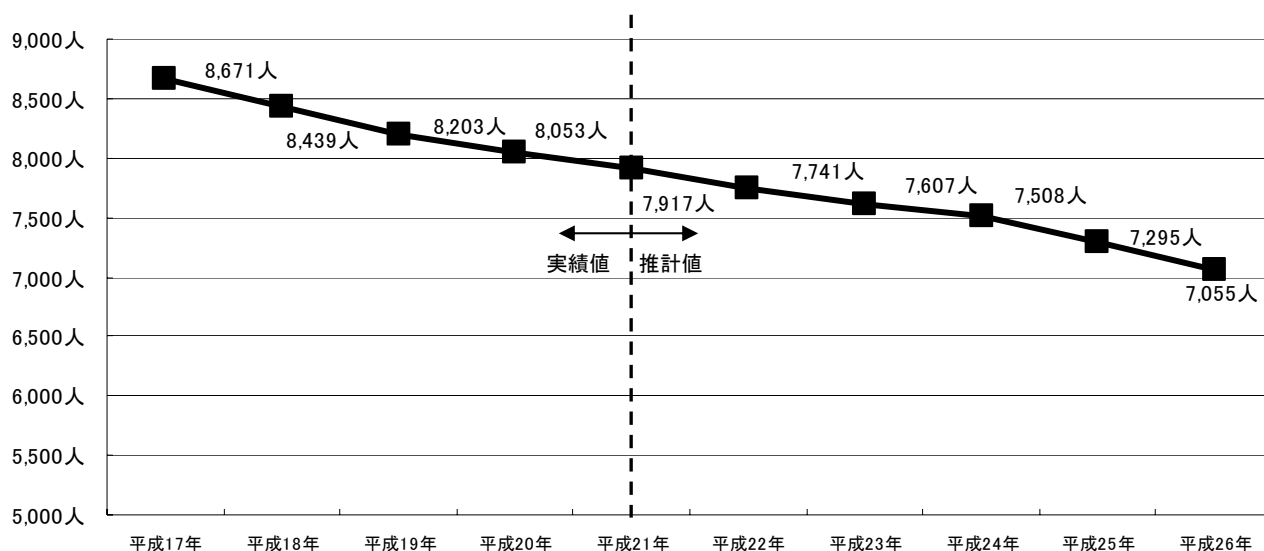
#### （1）将来推計人口（0～5歳）

将来推計人口（0～5歳）の状況をみると、年々減少するものと予測され、平成26年には0～5歳合計が7,055人まで減少するものと予測されます。

■将来推計人口（0～5歳）

単位：人（各年4月1日）

		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	0～5歳
実績値	平成17	1,320	1,417	1,457	1,466	1,536	1,475	8,671
	平成18	1,232	1,340	1,409	1,462	1,458	1,538	8,439
	平成19	1,272	1,259	1,344	1,411	1,459	1,458	8,203
	平成20	1,264	1,319	1,264	1,343	1,409	1,454	8,053
	平成21	1,256	1,311	1,339	1,270	1,326	1,415	7,917
推計値	平成22	1,176	1,303	1,331	1,346	1,254	1,331	7,741
	平成23	1,138	1,220	1,324	1,338	1,329	1,258	7,607
	平成24	1,102	1,180	1,240	1,332	1,321	1,333	7,508
	平成25	1,065	1,142	1,200	1,247	1,316	1,325	7,295
	平成26	1,032	1,103	1,162	1,207	1,231	1,320	7,055



推計値は、住民基本台帳を用いて、コーホート変化率法に基づき算出しています。コーホート変化率法とは、各年齢ごとの人口増減を変化率としてとらえ、その率が将来も大きく変化しないものと推計し、また、0歳の子ども人口は15～49歳女性の出生率を活用し推計する方法です。

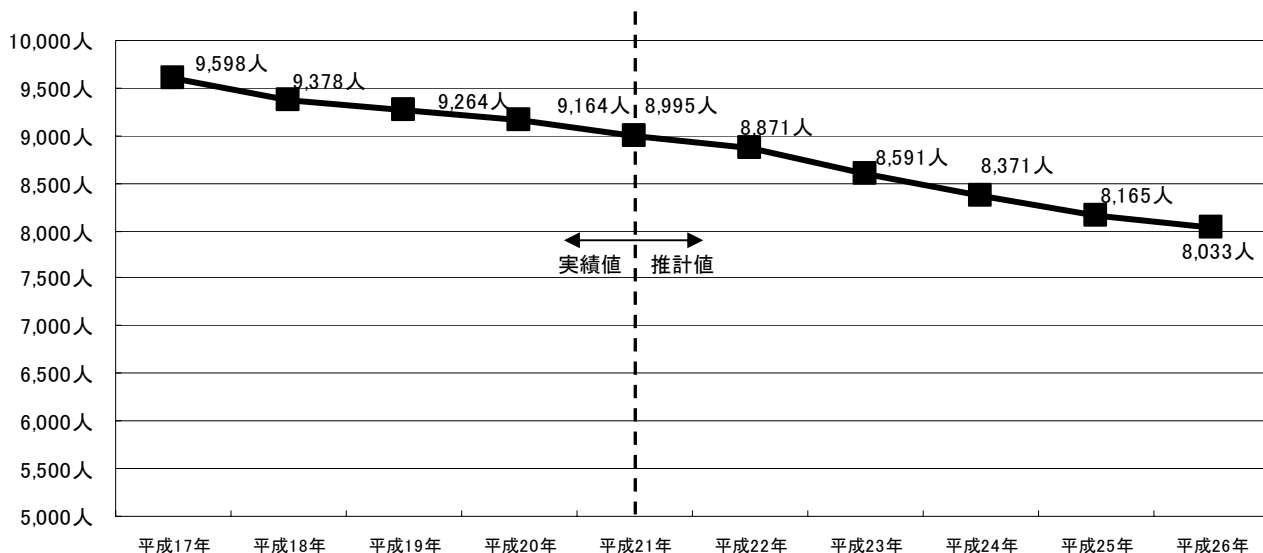
（2）将来推計人口（6～11歳）

将来推計人口（6～11歳）の状況をみると、年々減少するものと予測され、平成26年には6～11歳合計が8,033人まで減少するものと予測されます。

■将来推計人口（6～11歳）

単位：人（各年4月1日）

		6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	6～11歳合計
実績値	平成17年	1,579	1,540	1,625	1,552	1,639	1,663	9,598
	平成18年	1,461	1,576	1,531	1,627	1,545	1,638	9,378
	平成19年	1,524	1,456	1,594	1,523	1,617	1,550	9,264
	平成20年	1,453	1,525	1,459	1,589	1,524	1,614	9,164
	平成21年	1,450	1,443	1,520	1,456	1,596	1,530	8,995
推計値	平成22年	1,411	1,440	1,438	1,517	1,463	1,602	8,871
	平成23年	1,327	1,401	1,435	1,435	1,524	1,469	8,591
	平成24年	1,254	1,317	1,396	1,432	1,442	1,530	8,371
	平成25年	1,329	1,244	1,312	1,393	1,439	1,448	8,165
	平成26年	1,321	1,319	1,239	1,309	1,400	1,445	8,033



推計値は、住民基本台帳を用いて、コーホート変化率法に基づき算出しています。

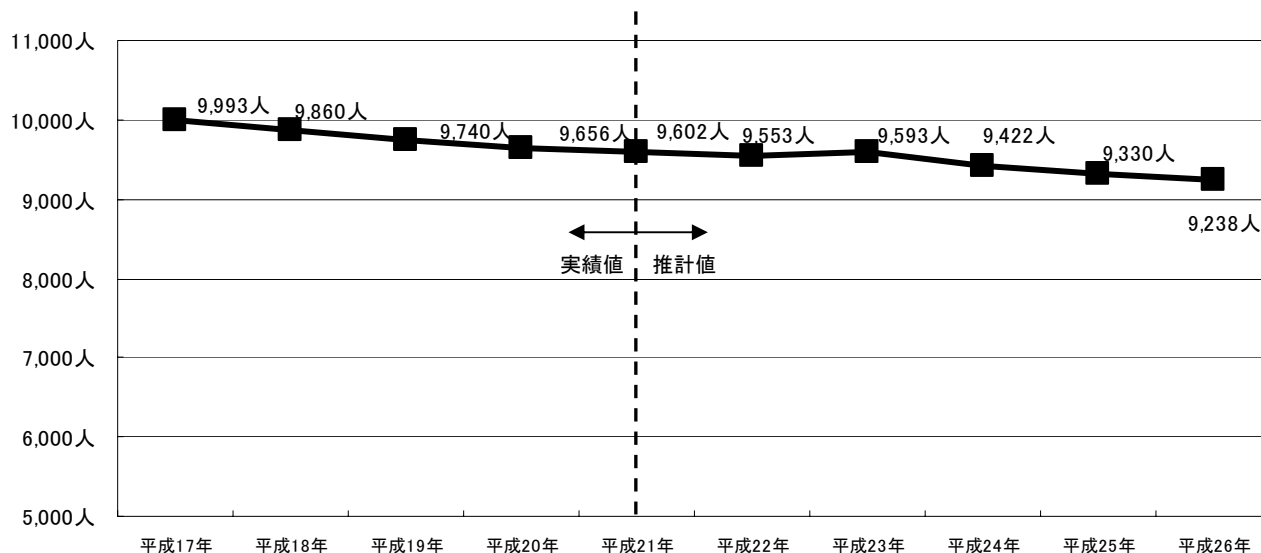
### （3）将来推計人口（12～17歳）

将来推計人口（12～17歳）の状況をみると、年々減少するものと予測され、平成26年には12～17歳合計が9,238人まで減少するものと予測されます。

■将来推計人口（12～17歳）

単位：人（各年4月1日）

		12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	12～17歳合計
実績値	平成17年	1,592	1,607	1,698	1,620	1,736	1,740	9,993
	平成18年	1,663	1,597	1,601	1,665	1,600	1,734	9,860
	平成19年	1,636	1,650	1,598	1,575	1,673	1,608	9,740
	平成20年	1,550	1,631	1,651	1,570	1,579	1,675	9,656
	平成21年	1,625	1,549	1,634	1,647	1,562	1,585	9,602
推計値	平成22年	1,540	1,624	1,552	1,630	1,639	1,568	9,553
	平成23年	1,612	1,539	1,627	1,548	1,622	1,645	9,593
	平成24年	1,478	1,611	1,542	1,623	1,540	1,628	9,422
	平成25年	1,539	1,477	1,614	1,539	1,615	1,546	9,330
	平成26年	1,457	1,538	1,480	1,611	1,531	1,621	9,238



推計値は、住民基本台帳を用いて、コーホート変化率法に基づき算出しています。



## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 計画の方向性

#### （1）計画の方向性

本計画を効率的かつ効果的に実施していくため、計画の方向性を定めて施策を実施していきます。

次世代育成支援のめざす姿としては、生まれてくる子どもたちが家庭や地域に心から祝福され、そして健康で豊かな人間性を育む環境が整っていることが重要です。

そのためには、子育て支援サービスや保健・福祉・医療サービスの充実はもちろんのこと、住民の誰もが結婚や出産、仕事に楽しみや希望を持ちながら安心して生活ができる豊かな地域社会の構築が不可欠です。また、子どもの健やかな成長にとって家庭の果たす役割は最も重要なものであり、家庭における子育て力・教育力を高めるためには、子育てをしている親の成長を支援するとともに、将来、次代の親となる若い世代への教育も重要です。

前期計画において、本市では子育て家庭や子ども自身を支えるさまざまなサービスの充実はもとより、子育てを社会全体で支える環境づくりをめざして、本計画の基本的な考え方を8つの視点として整理し、計画がめざす方向を表すキャッチフレーズを設定しており、後期計画においてもその方向性を継続して推進していきます。

『うちの子 よその子 みんなの子 子育て支援の<sup>まち</sup>都市 いまばり』

- ① 子どもの視点
- ② 次代の親づくりという視点
- ③ サービス利用者の視点
- ④ 社会全体による支援の視点
- ⑤ すべての子どもと家庭への支援の視点
- ⑥ 地域における社会資源の効果的な活用の視点
- ⑦ サービスの質の視点
- ⑧ 地域特性の視点

8つの視点に基づき推進

## （2）基本的な考え方（8つの視点）

### ① 子どもの視点

子育て支援サービスなどの次世代育成支援対策の推進は、その影響を受ける子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮していきます。

### ② 次代の親づくりという視点

子どもは次代の親となるものとの認識のもと、豊かな人間性の形成や自立の支援など、健全育成に取り組めます。

### ③ サービス利用者の視点

核家族化の進行、価値観の多様化、子育て家庭の実態等に伴い多様化する子育てニーズに対して対応できるよう、柔軟に取り組んでいきます。

### ④ 社会全体による支援の視点

次世代育成支援対策は、父母や保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもと、行政・企業・地域による協力・協働が必要です。

### ⑤ すべての子どもと家庭への支援の視点

子育てと仕事の両立支援のみならず、子育ての孤立化等の問題を踏まえ、広くすべての子どもと家庭への支援を推進していきます。

### ⑥ 地域における社会資源の効果的な活用の視点

子育てサークルや母親クラブ、子育て支援等を通じた地域活動など、公共施設をはじめ、さまざまな地域の資源を十分に活用します。

### ⑦ サービスの質の視点

誰もが安心してサービスを利用できる環境を整備するため、人材の資質向上とともに、情報公開やサービス評価等の取り組みを進めます。

### ⑧ 地域特性の視点

本市は、陸地部と島しょ部、都市部と農村部など、多様な特性をあわせ持っています。このような地域特性を踏まえながら、必要な次世代育成支援対策を推進していきます。

## 2 基本目標

計画の方向性及び基本的な考え方、国の基本指針（市町村行動計画の内容に関する事項）を踏まえ、下記の基本目標を考慮します。

### 1 地域における子育ての支援

地域における子育て支援サービスの充実  
保育サービスの充実  
子育て支援のネットワークづくり  
児童の健全育成

### 2 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

子どもや母親の健康の確保  
「食育」の推進  
思春期保健対策の充実  
小児医療の充実

### 3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境等の整備

次代の親の育成  
子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境の整備  
家庭や地域の教育力の向上  
子どもを取り巻く有害環境対策の推進

4 子育てを支援する生活環境の整備

良質な住宅の確保  
良好な居住環境の確保  
安全な道路交通環境の整備  
安心して外出できる環境の整備  
安全・安心まちづくりの推進等

5 職業生活と家庭生活との両立の推進

仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し  
仕事と子育ての両立のための基盤整備

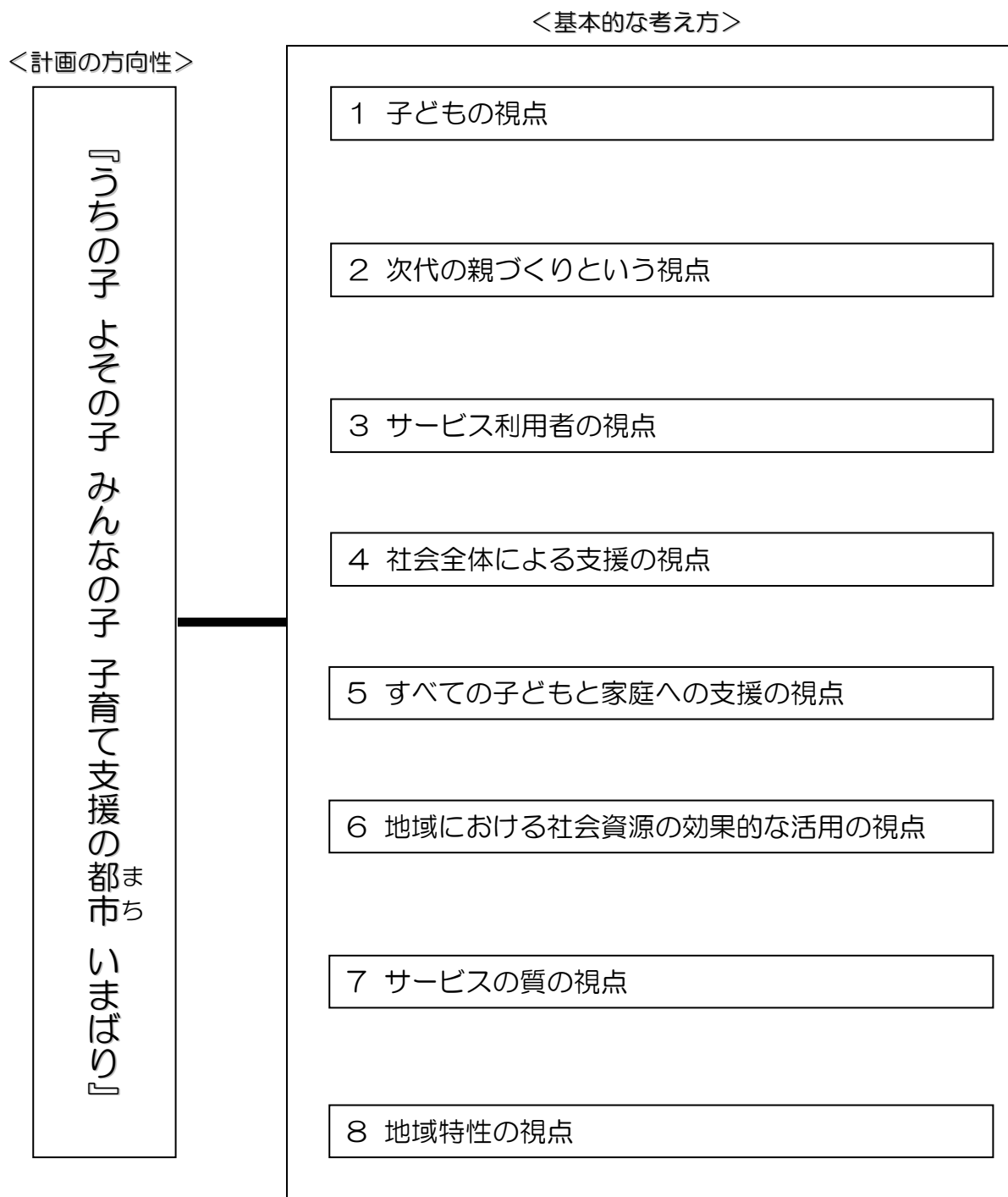
6 子ども等の安全の確保

子どもの交通安全を確保するための活動の推進  
子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進  
被害に遭った子どもの保護の推進

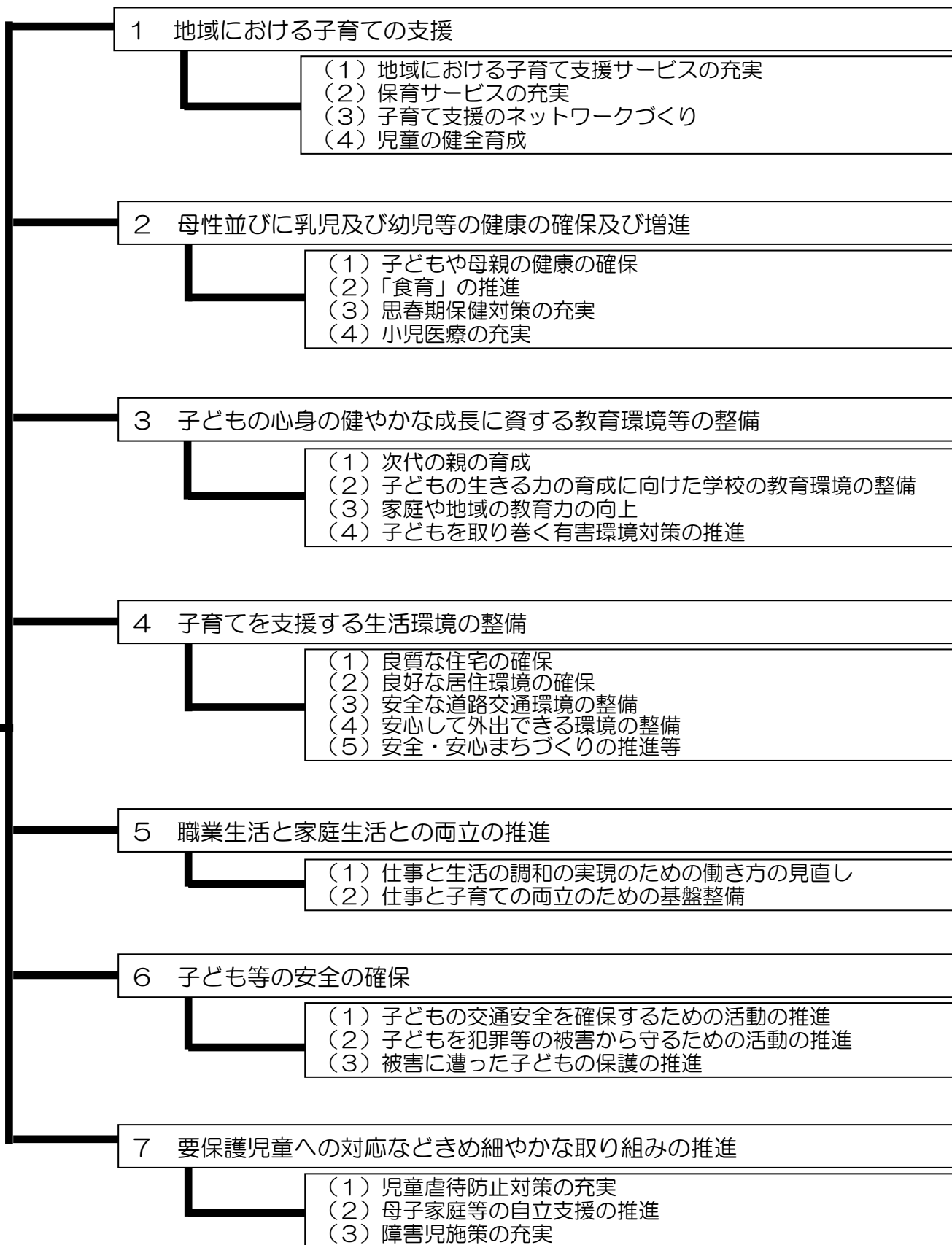
7 要保護児童への対応などきめ細やかな取り組みの推進

児童虐待防止対策の充実  
母子家庭等の自立支援の推進  
障害児施策の充実

### 3 計画の体系図



＜基本目標＞



## 第4章 施策の内容

### 1 地域における子育ての支援

#### （1）地域における子育て支援サービスの充実

ニーズ調査結果では、地域で子どもを見守り育てていくことが大切であるという声が多い状況です。

専業主婦家庭や母子家庭等を含めたすべての子育て家庭への支援を行う観点から、地域におけるさまざまな子育て支援サービスの充実を図ります。

事業	今後の方向	目標（平成26年度）	担当課
<b>ファミリー・サポート・センター事業</b> 子育てサービス（保育所等の送迎、預かりなど）の提供会員と依頼会員からなる組織で、有償で相互援助活動を行います。 <i>現状：1か所</i>	継続して実施します。	・広報等による利用の促進に努めます。 ・研修等を行い病児・病後児等、緊急時の預かりを充実します。 <b>【目標事業量】</b> <i>1か所</i>	子育て支援課
<b>ショートステイ事業（子育て短期支援事業）</b> 保護者が、疾病、仕事等により家庭において児童の養育が一時的に困難になった場合に短期間預かります。 <i>現状：1か所</i>	継続して実施します。	・制度の周知を図ります。 <b>【目標事業量】</b> <i>1か所</i>	子育て支援課
<b>一時預かり事業</b> 通院、出産、介護、事故等で子どもを家庭で保育できない場合や、育児疲れでリフレッシュが必要な場合などに、一時的に保育所で預かります。 <i>現状：延べ5,508人 11か所</i>	継続して実施します。	・ニーズに応じた対応に努めます。 <b>【目標事業量】</b> <i>延べ5,808人 13か所</i>	こども福祉課 子育て支援課

事業	今後の方向	目標（平成26年度）	担当課
<p><b>トワイライトステイ事業（子育て短期支援事業）</b></p> <p>保護者が仕事などの都合で帰宅が夜間になる場合、一時的に預かります。</p>	<p>実施場所、運営方法等について検討します。</p>	<p>・ニーズに応じた対応に努めます。</p> <p><b>【目標事業量】</b></p> <p>1か所</p>	<p>子育て支援課</p>
<p><b>地域子育て支援拠点事業（センター型）</b></p> <p>子育て全般に関する専門的な支援を行うとともに、地域に出向いて子育てに関する相談や情報提供などの支援活動を行います。</p> <p>現状：3か所</p>	<p>継続して実施します。</p>	<p>・研修等を充実し、職員の資質の向上に努めます。</p> <p>・地域との連携に努めます。</p> <p><b>【目標事業量】</b></p> <p>5か所</p>	<p>子育て支援課</p>
<p><b>地域子育て支援拠点事業（ひろば型）</b></p> <p>乳幼児を持つ子育て中の親子が気軽に集い、仲間づくりや情報交換を行います。</p> <p>現状：4か所</p>	<p>継続して実施します。</p>	<p>・研修等を充実し、職員の資質の向上に努めます。</p> <p>・多様な子育て講座の開催に努めます。</p> <p><b>【目標事業量】</b></p> <p>6か所</p>	<p>子育て支援課</p>
<p><b>わくわく子育てサロン事業</b></p> <p>児童館や子育て支援センター等の拠点施設がない地域の保育所等で、子育て中の親子が交流・情報交換のできる場所を週1回程度提供します。</p>	<p>継続して実施します。</p>	<p>・主任児童委員や地域子育てサポーター等と連携を図り、内容の充実に努めます。</p>	<p>子育て支援課</p>
<p><b>マイ保育園事業</b></p> <p>妊娠中から満3歳になるまでの乳幼児のいる家庭を対象に、保育所を地域の子育て拠点施設と位置づけ、子育て相談、子育て講座、園庭開放、おためし一時保育（半日無料体験）等を行います。</p>	<p>継続して実施します。</p>	<p>・内容の充実に努めるとともに、登録者の拡大・利用促進に努めます。</p>	<p>子育て支援課</p>



事業	今後の方向	目標（平成 26 年度）	担当課
<b>子育てファミリー応援ショップ事業</b> 妊婦や就学前児童のいる世帯が、協賛店舗で買い物をした際に市が交付する「子育て応援カード」を提示すると、店独自の割引などのサービスが受けられます。 （事業の期間は、平成 24 年度まで）	平成 24 年度まで実施しますが、継続については協賛店舗等と協議します。	・継続の方向で協議が整えば、協賛店舗の拡大、制度の周知に努めます。	子育て支援課
<b>こんにちは赤ちゃん事業（乳児家庭全戸訪問事業）</b> 生後 4 か月までの乳児のいる家庭を民生・児童委員、主任児童委員が訪問し、子育てに関する情報の提供や助言を行い、乳児家庭の孤立化を防ぎます。	継続して実施します。	・保健師と連携を図ります。 ・研修内容の充実を図ります。	子育て支援課
<b>子育て応援ヘルパー派遣事業</b> 妊娠中や乳児を養育する方が体調不良等で家事や育児が困難な家庭、2 人以上の乳幼児を養育する家庭等にヘルパーを派遣して、家事や育児の援助を行います。	実施に向けて検討します。	・制度の周知を図り、利用の促進に努めます。	子育て支援課
<b>子どもと家庭の相談</b> 家庭児童相談員を配置して、心配や悩みの個別相談、巡回相談、電話相談を実施し、子どもと家庭に関する助言・指導を行います。	継続して実施します。	・相談事業の周知に努めるとともに、関係機関との連携の強化を図ります。	子育て支援課
<b>婦人相談</b> 婦人相談員を配置して、配偶者等からの暴力や暴言等（DV）に関する悩み、子育てに関する悩みなどについて、相談事業を行います。	継続して実施します。	・相談事業の周知に努めるとともに、関係機関との連携の強化を図ります。	市民まちづくり推進課

事業	今後の方向	目標（平成26年度）	担当課
<b>子育てプラザ（総合窓口）の開設</b> 子育て等に関する総合的な（相談）窓口を開設します。	開設に向けて検討します。	・総合窓口の体制づくりに努めます。	子育て支援課
<b>幼稚園における預かり保育</b> 幼稚園終了時間後の保育ニーズに応じて預かり保育（延長保育）を実施します。 （私立16園） 現状：344人/日	継続して実施します。	・預かり保育の促進及び保育内容の充実に努めます。 <b>【目標事業量】</b> 401人/日	学校教育課
<b>幼稚園における子育て支援</b> 地域の未就園児のいる家庭への情報提供や相談事業を行います。	継続して実施します。	・地域子育て支援センターや保育所等と連携を図り、内容の充実に努めます。	学校教育課
<b>幼稚園における園庭・園舎の開放</b> 幼稚園の園庭・園舎を開放し、子育て相談や未就園児の親子登園等を実施します。	継続して実施します。	・幼稚園を活用した子育て支援活動を推進します。	学校教育課
<b>ブックスタート</b> 赤ちゃんと保護者が、絵本を介してゆっくりふれあうひとときを持つきっかけづくりのため、乳児健診時に絵本を手渡しています。	継続して実施します。	・絵本に親しむ機会の拡大に努めます。	図書情報サービス課
<b>絵本・紙芝居の読み聞かせ</b> 図書館では、小さい頃から絵本や紙芝居に親しんでもらうため、朗読ボランティアによる読み聞かせを実施しています。	継続して実施します。	・事業の周知を図り、参加者の拡大に努めます。	図書情報サービス課
<b>子育てサークル支援の推進</b> 地域の自主的な子育てサークルに対し、子育てに関する情報提供や意見交換会を実施します。	継続して実施します。	・新たな子育てサークルづくりを支援します。	子育て支援課

## （2）保育サービスの充実

多様な保育ニーズに応じて、子育て家庭が利用しやすい保育サービスの提供を図るとともに、保育サービスに関する情報提供の充実とサービスの質の向上に取り組みます。

事業	今後の方向	目標（平成 26 年度）	担当課
<b>通常保育</b> 保護者が日中、仕事や病気などの理由により家庭で保育できない乳幼児について、家庭に代わり保育所（園）で保育します。 <i>現状：2,668人/日</i>	継続して実施します。	・対象児童数の推移に合わせて定員等を調整します。 <b>【目標事業量】</b> <i>2,831人/日</i>	こども福祉課
<b>延長保育</b> 保護者の就労時間、通勤時間などの都合で通常の保育時間内に児童を迎えに來られない家庭に対し、延長保育を実施します。 <i>現状：22か所</i>	継続して実施します。	・ニーズに応じた対応に努めます。 <b>【目標事業量】</b> <i>22か所</i>	こども福祉課
<b>休日保育</b> 保育所が休みとなる日曜日や祝日に、仕事等のため家庭で保育できない保護者に代わって保育を行います。	実施保育所を検討します。	・ニーズに応じた対応に努めます。 <b>【目標事業量】</b> <i>10人/日</i> <i>2か所</i>	こども福祉課
<b>特定保育</b> 保護者がパート等で保育が困難な場合に、週2～3日、あるいは午前中のみ等、個々のニーズに応じた柔軟な保育サービスを実施します。	実施保育所を検討します。	・ニーズに応じた対応に努めます。 <b>【目標事業量】</b> <i>2か所</i>	こども福祉課

事業	今後の方向	目標（平成26年度）	担当課
<b>病児・病後児保育</b> 病気、病気の回復期、または回復したが登園が困難な状態にある乳幼児について、保護者が仕事等のため家庭で保育できない場合、保護者に代わって保育を行います。	実施施設等を検討します。	・ニーズに応じた対応に努めます。 <b>【目標事業量】</b> 延べ600人 1か所	こども福祉課
<b>家庭的保育（保育ママ）</b> 保育士等の資格を有する個人の居宅において、保育所等と連携を図りながら少人数の保育を行います。	実施場所、運営方法等について検討します。	・ニーズに応じた対応に努めます。 <b>【目標事業量】</b> 12人/日 4か所	こども福祉課
<b>保育の質の向上</b> 各種団体等が実施する研修会への参加を促進し、保育の質の向上を図ります。	継続して実施します。	・各職場における自主的な研修を推進します。	こども福祉課
<b>多子世帯の保育料の減免</b> 同じ世帯から2人以上が同時に保育所や幼稚園等に入所する場合、保育料を減免して多子世帯の経済的負担を軽減します。	継続して実施します。	・制度の適切な運営に努めます。	こども福祉課

### （3）子育て支援のネットワークづくり

子育て支援サービスや保育サービスの質の向上を図る観点から、各サービスのネットワーク化を図るとともに、サービスに関する情報提供体制の充実を図ります。

また、市民が子育てへの関心を高め、地域全体で子育て家庭を支えることができるよう、子育てに関する意識啓発を進めます。

事業	今後の方向	目標（平成26年度）	担当課
<b>地域子育てサポーター</b> 地域における子育て支援者として、子育て当事者への情報提供や交流の仲立ち、子育てサークルの支援等を行います。	継続して実施 します。	・サポーターが気軽に参加できる環境づくりに努めます。	子育て支援課
<b>地域と子育て機関との連携</b> 地域の子育て機関と子育て世帯とのパイプ役を行う民生委員・児童委員、主任児童委員の活動を支援、推進します。 また、地域の関係機関ができるだけ情報の共有を図り、発達障害の早期発見や児童虐待の未然防止等に努めます。	継続して実施 します。	・民生委員・児童委員、主任児童委員が、より活動しやすい環境づくりに努めます。 ・地域における子育て支援の充実に努めます。	福祉総務課 子育て支援課
<b>子育て応援ガイドブック</b> 子育てに関する情報を掲載・配布し、子育て世帯への情報提供を行います。	継続して実施 します。	・子育て世帯の意見を踏まえながら、内容の充実を図ります。	子育て支援課
<b>子育て支援サイト</b> 子育て中の「ママさん協力員」が毎月情報交換を行い、ホームページに子育て支援サイト「がんばりママ きらりんネット」を掲載し、子育て家庭への情報発信を行います。	継続して実施 します。	・子育て関係団体との連携を図るとともに、情報提供の充実に努めます。	子育て支援課

#### （４）児童の健全育成

ニーズ調査結果では、「子どもをほかの子どもといっしょに遊ばせたり、親子で楽しむ活動」を希望する声が多い状況から、子どもの居場所づくりを進める必要があります。

また、児童が地域で安心して暮らすことのできる地域社会の形成を図るとともに、児童の健全育成のため児童館などの活動を推進する一方、引きこもり・不登校対策、子どもの悩み相談などにも取り組みます。

事業	今後の方向	目標（平成 26 年度）	担当課
<b>児童館</b> 児童に室内型の遊び場と健全な遊びを提供し、その健康を増進するとともに情操を豊かにするための諸事業を行います。また、ボランティアの育成を図ります。	継続して実施 します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童館活動の充実を図るとともに、児童館のない地域への巡回指導の充実を図ります。</li> <li>・児童館の適正配置及び子育て支援の核となる大型児童センターの整備を推進します。</li> </ul>	子育て支援課
<b>自然ふれあい体験事業</b> 「風の顔らんど・小島」の自然の中で、サマーキャンプや自然観察会など自然体験活動をとおして、児童の健全育成を図ります。	継続して実施 します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いまばり「風の顔らんど・小島」運営委員会等と連携を図り、小島の自然を生かした体験事業の周知・充実に努めます。</li> </ul>	子育て支援課
<b>少年少女発明クラブ</b> 児童（小学 5・6 年生）が家庭や学校とは異なった集団の中で、工作活動を通じて科学的な発想を育成するとともに、創造性豊かな人間形成を図ります。	継続して実施 します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内容の充実を図ります。</li> </ul>	子育て支援課

事業	今後の方向	目標（平成26年度）	担当課
<b>引きこもり・不登校対策</b> 今治市適応指導教室（コスモスの家）を設置し、引きこもりや不登校児童・生徒の支援を行っています。	継続して実施 します。	・学校や家庭、地域、関係機関と連携し、支援体制を強化します。	教育委員会 総務課 学校教育課
<b>大三島少年自然の家</b> 宿泊型の野外体験施設を設置し、児童生徒の健全育成活動に取り組んでいます。	継続して実施 します。	・より良い体験活動ができるよう、内容の充実に努めます。	社会教育課
<b>少年悩み相談</b> 青少年センターにおいて、いじめ、不登校、非行、家庭生活など青少年に関する悩みごとの相談を実施しています。特に、いじめに関しては「いじめ相談ホットライン」を設置して対応に取り組んでいます。	継続して実施 します。	・相談活動の周知に努めるとともに、関係機関との連携の強化を図ります。 ・いじめに関しては、善後策を講じるとともに心のケアに努めます。	社会教育課
<b>青少年の街頭補導</b> 小中高生を対象に繁華街や公園周辺等の青少年が集まりやすい場所を巡回指導しています。	継続して実施 します。	・初発型非行（喫煙・飲酒・万引き等）の発見、防止に努めます。 ・街頭補導を強化し、犯罪を起こさない環境・地域づくりをめざします。	社会教育課
<b>ちびっこ広場の整備</b> 児童の豊かな情操と健康な身体を養うことを目的に、自治会等が設置しているちびっこ広場の整備の助成をします。	継続して実施 します。	・広報等を通じて整備の促進を図ります。	生活交通課
<b>児童手当</b> 12歳までの児童のいる世帯に経済的支援を行い、児童の健全育成を図ります。	国の制度に基づき、継続して実施します。	・制度の周知を図るとともに、制度の適正な運営に努めます。	こども福祉課

## 2 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

### （1）子どもや母親の健康の確保

ニーズ調査結果では、乳幼児期の健康相談を希望する声が多いことから、その推進を図るとともに、妊娠期、出産期、新生児期及び乳幼児期を通じて母子の健康が確保されるよう、母子保健における各事業の充実を図ります。

また、母子保健事業を通じて、子どもの事故予防のための啓発を進めるとともに、妊娠及び出産の満足度を上げるための取り組みを推進します。

事業	今後の方向	目標（平成 26 年度）	担当課
<b>母子健康手帳の交付</b> 妊娠中の母体の様子や出産後の子どもの健康状態を記録するための母子健康手帳を交付しています。	継続して実施 します。	・たばこやアルコールに対する指導を強化します。 ・妊娠 11 週以下の届出率 100%をめざします。	健康推進課
<b>妊婦健康診査</b> 母体や胎児の健康の確保を図るとともに、健診費用を助成して経済的負担の軽減を図ります。	継続して実施 します。	・定期的な受診の促進を図ります。	健康推進課
<b>出産準備教育（パパママ学級）</b> 初めて出産する妊婦とその夫を支援するとともに、その不安を軽減し、乳幼児の健やかな成長を図ります。	継続して実施 します。	・早い段階から父親の育児参加を促進し、育児不安を軽減します。 ・参加者の増員を図り、交流や仲間づくりを支援します。	健康推進課



事業	今後の方向	目標（平成26年度）	担当課
<b>妊産婦・乳幼児家庭訪問</b> 生活環境の変化が大きい妊娠・出産・育児の時期に保健師が訪問指導を行うことにより、育児不安の解消を図ります。	民生委員・児童委員、主任児童委員等と連携を図り、実施します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新生児及び生後4か月児までの全家庭を訪問します。</li> <li>・要支援家庭への指導の強化を図り、子育ての孤立化を防ぎます。</li> <li>・医療機関との連携を図ります。</li> </ul>	健康推進課
<b>乳幼児健康相談</b> 発育発達の節目ごと（4・7・10・12か月）に成長の確認（身体計測、個別相談等）、歯科の相談指導を行い、子育て不安の解消を図ります。	継続して実施します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・母乳による育児の割合を増やします。</li> <li>・地区別の相談体制を充実します。</li> <li>・要観察児の早期発見、継続支援に努めます。</li> </ul>	健康推進課
<b>乳幼児健康診査</b> 乳児・1歳6か月児・3歳児に対する身体計測、個別相談、内科健診、歯科健診などを行い、乳幼児の健全育成と育児不安の軽減を図ります。	継続して実施します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・100%の健診受診率をめざし、未受診者のフォローの充実を図ります。</li> <li>・予防接種の周知に努めます。</li> <li>・う歯のない3歳児80%以上をめざします。</li> <li>・要観察児の早期発見に努め、フォローアップ教室の実施等、相談体制の充実を図ります。</li> </ul>	健康推進課
<b>医師による個別相談</b> 乳幼児期の育児不安、学校生活、友人関係等、幅広い相談を行います。また、療育に関する相談も行います。	継続して実施します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周知を図り、育児不安の軽減や児童虐待の早期発見に努めます。</li> </ul>	健康推進課

事業	今後の方向	目標（平成 26 年度）	担当課
<b>子どもの事故予防教育</b> 健診や家庭訪問の際にパンフレット等を配布して、不慮の事故予防の周知を図ります。	継続して実施 します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乳幼児期の事故予防の啓発や学習会の開催に努めます。</li> <li>・不慮の事故による死亡率の軽減を図ります。</li> </ul>	健康推進課
<b>不妊に関する支援</b> 不妊の相談、治療費助成制度の周知などの支援を行います。	継続して実施 します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談体制の確立、治療費の助成の充実・周知に努めます。</li> </ul>	健康推進課

## （２）「食育」の推進

ニーズ調査結果では、朝食を規則的に食べない理由として「子どもの食欲がない」が多い状況となっています。

このため、乳幼児期からの正しい食習慣の定着、食を通じた豊かな人間性の形成・家族関係づくりによる心身の健全育成を図る必要があります。

乳幼児期から思春期まで、発達段階に応じた食に関する学習の機会や情報提供を推進します。

事業	今後の方向	目標（平成 26 年度）	担当課
<b>離乳食講習</b> 保健センター等において、栄養士による講習会を開催し、離乳食の適切な指導を図ります。	継続して実施します。	・より多くの対象者に参加してもらうよう、周知に努めます。 ・乳幼児期からの食生活の形成を目指します。	健康推進課
<b>保育所における食に関する教育</b> 管理栄養士による食育講座の開催、チラシの配布等とおして、乳幼児期における食に関する教育を推進します。	継続して実施します。	・様々な機会をとおして、「食育」の周知・啓発に努めます。	こども福祉課
<b>幼稚園における食に関する教育</b> 幼稚園だよりやパンフレット等の配布をおして、家庭における食習慣の重要性を周知します。	継続して実施します。	・様々な機会をとおして、「食育」の周知・啓発に努めます。	学校教育課
<b>小中学校における食に関する教育</b> 正しい食生活を推進し、小児生活習慣病の予防・啓発を図ります。	継続して実施します。	・様々な機会をとおして、「食育」の周知・啓発に努めます。	学校教育課

事業	今後の方向	目標（平成 26 年度）	担当課
<p><b>食に関する理解の促進</b></p> <p>生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むために食育に関する意識啓発、指導体制の整備等を進めます。</p> <p>また、地産地消の推進にあわせ、有機農産物の導入や地元の豊かな水産資源の活用を推進します。</p>	<p>継続して実施します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校給食における有機農産物・水産物の導入などの今治食材の活用を推進します。</li> <li>・水産資源を使った離乳食等への活用を推進します。</li> </ul>	<p>農林振興課 水産課 学校給食課</p>

### （3）思春期保健対策の充実

ニーズ調査結果から、「生命の尊さについての学習」や「性についての正しい情報の提供」、「飲酒、喫煙、薬物の害についての学習」の取り組みが必要です。

性や性感染症予防に関する正しい知識の普及とともに、喫煙や薬物等に関する教育、学童期・思春期における心の問題に関する教育体制の充実を図ります。

事業	今後の方向	目標（平成26年度）	担当課
<b>小中学校における薬物乱用防止教育</b> 外部講師を招いての講話や研修など、薬物の乱用防止教育に取り組んでいます。	継続して実施 します。	・警察等、関係機関と連携を図り、薬物乱用防止教育の充実に努めます。	学校教育課
<b>小中学校における喫煙防止教育</b> 保健体育や学級活動をとおして、計画的に喫煙の防止を図ります。	継続して実施 します。	・指導計画と指導内容の充実に努めます。	学校教育課
<b>思春期における健康教育</b> 生徒や保護者等に対し、生涯を通じた健康づくり、性、薬物等に関する指導を行います。	継続して実施 します。	・関係機関と連携し、計画的な健康教育を実施します。 ・薬物乱用の有害性、性感染症の身体的影響等に関する知識の普及に努めます。 ・肥満児、思春期やせ症の割合の減少に努めます。 ・10代の人工妊娠中絶率、性感染症罹患率の減少に努めます。 ・10代の自殺防止に努めます。 ・10代の喫煙・飲酒の防止に努めます。	健康推進課 学校教育課

事業	今後の方向	目標（平成 26 年度）	担当課
<p><b>思春期における性教育</b></p> <p>生徒や保護者等に対し、講話や研修をはじめ、性教育に関する指導を行います。</p>	<p>継続して実施します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関と連携し、計画的な指導を図ります。</li> <li>・性や性感染症予防の正しい知識の普及に努めます。</li> </ul>	<p>学校教育課</p>

#### （４）小児医療の充実

ニーズ調査結果では、休日・夜間の小児医療体制の充実が求められています。

県や関係機関との連携を強化するとともに、各種医療費助成制度の適正な運用に努めます。

事業	今後の方向	目標（平成 26 年度）	担当課
<b>休日夜間小児医療・小児初期救急医療</b> 休日・夜間における小児医療体制、小児の初期救急医療体制を維持充実し、安心して暮らせるまちづくりを推進します。	継続して実施します。	・体制の維持充実に努めるとともに、医師や看護師による小児救急医療電話相談の周知を図ります。	健康推進課
<b>乳幼児の医療費助成</b> 乳幼児が医療機関で治療を受けた場合、医療費の自己負担分を助成します。	継続して実施します。	・制度の適正な運営に努めます。	保険年金課
<b>小学生の医療費助成（入院）</b> 小学生が入院した場合、医療費の自己負担限度額まで払い戻しをします。	継続して実施します。	・制度の適正な運営に努めます。	保険年金課

### 3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境等の整備

#### （1）次代の親の育成

男女が協力して家庭を築くことや子どもを生き育てることの意義に関する教育・啓発を行うとともに、小中高生等が子どもや家庭の大切さを理解できるよう、乳幼児とのふれあう機会を創出します。

事業	今後の方向	目標（平成26年度）	担当課
<b>中高生の乳幼児とのふれあい体験</b> 中学校・高校の生徒と保育園児とのふれあい体験学習を実施しています。	継続して実施します。	・子どもを生き育てることの意義の啓発に努めます。 ・関係機関と連携し、乳幼児とふれあう機会を広げます。	学校教育課 こども福祉課
<b>コミュニティ活動の育成</b> 地域のコミュニティの活性化、連帯感の醸成を目的に、各種行事やイベントなど小学校区単位で実施する団体に助成します。	継続して実施します。	・地域のコミュニティの一層の充実を図ります。	生活交通課
<b>男女共同参画意識の醸成</b> 男女が協力して家庭を築くことや子どもを生き育てることの意義などについて、フォーラムを開催するなど、男女共同参画意識の啓発を行います。	継続して実施します。	・男女共同参画計画に基づき、意識啓発の促進に努めます。	市民まちづくり推進課



（２）子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境の整備

ニーズ調査結果では、子どもの自然体験や社会体験など、教育の充実を望む声が多い状況にあります。

次代の担い手である子どもが、個性豊かに生きる力を伸ばすことができるよう、教育環境等の整備に努めます。

事業	今後の方向	目標（平成26年度）	担当課
<b>確かな学力の向上</b> 愛媛大学との共同研究をはじめ、関係機関と連携し、きめ細かな指導の充実や学校の活性化等の取り組みを推進します。	継続して実施 します。	・学力向上への取り組みを支援します。 ・子ども一人ひとりに応じたきめ細かな指導の充実を図ります。	学校教育課
<b>道徳教育の推進</b> すべての幼稚園・小中学校において、計画的な道徳教育を実施しています。	継続して実施 します。	・指導方法や指導体制の工夫改善に努め、豊かな人間性や社会性等を育む道徳教育を推進します。	学校教育課
<b>人権教育の推進</b> すべての幼稚園・小中学校において、同和教育をはじめ、あらゆる差別の解消をめざした人権教育の推進を図ります。	継続して実施 します。	・計画的、効果的な授業や職員研修会等の開催に努めます。	学校教育課
<b>スクールカウンセラー</b> カウンセリングにより、問題行動などの予防・解消を図り、子どもの豊かな心の育成を推進します。 6中学校に配置	継続して実施 します。	・子どもの生きる力の醸成のため、カウンセリング活動に積極的に取り組みます。	学校教育課

事業	今後の方向	目標（平成26年度）	担当課
<b>ハートなんでも相談員</b> 児童生徒が気軽に話せる第三者として悩み、不安、ストレス等を和らげ、問題行動や不登校等の防止を図ります。 36 小中学校に配置	継続して実施します。	・体制の充実を図るとともに、相談活動をとおして心のサインを見逃さず、早期の対応に努めます。	学校教育課
<b>スクールソーシャルワーカー</b> 家庭、学校、地域など子どもの日常生活の中で出会う様々な困難について、専門的立場から子どもの側に立って調整します。 6 小中学校・コスモスの家に配置	継続して実施します。	・内容の充実を図るとともに、子どもと子どもを取り巻く環境との調整・仲介・連携に努めます。	学校教育課
<b>小中学校におけるスポーツ環境の充実</b> 課外活動や運動部活動を推進し、子どもたちが積極的にスポーツに親しむ習慣、意欲、能力を育成します。	継続して実施します。	・指導方法の工夫や改善に努めます。 ・子どもが自主的に親しむことができるよう環境の充実を図ります。	学校教育課
<b>信頼される小中学校づくり</b> 学校支援ボランティア制度を活用して学校教育の充実を図る一方、危機管理マニュアルを充実し、研修や訓練などを計画的に実施します。	継続して実施します。	・学校、地域、関係機関との連携を充実・強化します。 ・児童生徒の安全を守る地域ぐるみの取り組みを推進します。	学校教育課
<b>幼児教育の振興</b> 幼稚園における地域交流活動を推進するとともに、私立幼稚園に通園する家庭に対し、経済的負担を軽減するため、私立幼稚園就園奨励費を支給します。	継続して実施します。	・幼児教育の重要性の啓発を図ります。 ・私立幼稚園協会と連携を図り、幼児教育の振興に努めます。	学校教育課
<b>幼稚園と小学校との連携</b> 小学校と幼稚園の連携のあり方等について、研究を進めます。	継続して実施します。	・今後の連携体制や諸活動の改善に努めます。	学校教育課

### （3）家庭や地域の教育力の向上

子どもを地域全体で育てる観点から、学校、家庭及び地域の連携のもとに家庭や地域における教育力を総合的に高めるための取り組みを推進します。

事業	今後の方向	目標（平成 26 年度）	担当課
<b>小中学校における家庭教育学級の充実</b> 各小中学校の P T A で家庭教育学級を編成し、学習活動を実施しています。	継続して実施します。	・内容を充実して家庭教育力の向上を図るとともに、保護者間の交流を支援します。	社会教育課
<b>児童生徒健全育成地域活動</b> 学校・P T A 等が一体となって組織された「児童・生徒健全育成地域活動推進協議会」を中心に、児童生徒の健全育成を目的として、研修会や講演会の開催、家庭や地域における相談活動などを行っています。	継続して実施します。	・学校、家庭、地域等の連携を強化します。	社会教育課
<b>放課後子ども教室</b> 小学校の余裕教室等を活用し、地域の方々の参画を得て、子どもと共に学習やスポーツ、文化活動、地域住民との交流活動等を実施します。 <i>現状：延べ 2,000 人 1 か所</i>	継続して実施します。	・放課後児童クラブとの調整を図りながら、必要に応じて設置を検討します。 <b>【目標事業量】</b> <i>延べ 4,000 人 3 か所</i>	社会教育課

（４）子どもを取り巻く有害環境対策の推進

子どもへの悪影響が懸念される性や暴力等の有害情報に対する取り組みについては、警察、PTA、ボランティア等の地域住民が連携した対策に努めます。

事業	今後の方向	目標（平成26年度）	担当課
<p><b>有害情報の取り扱いに関する啓発</b></p> <p>悪影響が懸念される性や暴力等の有害情報や、インターネット・携帯電話等による犯罪被害から子どもを守るため、関係機関が連携して有害情報等の取り扱いに関する啓発活動を行っています。</p>	<p>継続して実施します。</p>	<p>・家庭、書店、コンビニエンスストアなどに対し、未成年者への有害図書、酒、たばこなどを販売しないよう要請します。</p>	<p>社会教育課</p>
<p><b>有害環境の調査・除去</b></p> <p>警察、PTA、地域ボランティア、補導委員会等との連携により、有害環境の情報共有に努めています。また、街頭補導や巡回指導時に有害メディアの調査や回収を行い、善後策を検討しています。</p>	<p>継続して実施します。</p>	<p>・青少年に悪影響を及ぼすおそれがあるものについて研究し、対策を講じます。</p>	<p>社会教育課</p>

## 4 子育てを支援する生活環境の整備

### （1）良質な住宅の確保

子育てを担う若い世代を中心に安定的に住居を確保できるよう、市営住宅への入居における子育て家庭への支援を進めていきます。

事業	今後の方向	目標（平成 26 年度）	担当課
<b>子育て世帯の居住の安定の確保</b> 就学前の子どもがいる世帯の市営住宅における入居申込資格について、入居収入基準の緩和を図っています。	継続して実施 します。	・子育て世帯の優遇措置について検討します。	住宅管理課

## （２）良好な居住環境の確保

子育てを担う若い世代が良好な居住にて暮らしていくことのできるよう、シックハウス対策等、ニーズに応じた対策を実施していきます。

事業	今後の方向	目標（平成 26 年度）	担当課
<b>シックハウス対策</b> 化学物質を含有した新建材等から発生される室内空気汚染によって引き起こされる健康障害（シックハウス症候群）を防止するため、建築基準法に基づくシックハウス対策に係る規制の適切な指導を行います。	継続して実施 します。	・ 建築材料や内装の仕上げ等に関する規制の徹底を図ります。	建築指導課
<b>ユニバーサルデザインの推進</b> 子育て世帯のみならず、できるだけ多くの方が快適に利用できるよう、公共的施設のユニバーサルデザイン化を図ります。	継続して実施 します。	・ 公共的施設の整備にあたっては、年齢や障害の有無にかかわらず、誰もが快適に利用できるよう配慮します。 ・ ユニバーサルデザインの普及・啓発に努めます。	建築営繕課

（3）安全な道路交通環境の整備

子ども、妊産婦等のすべての人が安心して外出できるよう、道路の整備等を進め、安全な道路交通環境の整備を図ります。

事業	今後の方向	目標（平成 26 年度）	担当課
<b>歩行空間のバリアフリー化</b> 今治市交通バリアフリー基本構想に基づき、歩車道分離、歩道の平坦性確保、視覚障害者誘導用ブロックの設置等、歩行空間のバリアフリー化を図ります。	子どもが安全に歩行できるよう、継続して実施します。	・今治駅から周辺の主要施設を結ぶ道路について、計画的にバリアフリー化を進め、歩行者の安全で快適な移動を確保します。	道 路 課

#### （４）安心して外出できる環境の整備

ニーズ調査結果では、「トイレがオムツ替えや親子での利用に配慮されていない」や「小さな子どもとの食事に配慮された場所がない」が多い状況です。

妊産婦、乳幼児連れなどすべての人が安心して外出できるよう、公共交通機関、公共施設等のバリアフリー化を図るとともに、子育て世帯等が安心して利用できる公共施設の設備改善を推進します。

事業	今後の方向	目標（平成 26 年度）	担当課
<b>おむつ交換設備の整備促進</b> 子育て世帯が安心して外出できる環境を整えるため、おむつ交換設備を設置する事業者に助成します。また、設置場所のマップを作成・配布します。 （事業の期間は、平成 24 年度まで）	平成 24 年度まで実施しますが、継続については、設置状況等を勘案して判断します。	・継続する場合は、制度の周知及び設置の促進に努めます。	子育て支援課
<b>交通機関のバリアフリー化</b> 生活交通バス路線について、高齢者や障害者、子どもの乗降時の安全性・利便性の向上を図るため、低床バスの導入を推進しています。	継続して実施します。	・誰もが気軽に利用できるよう、バリアフリー化の推進を図ります。	地域振興課



（5）安全・安心まちづくりの推進等

子どもたちが、安全に安心して遊ぶことができるよう、公園等の公共的施設を適正に管理するとともに、地域の人たちと連携し、子どもの安全対策に取り組みます。

事業	今後の方向	目標（平成 26 年度）	担当課
<b>公園の管理</b> 公園における遊具の点検、清掃等を定期的に実施し、子どもの安全と環境整備を図ります。	継続して実施 します。	・地域住民と協力し、安全・安心な公園の管理に努めます。	公園緑地課
<b>地域を中心とした安全対策への取り組み</b> 子ども、保護者、学校関係者、地域などが連携し、水の事故防止教室や子どもに対する犯罪被害防止教室等を開催するなど、子どもの安全対策に取り組んでいます。また、新入生に防犯ブザーを配布しています。	継続して実施 します。	・地域との連携の強化を図り、子どもの安全対策への取り組みを推進します。	生活交通課

## 5 職業生活と家庭生活との両立の推進

### （1）仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

女性の社会進出、就労状況や就労形態の変化、夫婦共働き家庭の増加など、多様な働き方、働き方の見直しを進めていくことができるよう、啓発活動を進めます。

また、男性を含めたすべての人が仕事時間と生活時間のバランスがとれるよう、働き方の見直しに向けた意識啓発を進め、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を推進します。

事業	今後の方向	目標（平成 26 年度）	担当課
<b>ワーク・ライフ・バランスの意識啓発</b> 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けて、国や県、民間企業、地域住民等と連携を図りながら、意識啓発を図ります。	継続して実施 します。	・広報等によりワーク・ライフ・バランスの周知・啓発に努めます。 ・事業主による次世代育成支援のための雇用環境等の整備について、意識の啓発に努めます。	商工労政課 子育て支援課
<b>家庭や職場等における男女共同参画</b> 男女が社会の対等な構成員として、仕事や家庭、地域生活など、多様な活動を自らの希望に沿った形で展開し、男女が共に夢や希望を実現できるよう、情報収集や意識啓発を行います。	継続して実施 します。	・仕事と家庭の両立支援に関係する制度の周知・啓発に努めます。	市民まちづくり推進課

（2）仕事と子育ての両立のための基盤整備

ニーズ調査結果では、育児休業制度の利用状況は「利用しなかった」が多い状況です。また、「職場における仕事と子育ての両立のための取り組みを充実すべきである」との意見も多くなっています。

このため、放課後児童クラブの充実や育児・介護休業制度の普及啓発に努めます。

事業	今後の方向	目標（平成26年度）	担当課
<b>放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）</b> 昼間、保護者のいない小学校低学年児童に対し、放課後や土曜日、長期休暇期間にクラブを開設して児童の健全な育成を図ります。 <i>現状：1,067人/日 24か所</i>	継続して実施します。	・研修等を充実し、指導員の資質の向上に努めます。 <b>【目標事業量】</b> <i>1,200人/日</i> <i>34か所</i>	子育て支援課
<b>育児・介護休業制度の普及啓発</b> 育児または家族の介護を行う労働者の職業生活と家庭生活の両立が図られる雇用環境の整備に向けて、周知活動を行います。	継続して実施します。	・関係機関との連携、制度の普及・啓発に努めます。	商工労政課

## 6 子ども等の安全の確保

### （1）子どもの交通安全を確保するための活動の推進

子どもを交通事故から守るため、警察・幼稚園・保育所・小中学校をはじめとする関係機関との連携・協力体制の強化を図り、総合的な交通事故防止策を推進します。

事業	今後の方向	目標（平成26年度）	担当課
<b>交通安全に関する教育</b> 保育所、幼稚園、小学校等を中心に交通安全教育を実施するとともに、広報活動を通じて子どもの交通安全意識の向上を図ります。	継続して実施 します。	・警察、交通安全協会、交通指導員等との連携強化を図ります。	生活交通課
<b>チャイルドシートの利用促進</b> チャイルドシート設置の普及促進を行うとともに、正しい使用方法の指導や助言に努めます。	継続して実施 します。	・啓発活動の推進によりチャイルドシート設置の促進に努めます。	生活交通課
<b>交通災害遺児福祉手当</b> 交通災害遺児に対し、義務教育終了までの間、一定額の支援を行います。	継続して実施 します。	・制度の適正な運営に努めます。	生活交通課

## （２）子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

ニーズ調査結果では、「暗い通りや見通しのきかないところが多く、子どもが犯罪の被害に遭わないか心配である」との意見や、「登下校の見守りや声かけなど、子どもの安全確保に取り組める人」を必要とする声が多い状況です。

子どもを犯罪等の被害から守るため、学校付近や通学路等においてPTAや学校関係者、ボランティア等によるパトロール活動を推進します。

事業	今後の方向	目標（平成26年度）	担当課
<b>犯罪等に関する関係機関・団体の意見交換</b> 地区防犯協会や補導委員会、警察、学校関係者等、関係機関との意見交換を定期的に行うとともに、不審者情報を配信しています。	継続して実施します。	・関係機関との連携強化を図り、子どもに対する犯罪の防止に努めます。	社会教育課  生活交通課
<b>防犯灯の設置促進</b> 犯罪予防の観点から、町内会等における防犯灯の設置に対して助成します。	継続して実施します。	・地域の防犯に役立つよう適正な設置に努めます。	生活交通課
<b>地域住民による自主防犯活動の推進</b> 市内27地区に防犯協会の支部があり、日頃から地区の安全、安心な暮らしの推進に努めています。	継続して実施します。	・他の団体とも協力し、地域の防犯に努めます。	生活交通課
<b>学校周辺等パトロール活動</b> 今治・伯方地区防犯協会と連携して、PTAやボランティアによる学校付近や通学路、公園等、子どもの遊び場へのパトロール活動を実施しています。	継続して実施します。	・地域との連携の強化を図ります。	生活交通課

**（3）被害に遭った子どもの保護の推進**

犯罪、いじめ、児童虐待等により被害を受けた子どもの精神的なダメージを軽減し、立ち直りを支援するため、子どもに対するカウンセリング、保護者に対する助言等、学校等の関係機関と連携したきめ細やかな支援を実施します。

事業	今後の方向	目標（平成 26 年度）	担当課
<b>教育相談体制の充実</b> 相談員及び関係機関と連携し、助言・支援を行います。	継続して実施 します。	・関係機関等との連携を強化し、相談体制を充実します。	学校教育課

## 7 要保護児童への対応などきめ細やかな取り組みの推進

### （1）児童虐待防止対策の充実

ニーズ調査結果では、子どもの虐待を見聞きしたことがある時の対応は「特に何もしていない」が多い状況です。

児童虐待の発生予防から早期発見・早期対応、保護・支援・アフターケアに至るまで、切れ目のない総合的な支援を行うため、福祉関係者をはじめ医療・保健・教育・警察等各関係機関の協力体制を構築します。

事業	今後の方向	目標（平成26年度）	担当課
<b>要保護児童対策地域協議会</b> 要保護児童の適切な保護、家庭への適切な支援を図るため、要保護児童対策地域協議会を設置し、情報交換・支援内容に関する協議を行います。	継続して実施 します。	・関係機関との連携を図り 実務者会議・ケース会議 を通じて要保護児童対策 に努めます。	子育て支援課
<b>子ども虐待防止講演会</b> 講演会を開催して、市民の意識啓発を図り、児童虐待の防止に取り組む気運の醸成を行います。	継続して実施 します。	・児童虐待防止の周知・啓 発に努めます。	子育て支援課
<b>児童虐待等の未然防止・早期発見</b> 児童虐待等の未然防止や早期発見を目的に、通報体制の強化や市民への周知を図ります。	継続して実施 します。	・広報等をとおして、迅速 に通報するよう市民への 周知に努めます。 ・婦人相談員など、児童虐 待につながるDVの相談 機関との連携強化を図り ます。	子育て支援課

事業	今後の方向	目標（平成 26 年度）	担当課
<p><b>養育支援訪問事業</b></p> <p>育児ノイローゼなどで子育てに不安や孤立感を抱える家庭、子どもに対し不適切な養育状態にある家庭など、虐待のおそれやリスクを抱える家庭に対し、子育て経験者等による家事・育児の援助、専門家等による指導・助言を行います。</p>	<p>実施の方向で内容・方法について検討します。</p>	<p>・実施にあたっては、関係機関との連携を図ります。</p>	<p>子育て支援課</p>



## （２）母子家庭等の自立支援の推進

ニーズ調査結果では、母子家庭や父子家庭のひとり親家庭では、「保護者や子どもが病気になった時の日常生活支援」、「各種の手当ての支給」を望む声が多い状況です。

ひとり親家庭を対象とした生活支援、就業支援、経済的支援などの自立支援を総合的に推進します。

事業	今後の方向	目標（平成 26 年度）	担当課
<b>母子寡婦福祉資金の貸付</b> 母子寡婦における経済的自立や児童の就学等に関する資金を貸し付けます。	継続して実施 します。	・制度の周知に努め、母子寡婦の生活の安定と自立を促進します。	こども福祉課
<b>母子家庭等の就労支援</b> 母子家庭における母親等の職業能力開発のための講座受講費用や、就業に有利な一定の資格を取得するまでの生活費について、一部助成を行います。	継続して実施 します。	・制度の周知に努め、母子家庭等の生活の安定と自立を促進します。	こども福祉課
<b>母子家庭等の自立支援プログラム</b> 母子家庭における母親等の就業を支援するため、公共職業安定所等の関係機関と連携し、自立支援計画を策定します。	就業機会の創出支援のため関係機関との協議・調整を行います。	・自立支援プログラムの策定に向けた検討を行います。	こども福祉課
<b>ひとり親家庭への介護人の派遣</b> ひとり親家庭で一時的な介護や保育等が必要な場合、介護人を派遣しています。	国・県の制度に基づき実施します。	・制度の周知を図ります。	こども福祉課
<b>母子相談</b> 母子自立支援員を配置して、母子家庭等の生活の安定・自立に関する相談業務を実施しています。	継続して実施 します。	・県等、関係機関との連携のもと、母子家庭等の生活の安定と自立を促進します。	こども福祉課

事業	今後の方向	目標（平成 26 年度）	担当課
<b>母子家庭等への情報提供</b> 母子家庭等に対し、自立支援に向けた情報提供を行います。	継続して実施します。	・公共職業安定所等、関係機関との連携を強化し情報収集に努めます。	こども福祉課
<b>児童扶養手当</b> 父親と生計を異にする 18 歳未満の児童を養育している方に対し、経済的支援を行います。	国の制度に基づき実施します。	・制度の適正な運営に努めます。	こども福祉課
<b>母子家庭の医療費助成</b> 20 歳未満の子どもを扶養している母子家庭の母親及びその子どもについて、医療費の自己負担分を助成します。	継続して実施します。	・制度の適正な運営に努めます。	保険年金課
<b>母子世帯等の保育料の減免</b> 認可保育所における低所得の母子世帯等について、経済的負担の軽減を図るため、保育料の減免制度を設けています。	継続して実施します。	・母子世帯等の生活の安定に努めます。	こども福祉課

### （3）障害児施策の充実

ニーズ調査結果から障害のある子どもたちへのケア体制の充実を図る必要があります。

障害のある子どもたちが、身近な地域で安心して生活できるよう、適切な医療やリハビリテーションの提供のほか、保育における体制の強化や就学支援を含めた教育支援体制の整備、相談体制の充実など総合的な取り組みを推進します。

事業	今後の方向	目標（平成 26 年度）	担当課
<b>認可保育所における障害児保育</b> 各保育所において、障害児の受け入れを実施しています。	継続して実施 します。	・障害の種類や程度に応じたきめ細かな対応を図ります。	こども福祉課
<b>幼稚園における障害児教育</b> 各幼稚園において、障害児の受け入れを実施しています。	継続して実施 します。	・障害の種類や程度に応じたきめ細かな対応を図ります。 ・専門機関との連携を図ります。	学校教育課
<b>障害に応じた教育指導体制</b> 今治市就学指導委員会において新入生の現状把握を行うとともに、各小中学校に校内就学指導委員会を設置して、指導内容の充実を図ります。	継続して実施 します。	・医療機関との連携のもと指導体制の充実を図ります。	学校教育課
<b>特別支援教育コーディネーター</b> 小中学校に配置し、特別支援教育に関する内容について相談を受け、個別の支援ができるよう関係者・機関と連絡調整を図ります。	継続して実施 します。	・特別支援教育に関する研修等に努めるとともに、校内の支援体制の充実を図ります。	学校教育課

事業	今後の方向	目標（平成26年度）	担当課
<b>知的障害児通園施設「ひよこ園」</b> 知的障害のある就学前児童が通園し、日常生活の基本となる生活習慣を養います。	継続して実施 します。	・制度の周知と利用の促進を図ります。	障害福祉課
<b>障害児通園事業「ひよこ学級」（児童デイサービス）</b> 知的障害児通園施設や肢体不自由児通園施設を利用することが困難な就学前の在宅の障害児が通園し、機能回復訓練を行います。	継続して実施 します。	・制度の周知と利用の促進を図ります。	障害福祉課
<b>重症心身障害児通園事業「ほのぼの学級」</b> 重度の知的障害と肢体不自由を合わせ持つ児童を対象に日常生活動作、運動、機能訓練等の療育を行います。	継続して実施 します。	・制度の周知と利用の促進を図ります。	障害福祉課
<b>心身障害児放課後等対策事業（タイムケア）</b> 昼間、保護者のいない就学中の心身障害児童について、放課後、障害者支援施設等で預かることにより、児童の健全育成を図ります。 現状：2か所	継続して実施 します。	・制度の周知と利用の促進を図ります。 <b>【目標事業量】</b> 3か所	障害福祉課
<b>レスパイトサービス事業</b> 在宅障害者（児）の介護者の疾病や、冠婚葬祭等により介護が困難になった場合、一時的に障害者（児）を預かります。 現状：2か所	継続して実施 します。	・制度の周知と利用の促進を図ります。 <b>【目標事業量】</b> 3か所	障害福祉課
<b>障害者の自立支援対策</b> 地域自立支援協議会等を通じて、障害者に関する福祉・保健・医療等のサービスを総合的に調整します。	継続して実施 します。	・関係機関と連携を図るとともに、個別ケア会議を開催して個々の支援策を検討します。	障害福祉課

事業	今後の方向	目標（平成 26 年度）	担当課
<b>障害者（児）相談</b> 相談支援センターを設置して、障害者（児）の生活一般に関する相談事業を実施します。	継続して実施します。	・相談支援センターの周知に努めます。	障害福祉課
<b>発達障害支援への取り組み</b> 発達課題のある乳幼児の早期発見・早期支援を行うとともに、関係機関が連携を図りながら総合的な支援を行うことにより、子育て家庭の不安の軽減を図ります。	発達障害に関する総合的支援について検討します。	・発達障害支援体制の構築に向けた調査・検討を行います。	障害福祉課
<b>障害児福祉手当</b> 20 歳未満で重度の障害があるため、日常生活において常時介護を必要とする障害児に支給されます。	国の制度に基づき実施します。	・制度の適正な運営に努めます。	障害福祉課
<b>特別児童扶養手当</b> 20 歳未満で身体または精神に障害のある児童を監護している方に対し、経済的支援を行います。	国の制度に基づき実施します。	・制度の適正な運営に努めます。	こども福祉課
<b>重度心身障害者の医療費助成</b> 身体障害者手帳 1・2 級、療育手帳 A・B（医）取得者について医療費の自己負担分を助成します。	継続して実施します。	・制度の適正な運営に努めます。	保険年金課

## 第5章 子育て支援サービス等の推進（目標事業量）

### 1 特定事業のサービス目標事業量

子育て支援サービスをきめ細やかに計画的に推進していくため、後期計画初年度である平成 22 年度及び最終年度である平成 26 年度の数値を設定し、毎年度評価を行いながら事業を推進していきます。

事業名	現 状 (H21 年度)		目標事業量 (H26 年度)	
	人	か所	人	か所
通常保育事業 (幼稚園の預かり保育と家庭的保育を含む)	3,012 (人/日)		3,244 (人/日)	
特定保育事業	0 (人/日)	0	6 (人/日)	2
延長保育事業	188 (人/日)	22	188 (人/日)	22
夜間保育事業	0 (人/日)	0	0 (人/日)	0
トワイライトステイ事業 (子育て短期支援事業)	0 (人/日)	0	5 (人/日)	1
休日保育事業	0 (年延人数)	0	660 (年延人数)	2
病児・病後児保育事業	0 (年延人数)	0	600 (年延人数)	1
放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	1,067 (人/日)	24	1,200 (人/日)	34
放課後子ども教室	2,000 (年延人数)	1	4,000 (年延人数)	3

事業名		現 状 (H21年度)		目標事業量 (H26年度)	
		人	か所	人	か所
地域子育て支援拠点事業	センター型		3		5
	ひろば型		4		6
	児童館型		0		0
一時預かり事業		5,508 (年延人数)	11	5,808 (年延人数)	13
ショートステイ事業 (子育て短期支援事業)			1		1
ファミリー・ホール・センター事業			1		1

## 第6章 計画の推進体制

### 1 計画の推進体制

#### （1）今治市次世代育成支援対策地域協議会における協議

本計画を着実に推進していくため、全庁的な計画の進ちょく状況を毎年度把握・点検するとともに、今治市次世代育成支援対策地域協議会において総合的な点検・評価を行い、実情にあわせて見直しを行います。

また、今治市次世代育成支援対策地域協議会で点検した計画の進ちょく状況は、広報や市ホームページ等を活用して、公表していきます。

#### （2）行政各部門との連携

本市における他の計画との整合性を確保するとともに、福祉、保健、教育、労働、都市整備、住環境等の担当部門が連携をとって、全庁的な連携のもとで計画を推進していきます。

また、国、県、保健所、児童相談所等の関係機関と連携を強化しながら、施策の計画的な推進を図っていきます。

#### （3）関係機関等との連携強化

地域福祉や教育環境の向上を図る民生・児童委員、主任児童委員等との連携・協力を進めていくとともに、地域の子育てボランティア、PTAなど地域の自主的な活動を促すよう連携・協力を図り、地域住民が相互に支え合える体制を推進していきます。



資料

1 アンケート調査結果

（1）調査の目的

本計画の策定資料として、保育ニーズや今治市の子育て支援サービスの利用状況や利用意向、また、子育て世帯の生活実態、意見・要望などを把握することを目的として、アンケート調査を実施しました。

（2）調査の概要

調査の種類	就学前児童用	小学生用
調査対象者	今治市にお住まいの、就学前のお子さんをお持ちの保護者（住民基本台帳をもとに無作為抽出）	今治市にお住まいの、小学生のお子さんをお持ちの保護者（住民基本台帳をもとに無作為抽出）
調査部数	1,500 部	1,500 部
調査方法	郵送による配布・回収	
調査期間	平成 21 年 6 月	

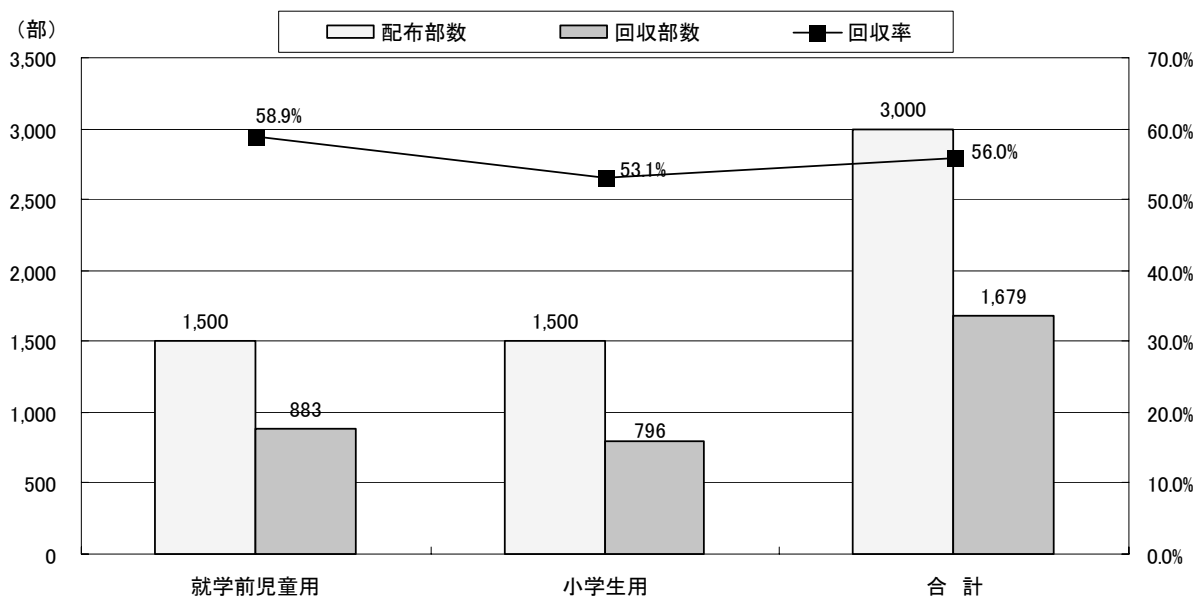
（3）回収結果

回収の状況を見ると、3,000 部の調査部数のうち、回収部数は 1,679 部で、回収率は 56.0%となっています。

調査の種類別では、就学前児童用が、1,500 部の調査部数のうち、回収部数は 883 部で、回収率は 58.9%、また、小学生用は、1,500 部の調査部数のうち、回収部数は 796 部で、回収率は 53.1%となっています。

配布・回収結果

	配布部数	回収部数	回収率
就学前児童用	1,500 部	883 部	58.9%
小学生用	1,500 部	796 部	53.1%
合計	3,000 部	1,679 部	56.0%

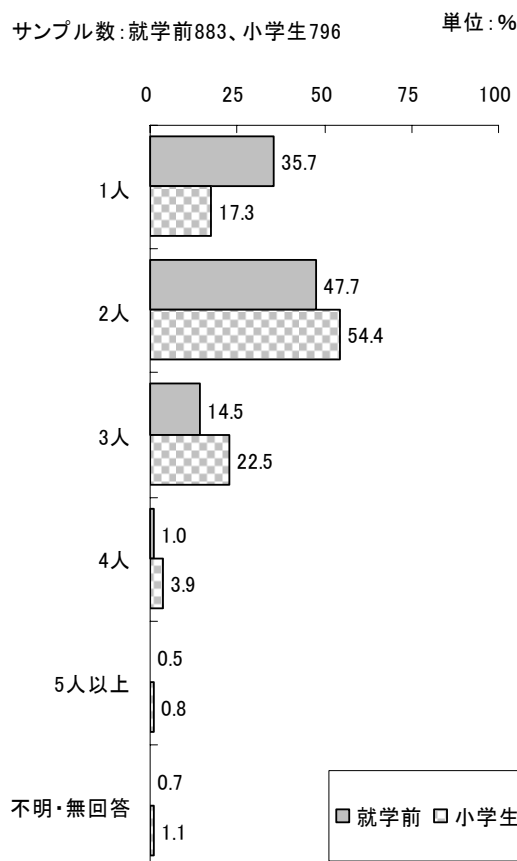


## （４）調査結果

### ①子どもと家族の状況

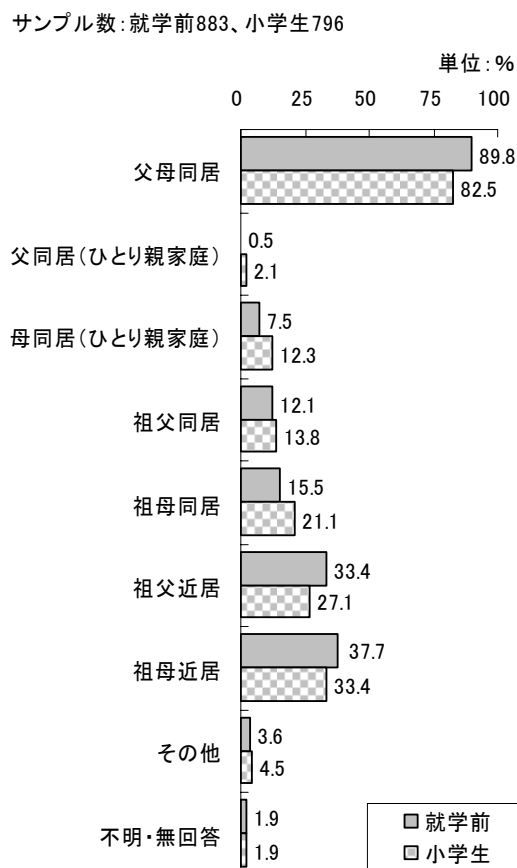
#### ■子どもの数

子どもの数は、就学前児童・小学生ともに「２人」が最も多く、次いで、就学前児童では「１人」、小学生では「３人」が多くなっています。



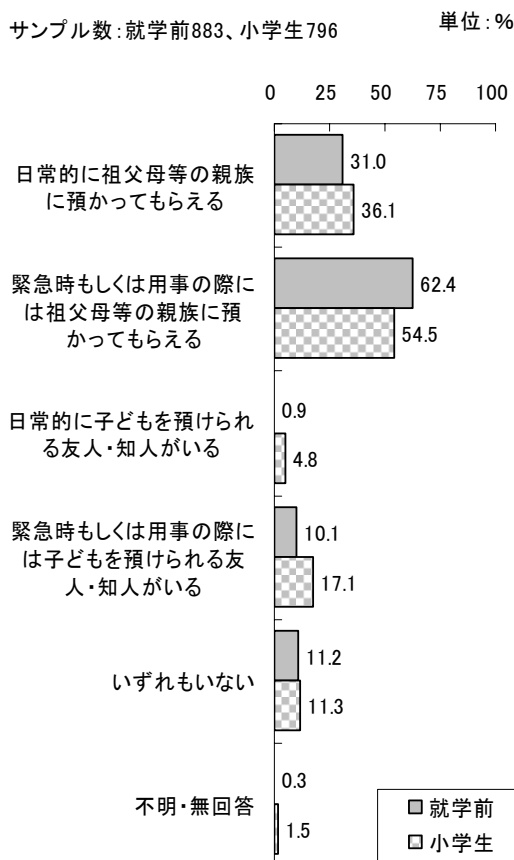
#### ■同居・近居の状況

子どもとの同居・近居についてみると、就学前児童・小学生ともに「父母同居」が最も多く、次いで「祖母近居」、「祖父近居」の順になっています。



■子どもを預かってもらえる人

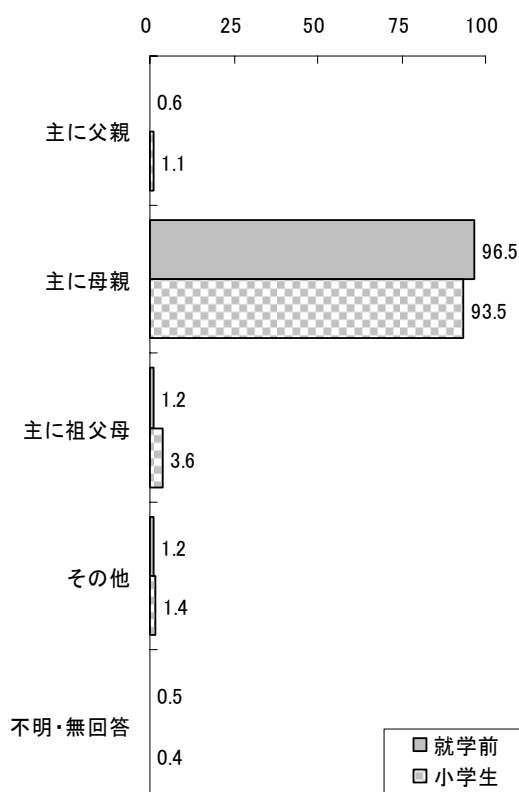
子どもを預かってもらえる人についてみると、就学前児童・小学生ともに「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族に預かってもらえる」が最も多く、次いで「日常的に祖父母等の親族に預かってもらえる」となっています。



■身の回りの世話などをする人

子どもの身の回りの世話などを主にしている人についてみると、就学前児童・小学生ともに「主に母親」が最も多く、ともに90%以上となっています。

サンプル数：就学前883、小学生796 単位：%



## ②保護者の就労状況

### ■父親・母親の就労状況

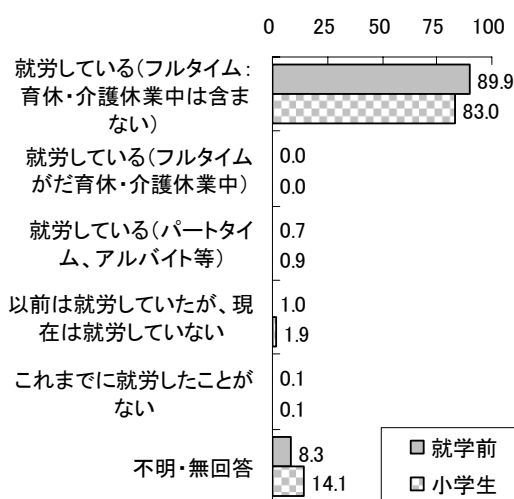
就労状況についてみると、父親においては、就学前児童・小学生ともに「就労している（フルタイム）」が最も多くなっています。

### ■フルタイムへの転換希望

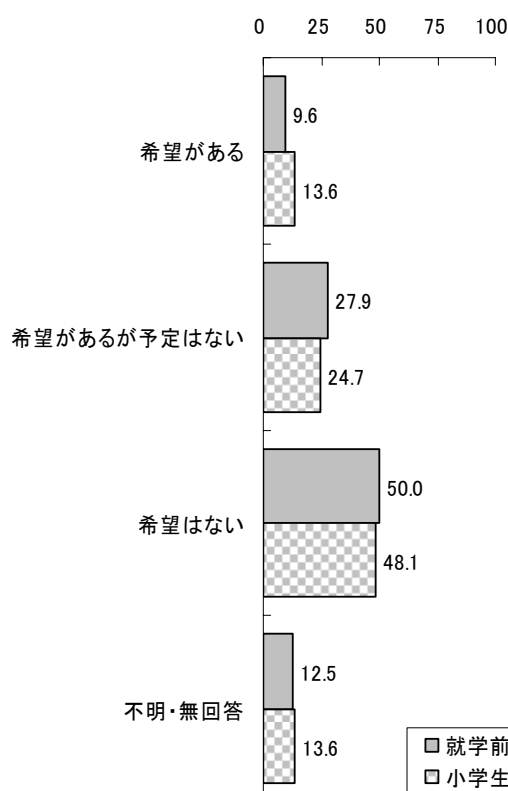
母親のフルタイムへの転換希望についてみると、就学前児童・小学生ともに「希望はない」が最も多く、次いで、「希望があるが予定はない」となっています。

#### 【父親】

サンプル数：就学前883、小学生796 単位：%

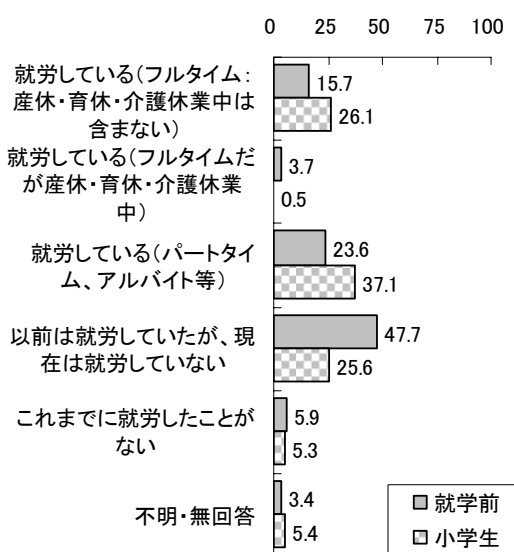


サンプル数：就学前208、小学生295 単位：%



#### 【母親】

サンプル数：就学前883、小学生796 単位：%



■家庭類型の種類

家庭類型とは、就労状態をもとにした家族形態（共働き、ひとり親等）のことです。現在の家庭類型の他に、「子どもが大きくなったら働きたい」といった就労希望による潜在的な家庭類型を把握し、サービスごとの潜在的なニーズを把握するために利用します。

タイプA	ひとり親	主なサービス利用者像
タイプB	フルタイム×フルタイム（フルタイム共働き）	
タイプC	フルタイム×パートタイム（フルタイム・パート共働き）	
タイプD	専業主婦（夫）	
タイプE	パート×パート	主なサービス利用者像
タイプF	無業×無業	
タイプG	その他	

■クロス集計によるタイプB～G

父親 \ 母親	母親					
	1. 就労中（フルタイム）	2. 就労中（フルタイムだが産休・介護休業中）	3. 就労中（パートタイム・アルバイト等）	4. 以前は就労、現在は就労していない	5. これまでに就労したことがない	6. その他
1. 就労中（フルタイム）	タイプB		タイプC			
2. 就労中（フルタイムだが産休・介護休業中）				タイプD		
3. 就労中（パートタイム・アルバイト等）	タイプC		タイプE			
4. 以前は就労、現在は就労していない		タイプD		タイプF		
5. これまでに就労したことがない						
6. その他					タイプG	

■家庭類型区分別の状況

就学前の「現在」はタイプDの専業主婦（夫）が最も多くなっており、「潜在」においてもタイプDの専業主婦（夫）が最も多くなっています。

小学生の「現在」はタイプCのフルタイム・パート共働きが最も多くなっており、「潜在」ではタイプBのフルタイム共働きが最も多くなっています。

就学前

家庭類型区分(就学前)		現在		潜在	
		件数	割合	件数	割合
タイプA	ひとり親家庭	69 件	7.8%	69 件	7.8%
タイプB	フルタイム×フルタイム (フルタイム共働き)	139 件	15.7%	211 件	23.9%
タイプC	フルタイム×パートタイム (フルタイム・パート共働き)	184 件	20.8%	199 件	22.5%
タイプD	専業主婦(夫)	452 件	51.2%	368 件	41.7%
タイプE	パートタイム×パートタイム	2 件	0.2%	1 件	0.1%
タイプF	無業×無業	6 件	0.7%	4 件	0.5%
タイプG	その他	31 件	3.5%	31 件	3.5%

◇小学生

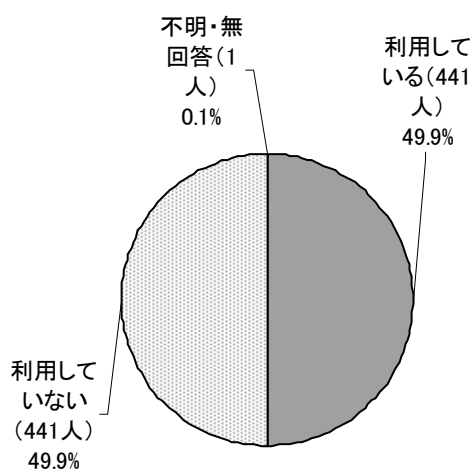
家庭類型区分(小学生)		現在		潜在	
		件数	割合	件数	割合
タイプA	ひとり親家庭	115 件	14.4%	115 件	14.4%
タイプB	フルタイム×フルタイム (フルタイム共働き)	149 件	18.7%	237 件	29.8%
タイプC	フルタイム×パートタイム (フルタイム・パート共働き)	248 件	31.2%	229 件	28.8%
タイプD	専業主婦(夫)	244 件	30.7%	176 件	22.1%
タイプE	パートタイム×パートタイム	4 件	0.5%	4 件	0.5%
タイプF	無業×無業	4 件	0.5%	3 件	0.4%
タイプG	その他	32 件	4.0%	32 件	4.0%

### ③保育サービスの利用

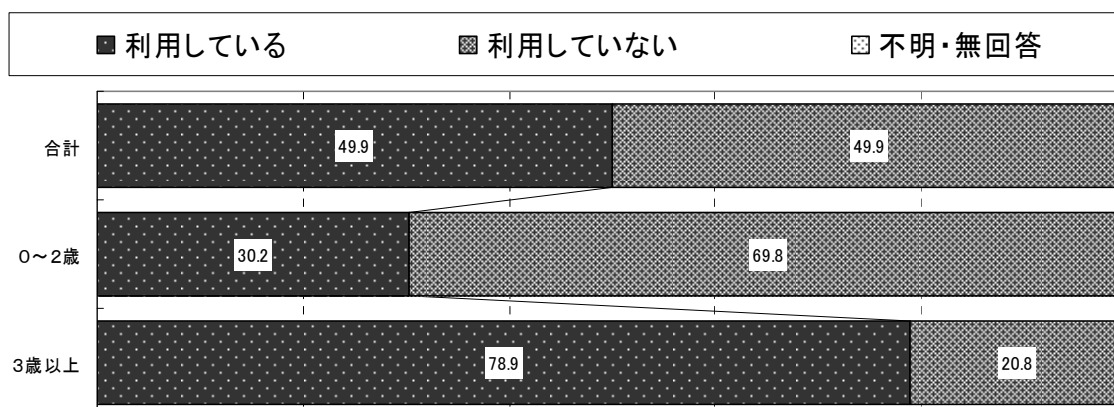
#### ■保育サービスの利用の有無

保育サービスの利用の有無についてたずねたところ、「利用している」「利用していない」がともに49.9%となっています。

サンプル数：883



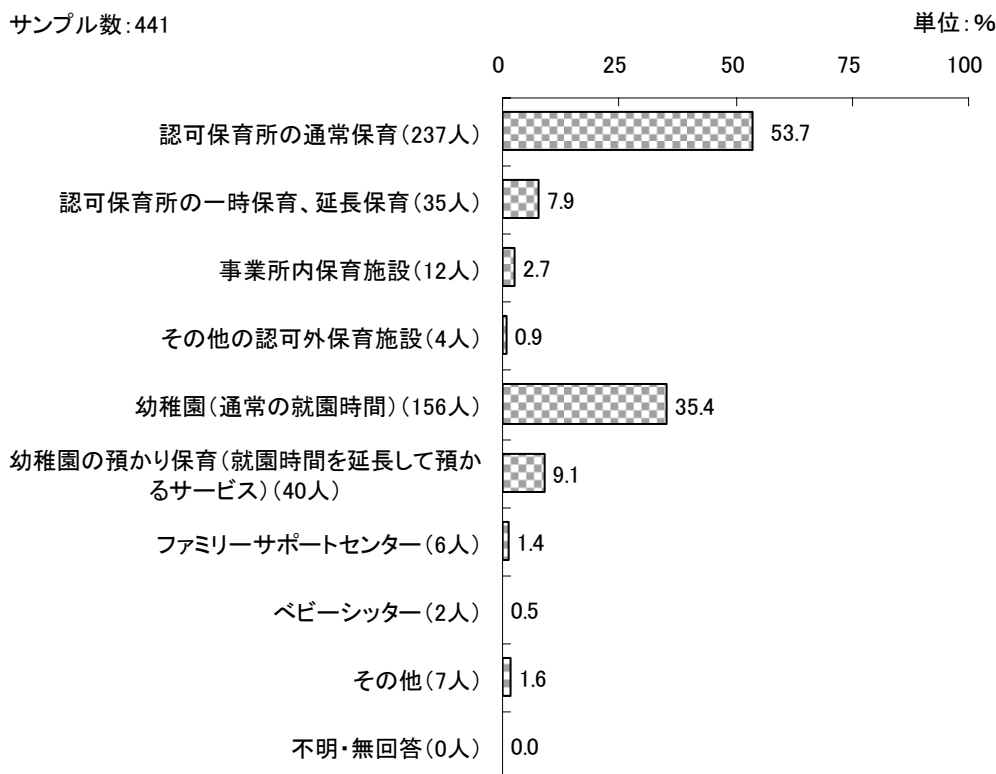
#### 【年齢別クロス集計】





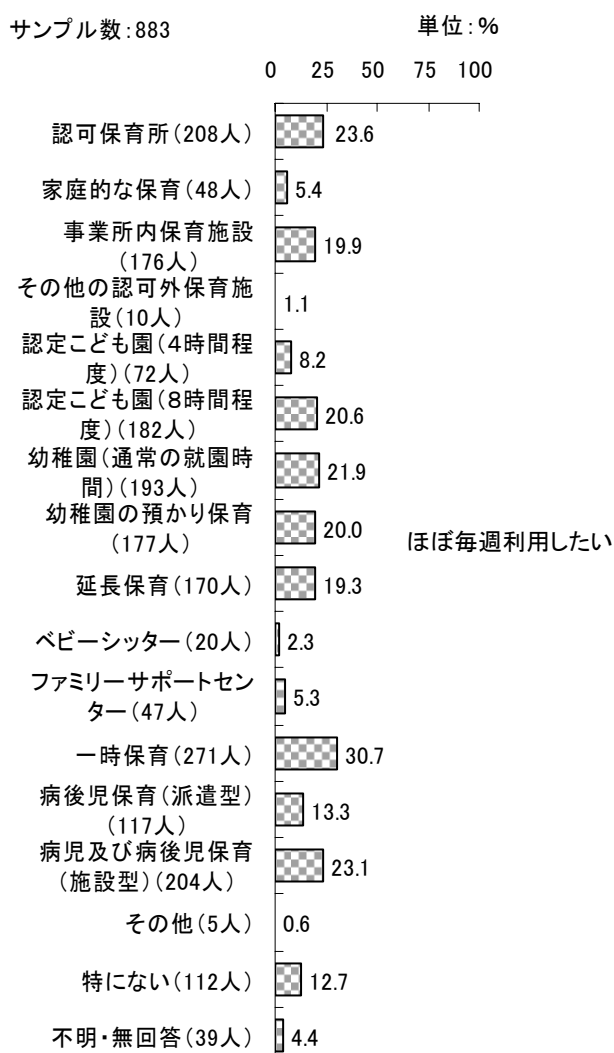
■現在利用している子育て支援サービス

利用している子育て支援サービスについてたずねたところ、「認可保育所の通常保育」が 53.7%で最も多く、次いで、「幼稚園（通常の就園時間）」が 35.4%となっています。



■今後利用したい、あるいは足りていないと思う保育サービス

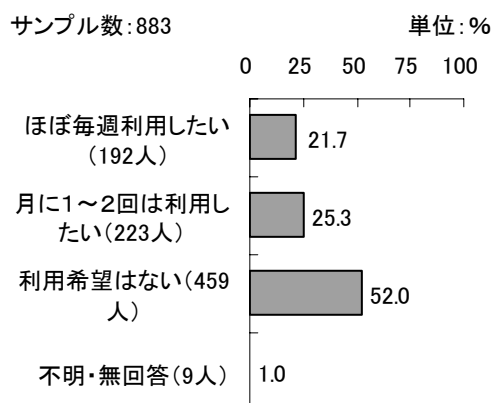
今後利用したい、あるいは足りていないと思う保育サービスについてたずねたところ、「一時保育」が30.7%で最も多く、次いで、「認可保育所」が23.6%となっています。



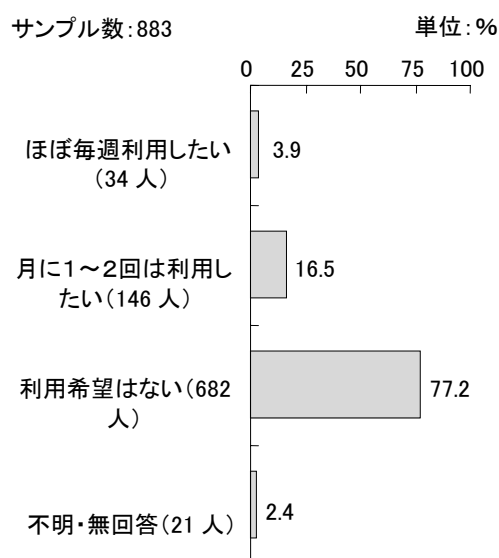
■土曜日及び日曜日・祝日の保育サービスの利用希望

土曜日及び日曜日・祝日の保育サービスの利用希望についてみると、土曜日、日曜日・祝日ともに「利用希望はない」が最も多くなっています。また、土曜日では「月に1～2回は利用したい」も多くなっています。

【土曜日】



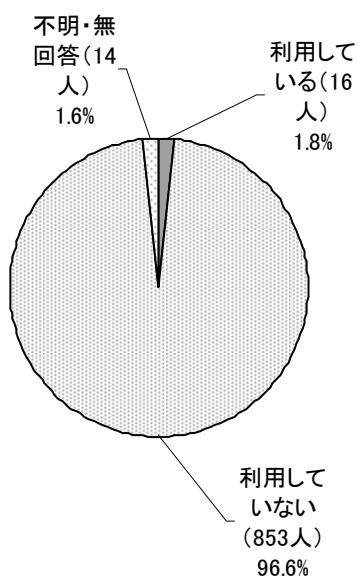
【日曜日・祝日】



### ■ファミリー・サポート・センターの利用状況

ファミリー・サポート・センターの利用の有無についてたずねたところ、「利用していない」が96.6%となっています。

サンプル数:883



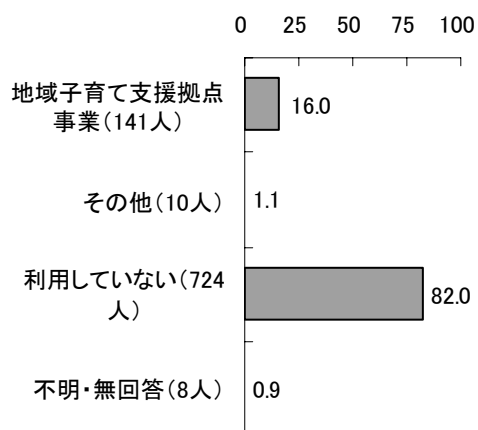
### 地域子育て支援拠点事業の利用状況

地域子育て支援拠点事業の利用の有無についてたずねたところ、「利用していない」が82.0%で最も多くなっています。

### 【利用状況】

サンプル数:883

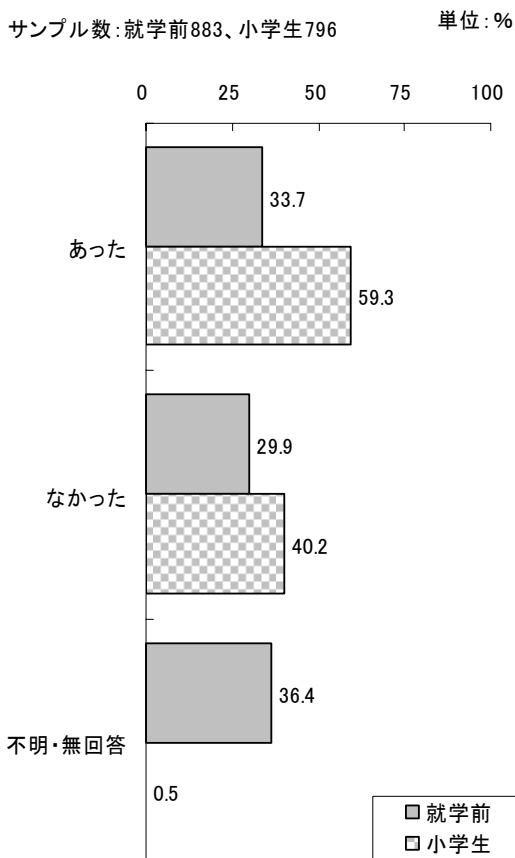
単位: %



#### ④病児・病後児保育について

■病気やケガで、通常の保育サービスが利用できなかったこと、学校を休まなければならなかったこと

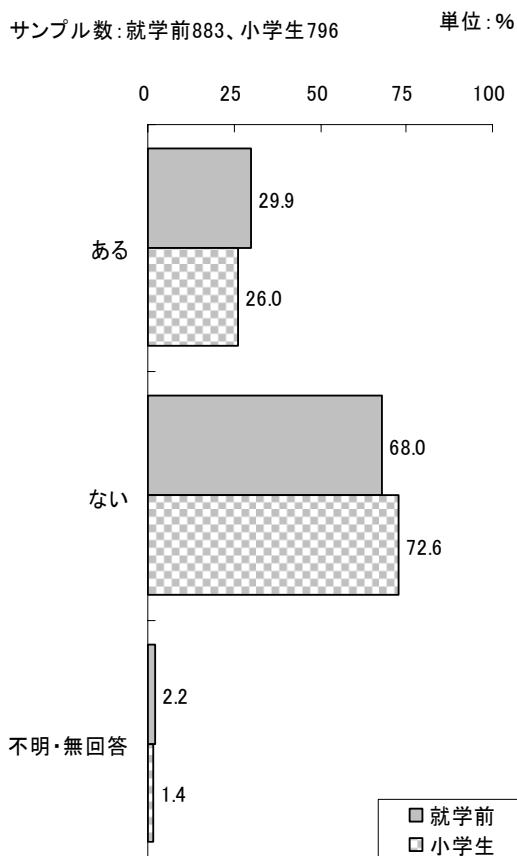
病気やケガで、通常の保育サービスが利用できなかったこと、学校を休まなければならなかったことの有無についてみると、就学前児童・小学生ともに、「あった」の方が「なかった」よりも多くなっています。



#### ⑤一時預かりについて

■子どもを一時的に預けたこと

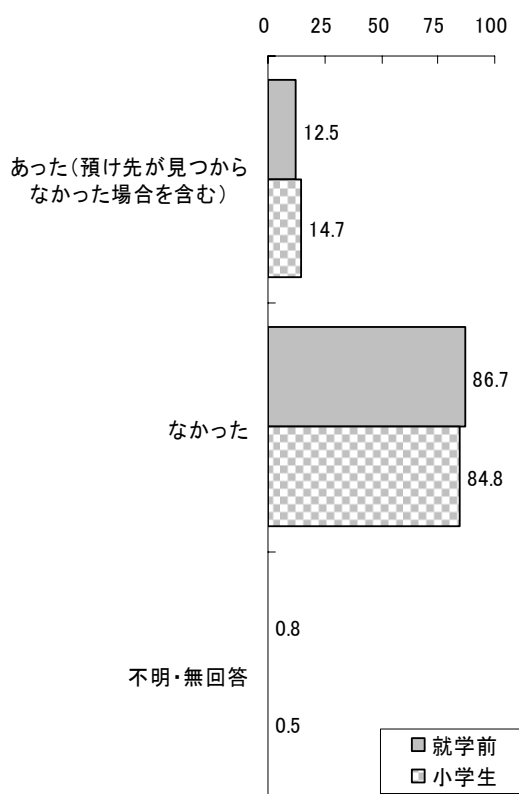
この1年間に、私用(買い物、習い事、スポーツ、会合、美容院など)やリフレッシュ目的、冠婚葬祭や子どもの親の病気、あるいは就労のため、子どもを家族以外の誰かに一時的に預けたことの有無についてみると、就学前児童・小学生ともに「ない」が多くなっています。



■子どもを泊まりがけで預けたこと

この1年間に、保護者の用事などにより、子どもを泊まりがけで家族以外に預けなければならなかったことの有無についてみると、就学前児童・小学生ともに「なかった」が多くなっています。

サンプル数：就学前883、小学生796 単位：%

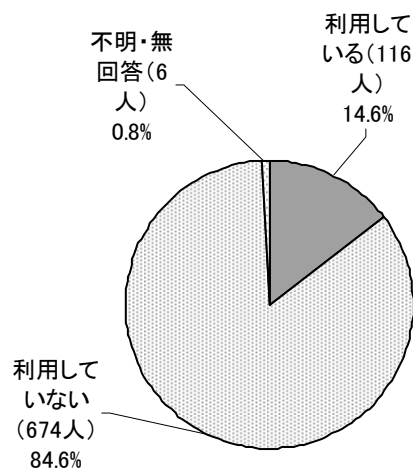


◎放課後児童クラブについて

■放課後児童クラブの利用状況

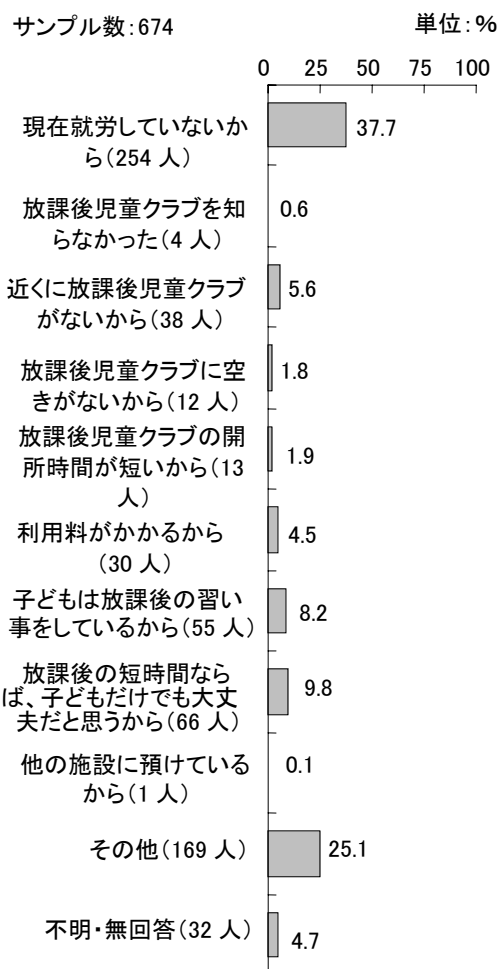
放課後児童クラブの利用状況についてたずねたところ、「利用していない」が84.6%となっています。

サンプル数：796



■放課後児童クラブを利用していない理由

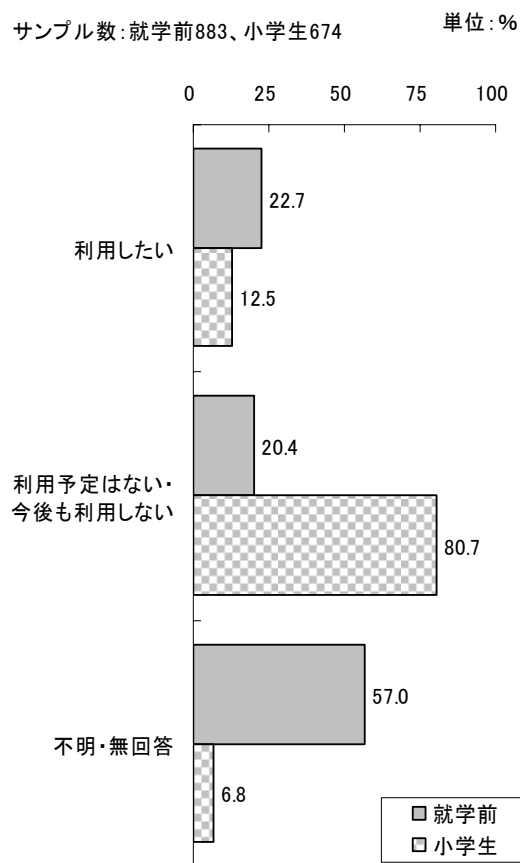
利用していない主な理由についてたずねたところ、「現在就労していないから」が37.7%で最も多く、次いで、「その他」が25.1%となっています。



⑦仕事と子育てについて

■放課後児童クラブの利用意向

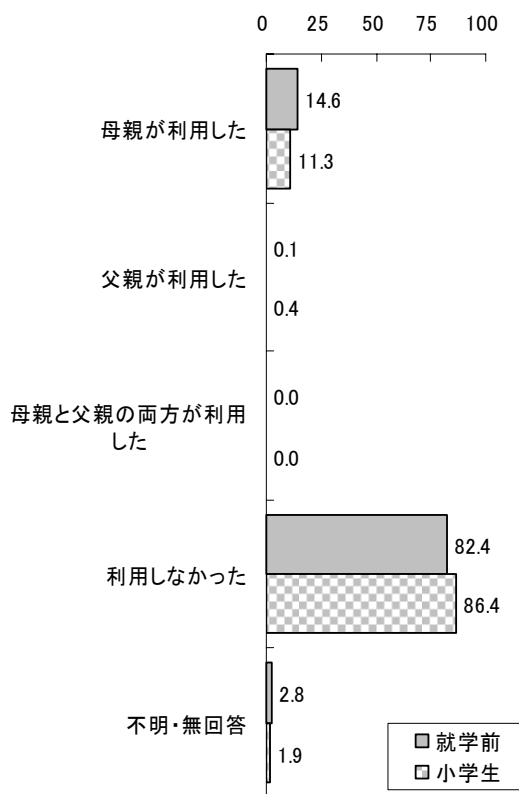
放課後児童クラブの利用希望についてみると、就学前児童では「利用したい」が若干多くなっているのに対し、小学生では「利用予定はない・今後も利用しない」が大多数となっています。



■育児休業制度の利用状況

育児休業制度の利用状況についてみると、就学前児童・小学生ともに「利用しなかった」が80%以上となっています。また、利用した内訳では「母親が利用した」が大多数を占めています。

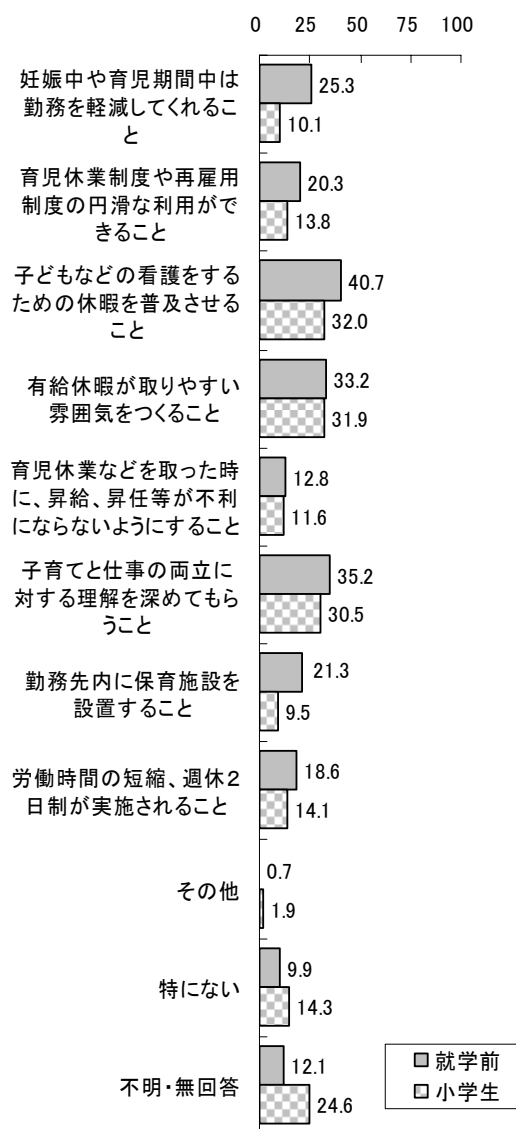
サンプル数：就学前883、小学生796 単位：%



■勤務先にして欲しい子育て支援

勤務先にして欲しい子育て支援についてみると、就学前児童・小学生ともに「子どもなどの看護をするための休暇を普及させること」が最も多く、次いで、就学前児童では「子育てと仕事の両立に対する理解を深めてもらうこと」が多く、小学生では「有給休暇が取りやすい雰囲気をつくること」が多くなっています。

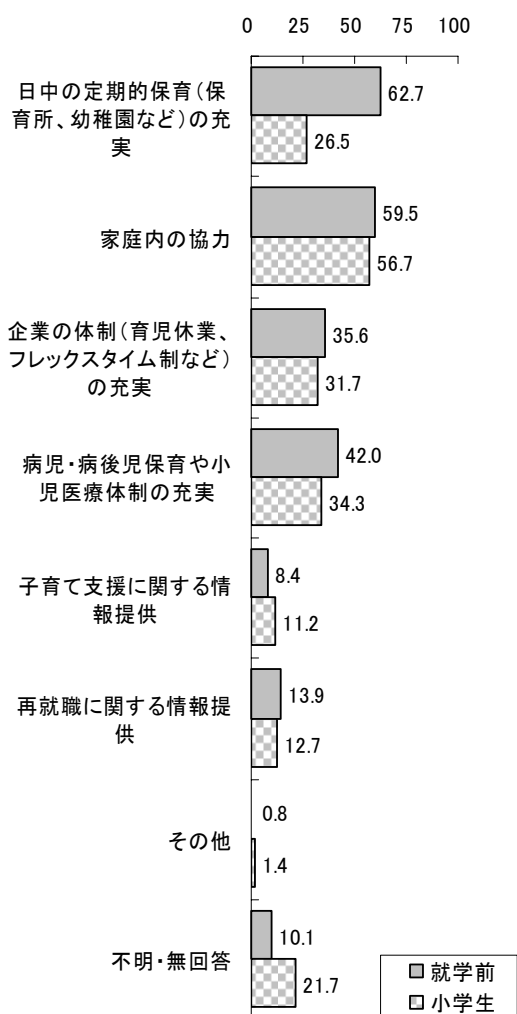
サンプル数：就学前883、小学生796 単位：%



■子育てをしながら仕事をする上で必要なこと

子育てをしながら仕事をする上で必要なことについてみると、就学前児童では「日中の定期的保育（保育所、幼稚園など）の充実」が最も多く、次いで「家庭内の協力」となっており、小学生では「家庭内の協力」が最も多く、次いで「病児・病後児保育や小児医療体制の充実」となっています。

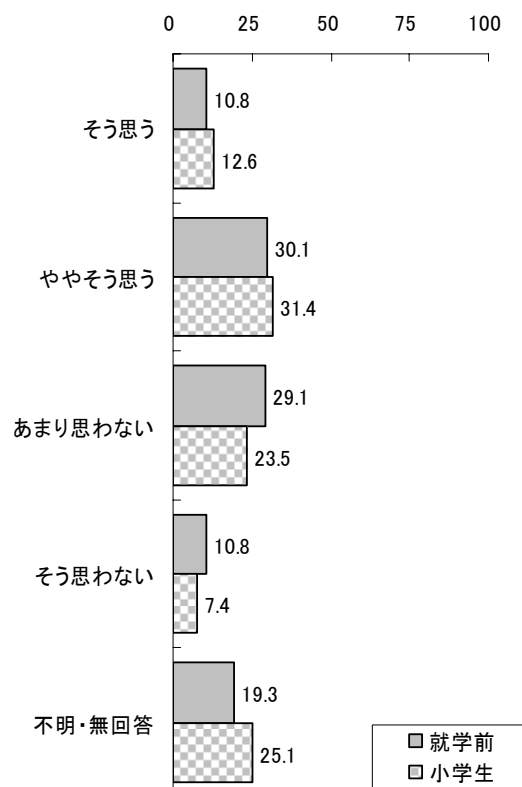
サンプル数：就学前883、小学生796 単位：%



■仕事と生活の調和（ワークライフバランス）がとれているか

仕事と生活の調和（ワークライフバランス）がとれていると感じるかについてみると、就学前児童・小学生ともに「ややそう思う」が最も多く、次いで「あまり思わない」となっています。

サンプル数：就学前883、小学生796 単位：%





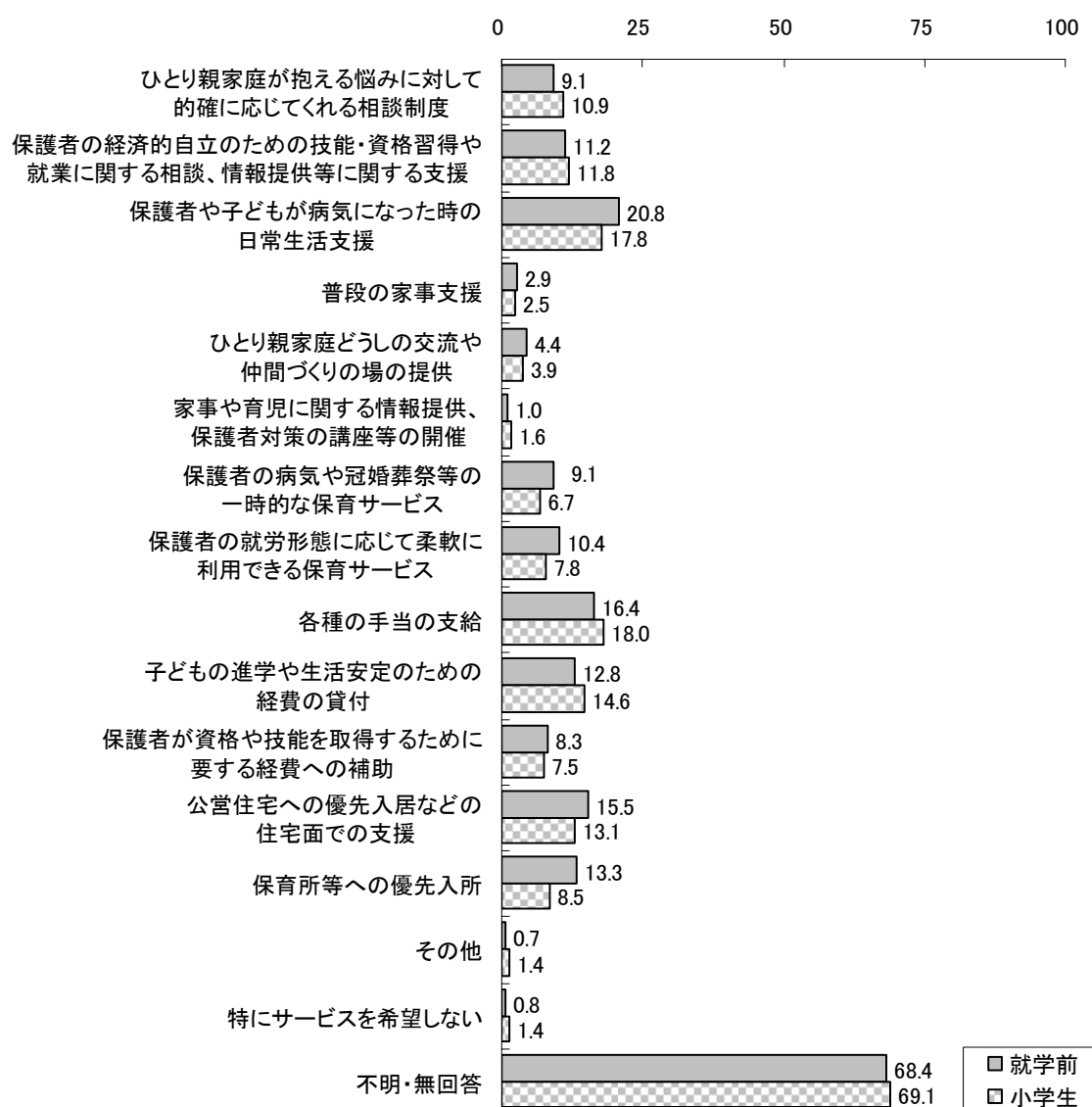
## ⑧ひとり親家庭の支援策として希望すること

### ■ひとり親家庭の支援策

ひとり親家庭の支援策として希望するサービスについてみると、就学前児童では「保護者や子どもが病気になった時の日常生活支援」が最も多く、次いで「各種の手当の支給」となっていますが、小学生では「各種の手当の支給」が最も多く、次いで「保護者や子どもが病気になった時の日常生活支援」となっています。なお、「不明・無回答」が多くなっており、問題意識の持ち方や啓発のあり方にも課題がうかがえます。

サンプル数：就学前883、小学生796

単位：%



### ⑨子育て支援サービスの認知度・利用意向について

#### ■子育て支援サービスの認知度

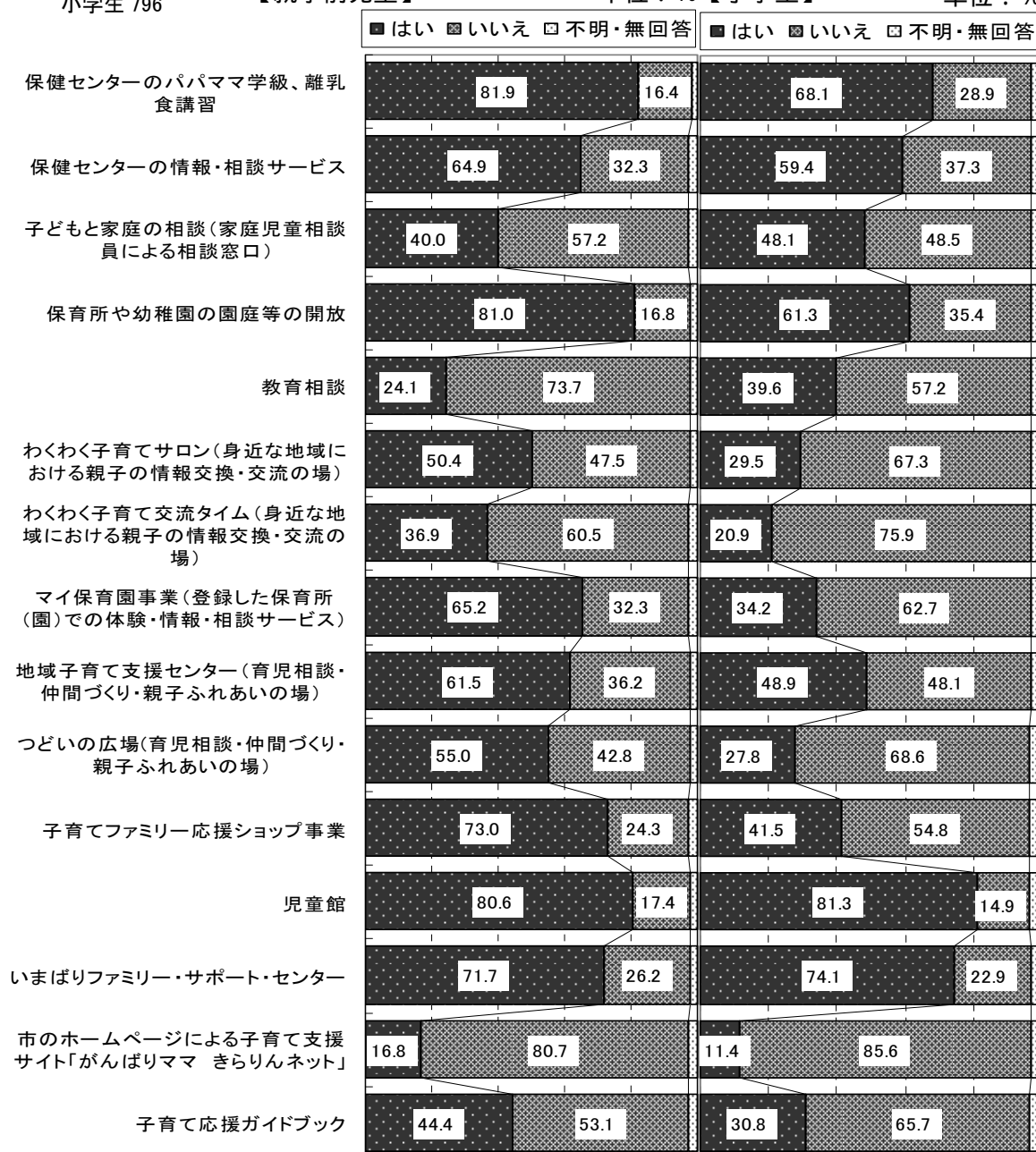
子育て支援サービスの認知度についてみると、就学前児童・小学生ともに、「児童館」「いまばりファミリー・サポート・センター」「保健センターのパパママ学級、離乳食講習」などの認知度が高く、「市のホームページによる子育て支援サイト「がんばりママ きらりんネット」や「教育相談」の認知度が低くなっています。

サンプル数：  
就学前児童 883  
小学生 796

【就学前児童】

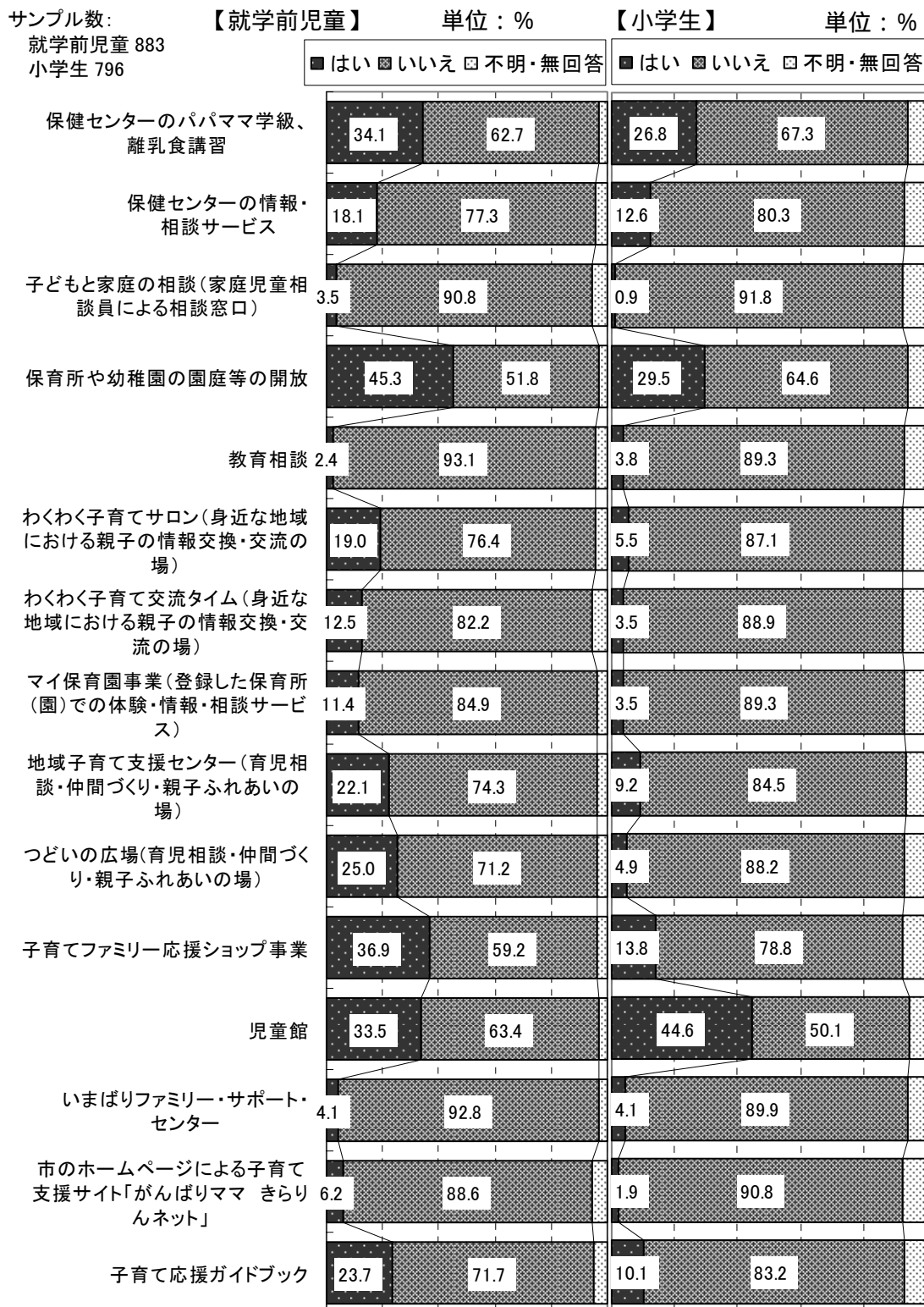
単位：% 【小学生】

単位：%



■子育て支援サービスの利用度

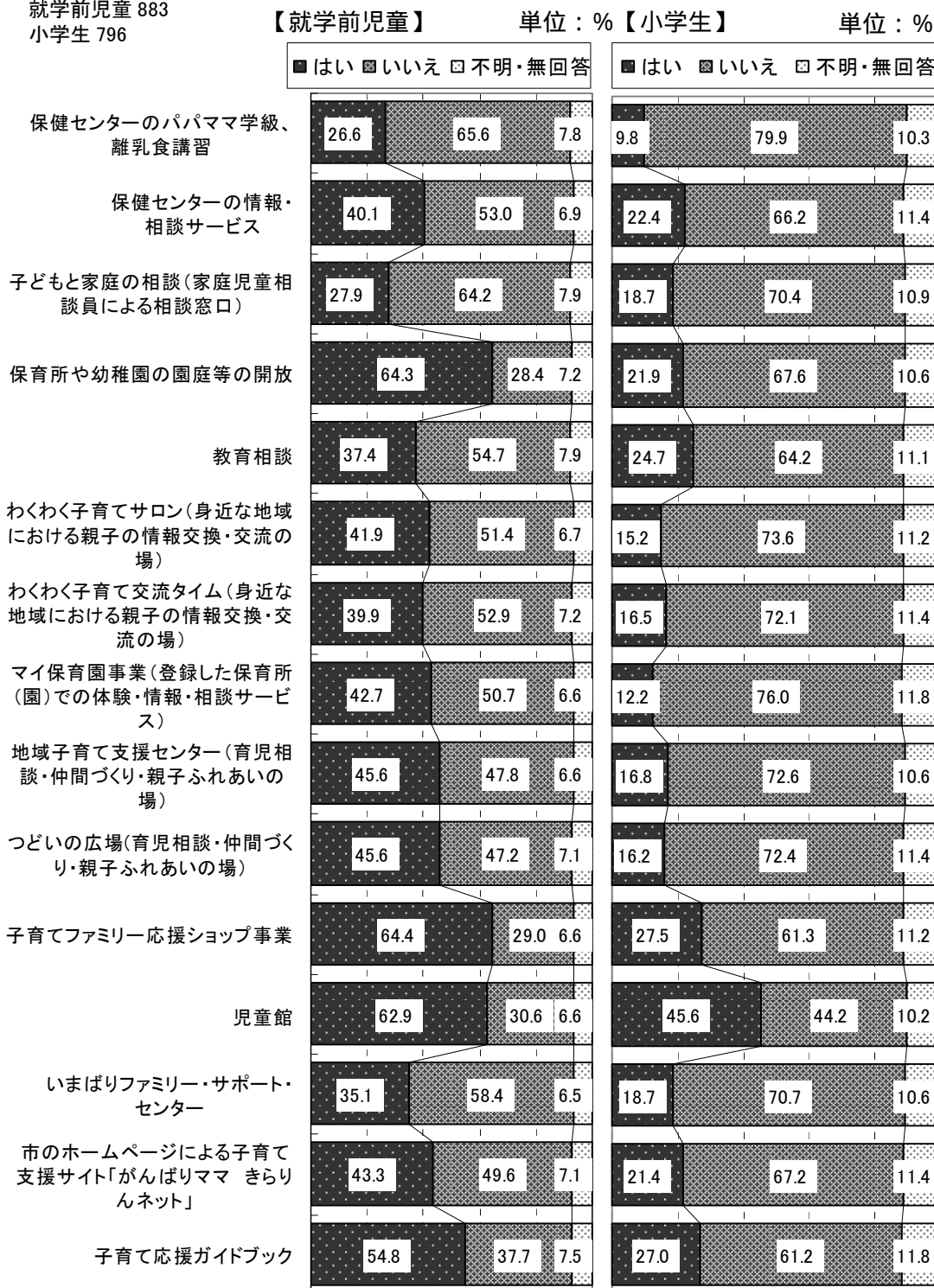
子育て支援に関するサービスの利用度についてみると、いずれも半数以下の利用で、中では「児童館」「保育所や幼稚園の園庭等の開放」「保健センターのパパママ学級、離乳食講習」「子育てファミリー応援ショップ事業」などにおいて比較的用户が多くなっていますが、その他のサービスでは、利用度が低くなっています。



■子育て支援サービスの利用意向

子育て支援サービスの利用意向についてみると、全般に、就学前児童の方が小学生よりも利用意向は高くなっています。就学前児童では「子育てファミリー応援ショップ事業」「保育所や幼稚園の園庭等の開放」「児童館」などの利用意向が高く、小学生では「児童館」の利用意向が最も高くなっています。

サンプル数：  
就学前児童 883  
小学生 796

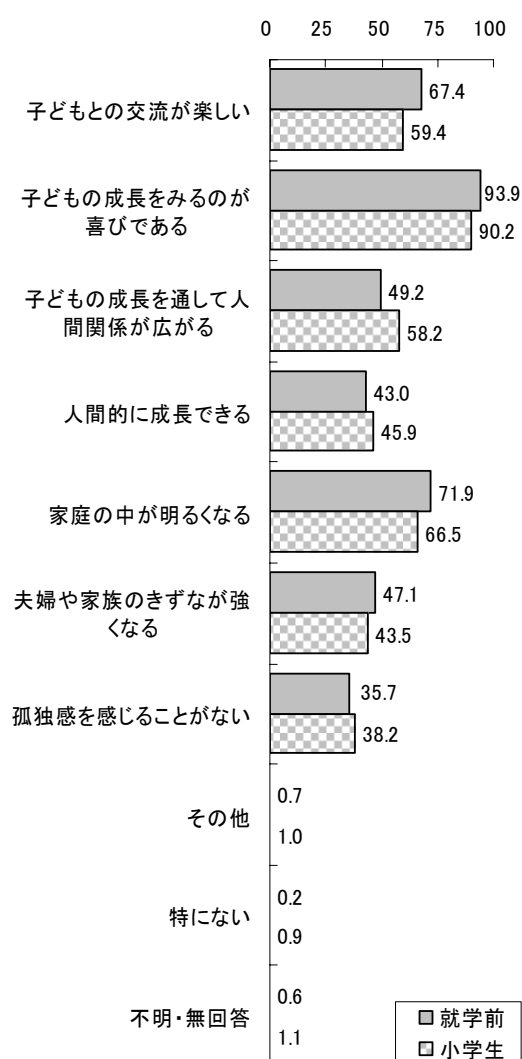


## ⑩子育ての不安や悩みについて

### ■子育てをしていて良かったこと

子育てをしていて特に良かったことや喜びを感じたことについてみると、就学前児童・小学生ともに、「子どもの成長をみるのが喜びである」が最も多く、次いで、「家庭の中が明るくなる」、「子どもとの交流が楽しい」の順になっています。

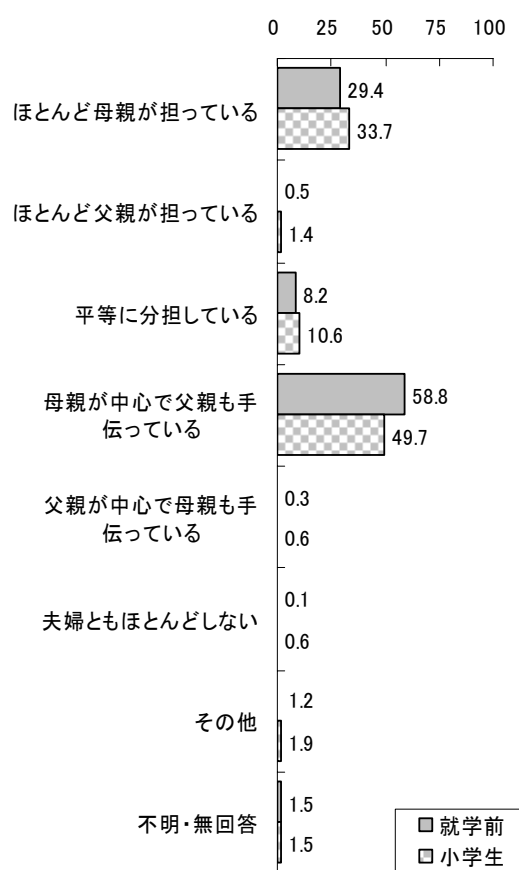
サンプル数：就学前883、小学生796 単位：%



### ■子育てにおける父親と母親の役割

子育てにおける父親と母親の役割についてみると、就学前児童・小学生ともに、「母親が中心で父親も手伝っている」が最も多く、次いで、「ほとんど母親が担っている」が多くなっています。

サンプル数：就学前883、小学生796 単位：%

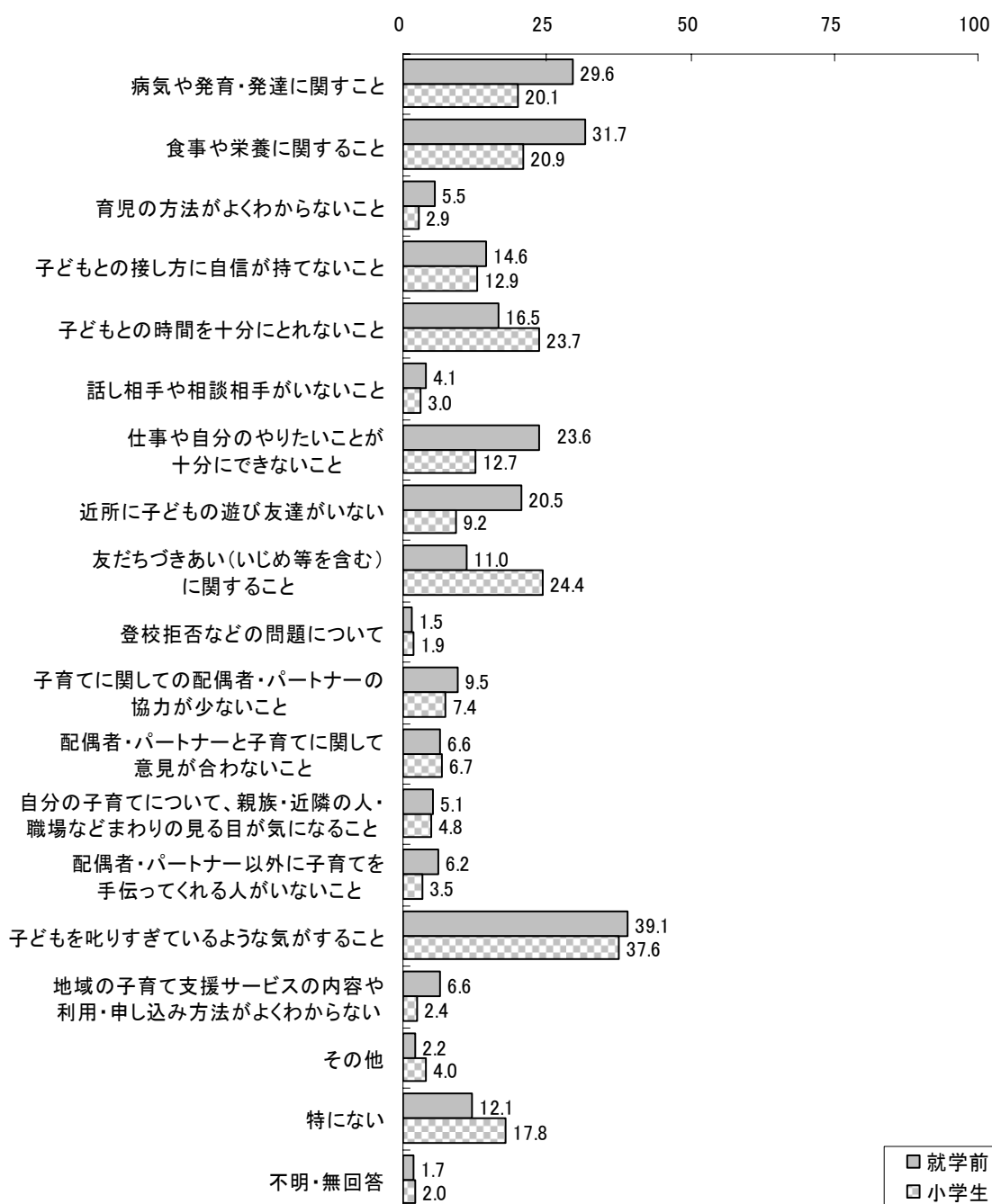


■子育てに関する日頃の悩み、気になること

子育てに関する日頃の悩み、気になることについてみると、就学前児童・小学生ともに、「子どもを叱りすぎているような気がする」と最も多く、次いで、就学前児童では「食事や栄養に関すること」、小学生では「病気や発育・発達に関すること」の順になっていますが、小学生では「友だちづきあい（いじめ等を含む）に関すること」、「子どもとの時間を十分にとれないこと」の順になっています。

サンプル数：就学前883、小学生796

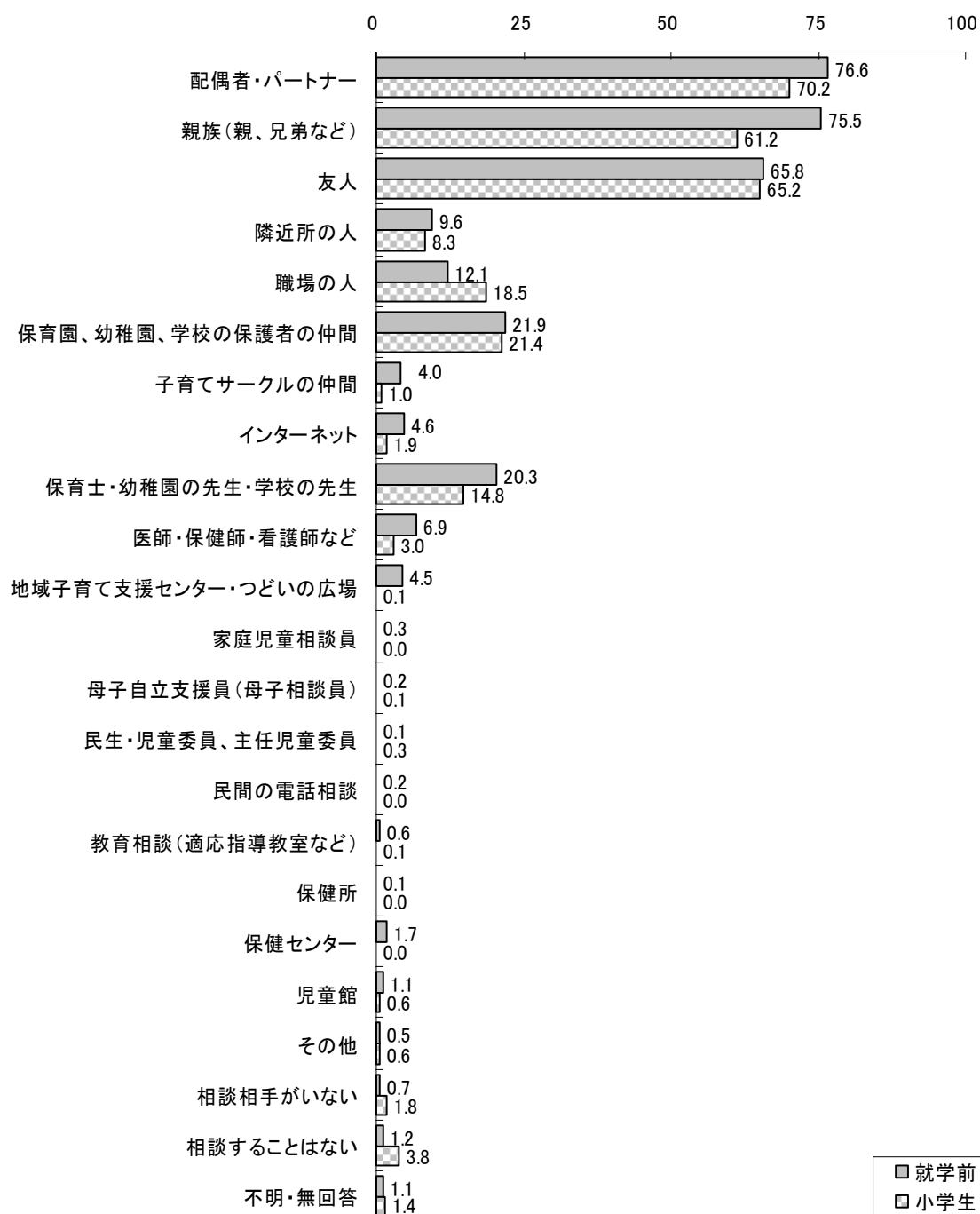
単位：%



■子育ての悩みや不安の相談相手

子育てに関する悩みや不安をどなたに相談しているかについてみると、就学前児童・小学生ともに「配偶者・パートナー」が最も多く、次いで、就学前児童では「親族（親、兄弟など）」、小学生では「友人」となっています。

サンプル数：就学前883、小学生796 単位：%

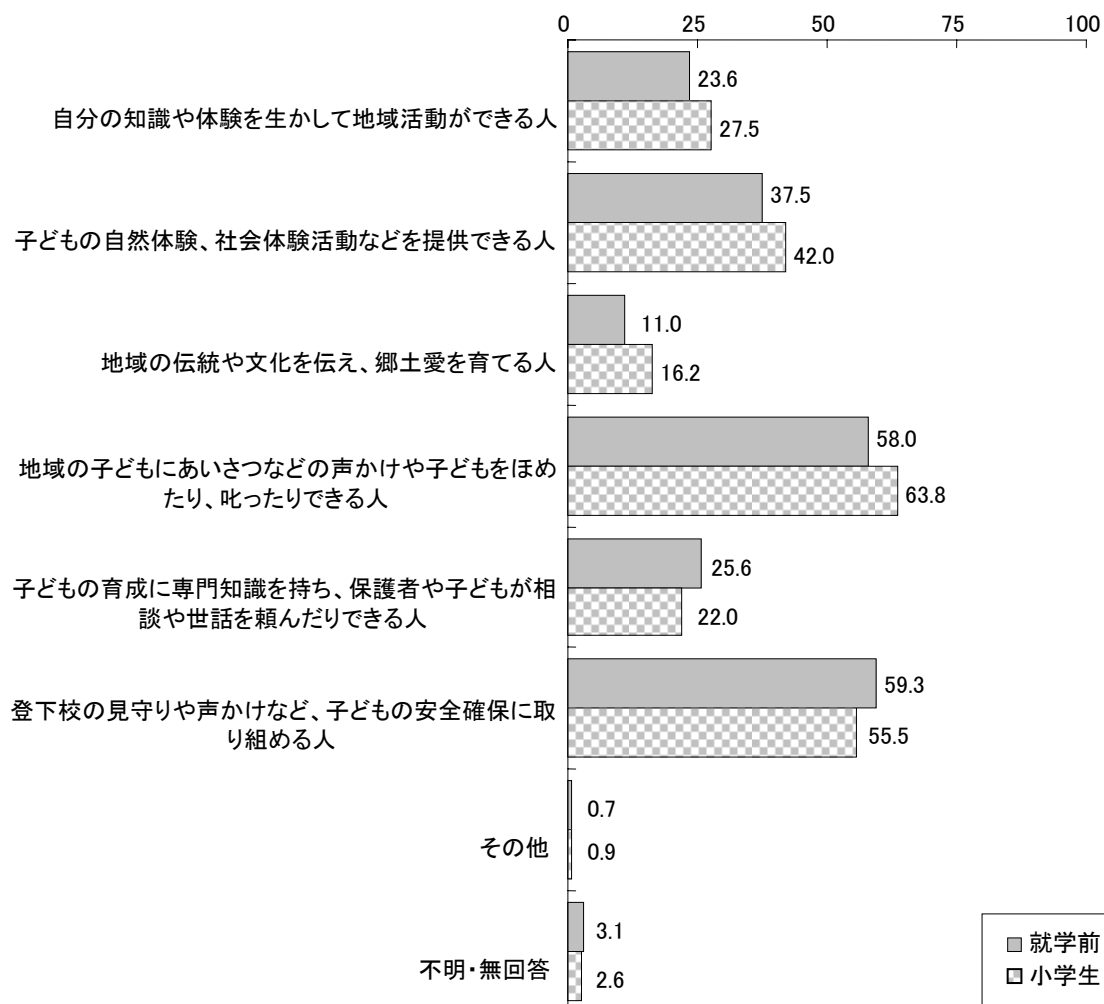


■子どもの育成に地域に必要な人

子どもの育成を支援するために地域で必要だと思う人についてみると、就学前児童では「登下校の見守りや声かけなど、子どもの安全確保に取り組める人」が最も多く、小学生では「地域の子どもにあいさつなどの声かけや子どもをほめたり、叱ったりできる人」が最も多くなっています。

サンプル数：就学前 883、小学生 796

単位：%





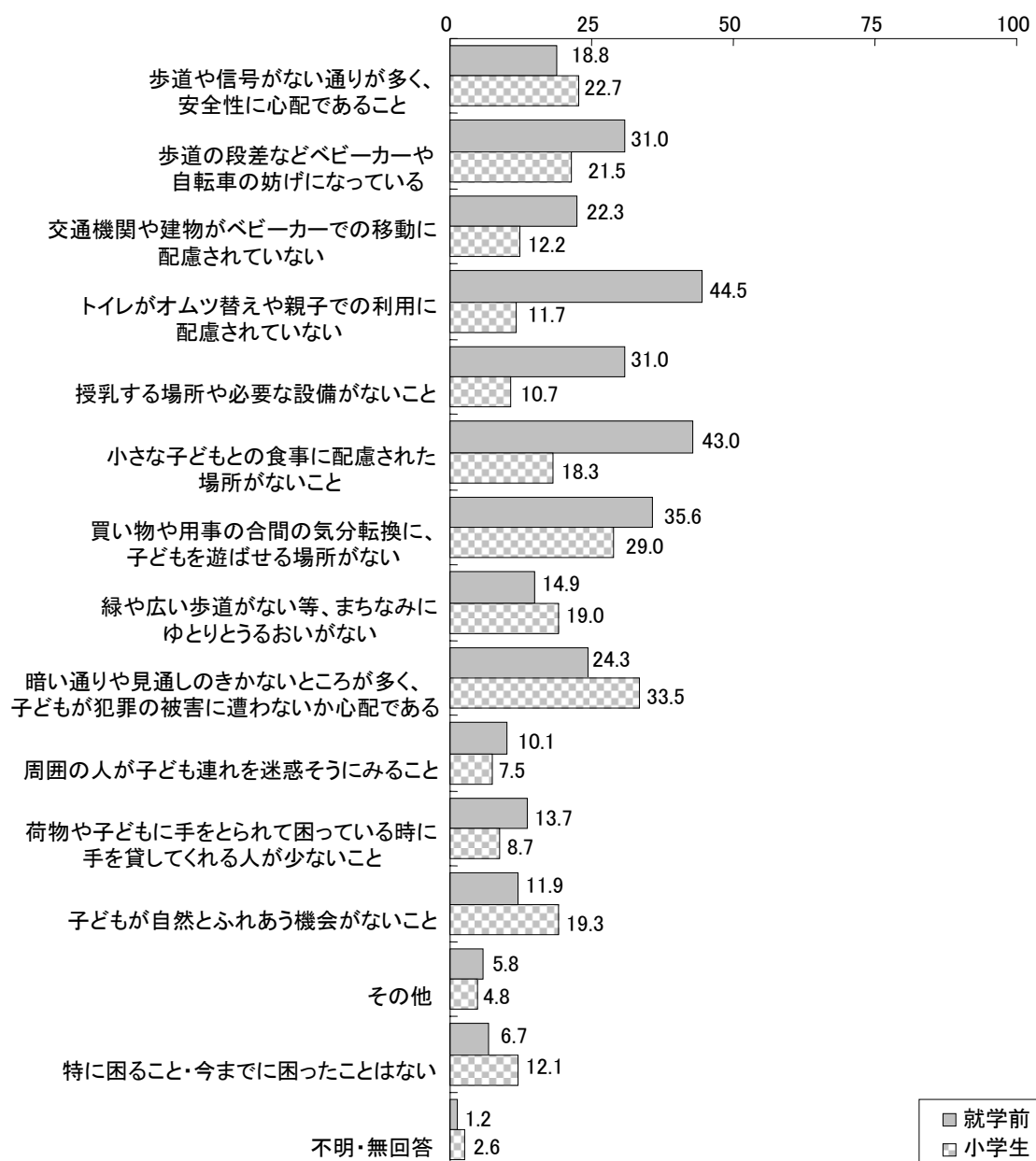
### ⑪子どもの外出、子どもの遊び場について

#### ■子どもとの外出の際、困ること・今までに困ったこと

子どもとの外出の際に困ること・今までに困ったことについてみると、就学前児童では「トイレがオムツ替えや親子での利用に配慮されていない」が最も多く、次いで、「小さな子どもとの食事に配慮された場所がないこと」となっていますが、小学生では「暗い通りや見通しのきかないところが多く、子どもが犯罪の被害に遭わないか心配である」が最も多く、次いで、「買い物や用事の合間の気分転換に、子どもを遊ばせる場所がない」となっています。

サンプル数：就学前 883、小学生 796

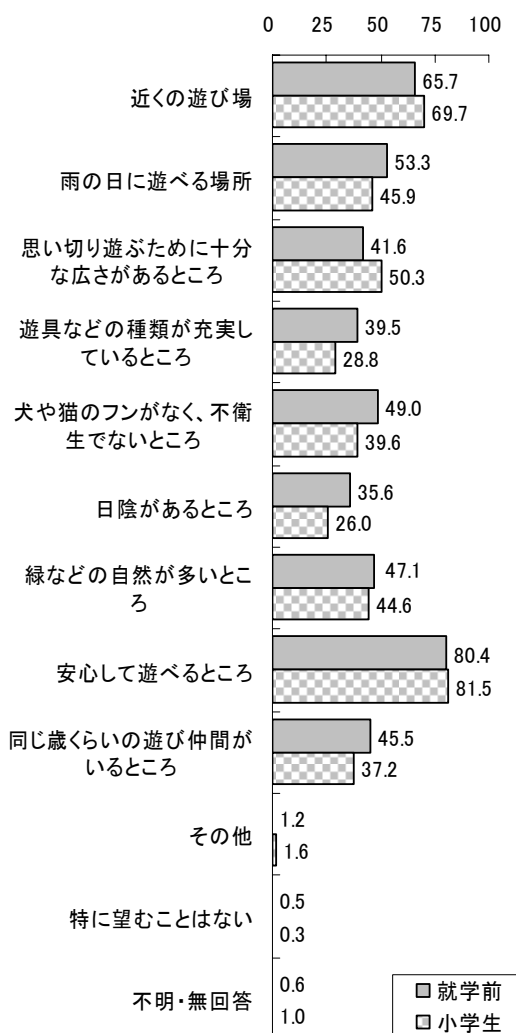
単位：%



■望ましい子どもの遊び場

子どもの遊び場について望ましいと思うことについてみると、就学前児童・小学生ともに「安心して遊べる場所」が最も多く、次いで、「近くの遊び場」となっています。

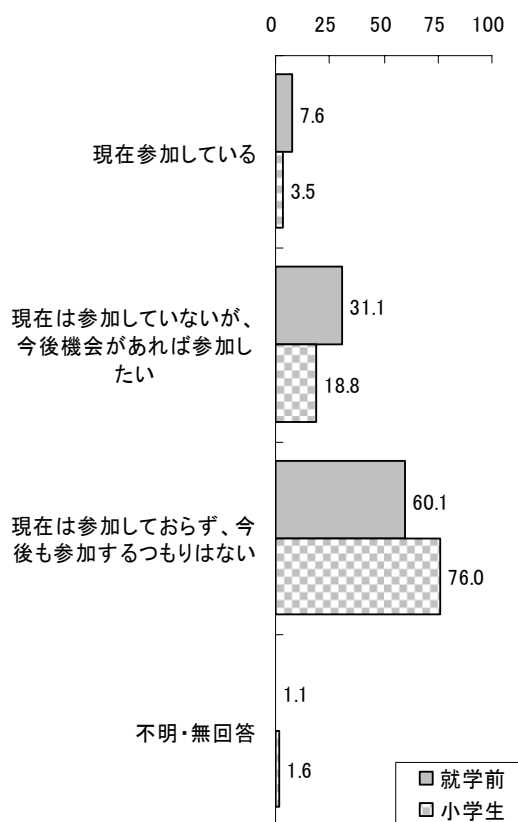
サンプル数：就学前883、小学生796 単位：%



■子育てに関するサークルなど自主的な活動への参加の有無

子育てサークルなどへの参加状況を見ると、就学前児童・小学生ともに「現在は参加しておらず、今後も参加するつもりはない」が最も多く、次いで、「現在は参加していないが、今後機会があれば参加したい」となっています。

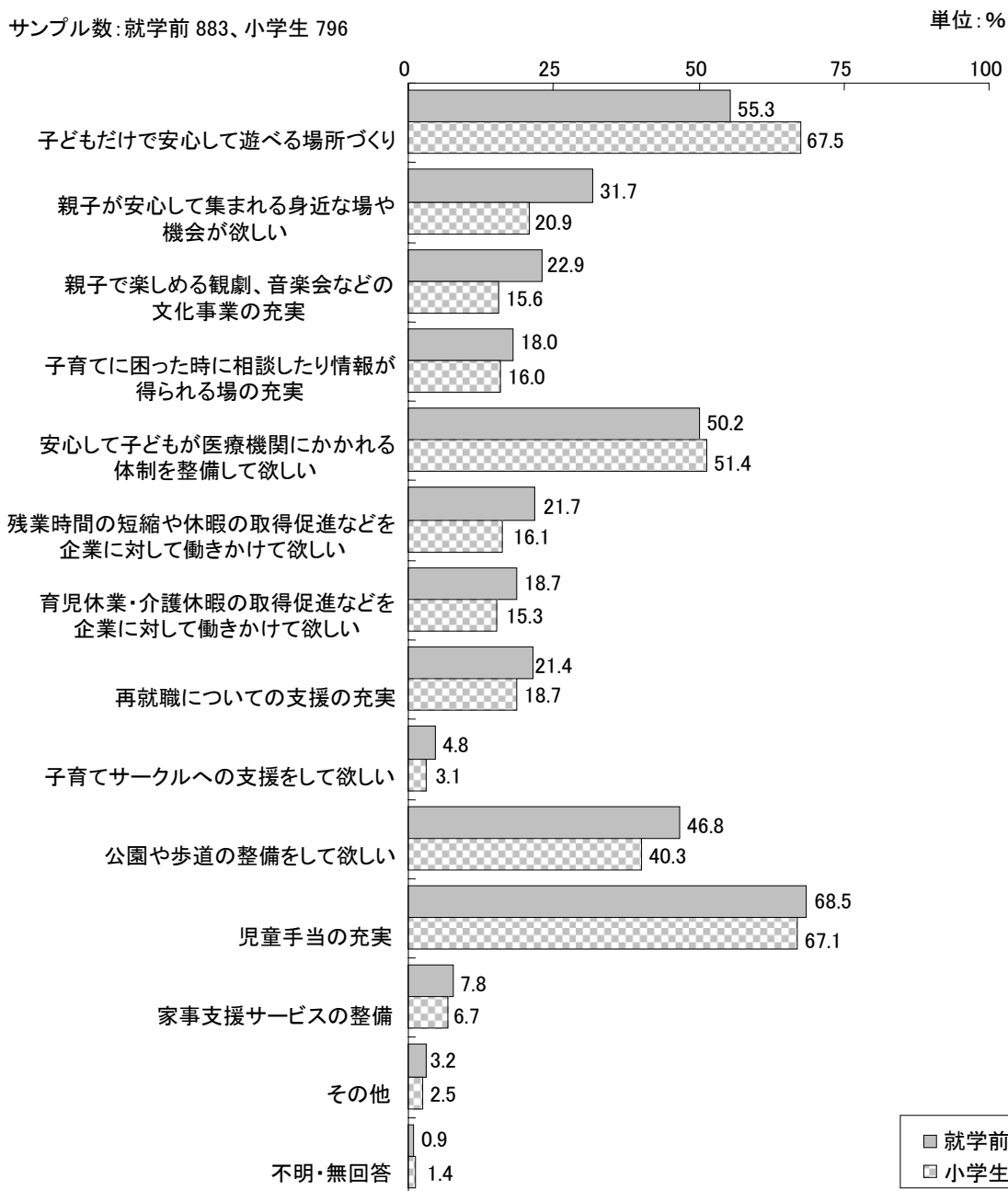
サンプル数：就学前883、小学生796 単位：%



## ⑫少子化問題、施策全般について

### ■子育て支援でもっと力を入れて欲しいもの

もっと力を入れて欲しい子育て支援についてたずねたところ、就学前児童では「児童手当の充実」が最も多く、次いで「子どもだけで安心して遊べる場所づくり」となっていますが、小学生では「子どもだけで安心して遊べる場所づくり」が最も多く、次いで、「児童手当の充実」となっています。

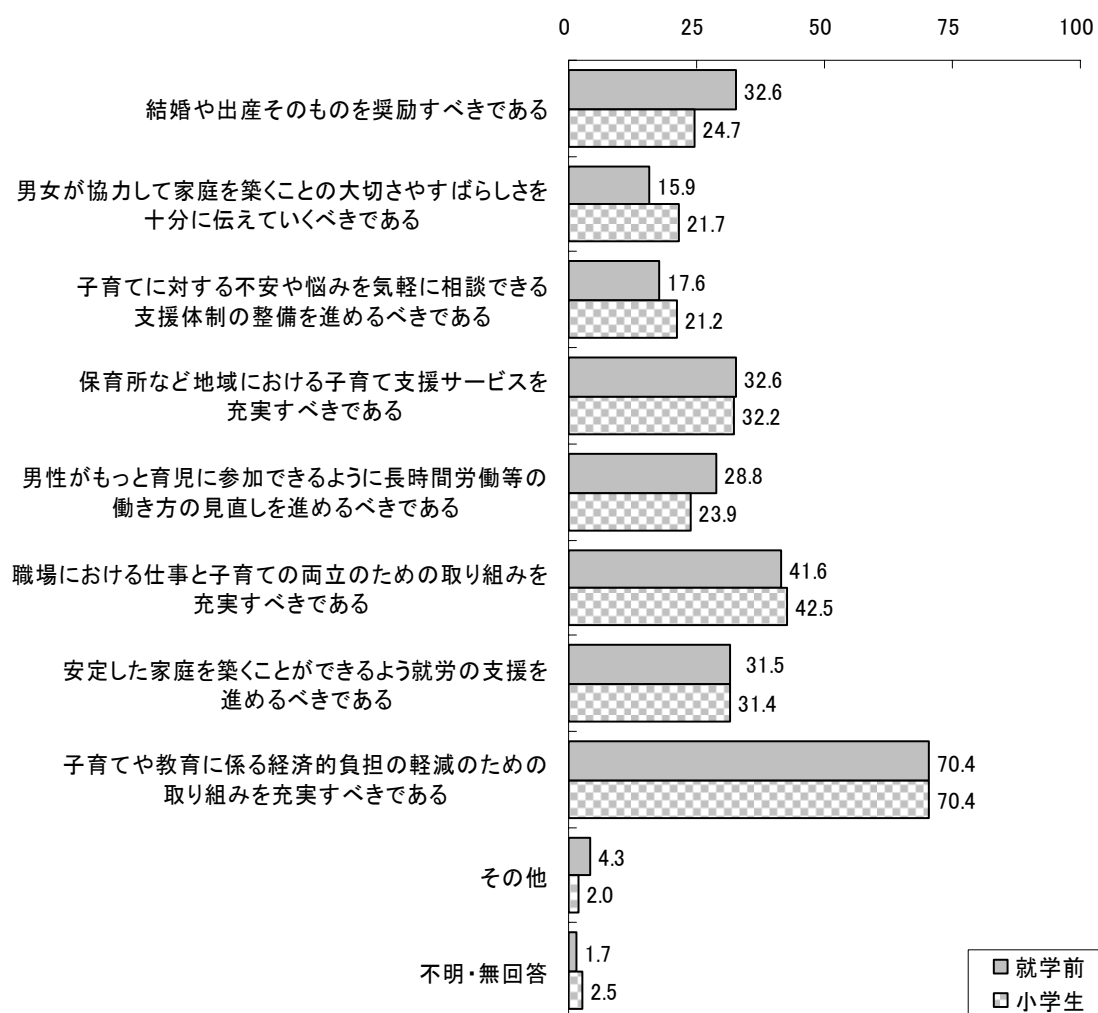


■少子化対策に関して考えること

少子化対策に関して考えることについてみると、就学前児童・小学生ともに、「子育てや教育に係る経済的負担の軽減のための取り組みを充実すべきである」が最も多く、次いで、「職場における仕事と子育ての両立のための取り組みを充実すべきである」となっています。

サンプル数：就学前883、小学生796

単位：%



## 2 計画策定の経緯

年月日	主な内容
平成 21 年 5 月 21 日	第 1 回 今治市次世代育成支援対策地域協議会 ( 1 ) 今治市次世代育成支援地域行動計画（後期計画）の策定について ( 2 ) 計画の策定スケジュールについて ( 3 ) 前期計画の検証について ( 4 ) アンケート調査について
平成 21 年 6 月 3 日 } 平成 21 年 6 月 19 日	アンケート調査
平成 21 年 8 月 6 日	第 2 回 今治市次世代育成支援対策地域協議会 ( 1 ) アンケート調査結果について
平成 21 年 10 月 15 日	第 3 回 今治市次世代育成支援対策地域協議会 ( 1 ) 目標事業量について ( 2 ) 計画の骨子について
平成 21 年 12 月 24 日	第 4 回 今治市次世代育成支援対策地域協議会 ( 1 ) 計画の素案について ( 2 ) パブリックコメントについて
平成 22 年 1 月 5 日 } 平成 22 年 2 月 5 日	パブリックコメント
平成 22 年 2 月 25 日	第 5 回 今治市次世代育成支援対策地域協議会 ( 1 ) 計画（案）の確認について

### 3 今治市次世代育成支援対策地域協議会

#### 今治市次世代育成支援対策地域協議会設置要綱

##### （設置）

第1条 次世代育成支援対策の推進を図るため、今治市次世代育成支援対策地域協議会（以下「協議会」という。）を置く。

##### （所掌事務）

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- （1）今治市次世代育成支援地域行動計画の策定に関すること。
- （2）今治市次世代育成支援地域行動計画に基づく事業の推進に関すること。
- （3）前2号に掲げるもののほか、次世代育成支援対策に関して必要なこと。

##### （組織）

第3条 協議会は、委員18人以内で組織する。

##### （委員）

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱又は任命する。

- （1）学識経験を有する者
- （2）関係団体の代表者
- （3）次世代育成支援に意欲を有する者
- （4）関係行政機関の職員

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

##### （会長）

第5条 協議会に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員

が、その職務を代理する。

（会議）

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長になる。

2 協議会の会議は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

（庶務）

第7条 協議会の庶務は、子育て支援担当課において処理する。

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

## 今治市次世代育成支援対策地域協議会委員名簿

（敬称略・平成 22 年 2 月 25 日現在）

区分	氏名	役職名
学識経験者	森 四郎	今治明德短期大学教授
	今岡 正俊	今岡小児科内科医院院長(今治市医師会)
関係団体の 代表者	藤村 邦子	今治市民生・児童委員協議会主任児童委員部会部長
	島崎 義弘	今治市社会福祉協議会地域福祉課課長補佐
	日浅 義輝	今治市小・中学校長会会長
	長野 千枝	今治市・上島町保育協議会会長
	森 一男	今治私立幼稚園協会会長
	矢野 学	今治市連合自治会会長
	清水 正恵	今治市母子寡婦福祉連合会会長
	村上 正親	今治市青少年団体連絡協議会会長
	篠宮 博幸	今治市 P T A 連合会会長
	河北 万里	今治市手をつなぐ育成会理事
	大野 義信	今治商工会議所専務理事
	梶原 淳一	あすなる学園園長
渡邊 美幸	いまばりファミリー・サポート・センター (提供会員)	
次世代育成支 援に意欲を有 する者	青野いづみ	公募委員
	村上 由耕	公募委員
関係行政機関 の職員	重見 一正	今治市健康福祉部長

は会長。



## 4 用語解説

### 《あ行》

#### 育児・介護休業制度

平成 13 年に施行された「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」のこと。この法律は、育児や家族の介護を行う労働者の職業生活と家庭生活の両立を支援することを目的とした総合的な内容のものであるとともに、すべての事業所に適用される。

### 《か行》

#### 合計特殊出生率

15 歳から 49 歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、ひとりの女子が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子ども的人数。

#### 国勢調査

日本に住んでいるすべての人を対象に、国内の人口や世帯の実態を明らかにするため、大正 9 年から 5 年毎に 10 月 1 日を基準に実施する国の最も基本的な統計調査。

### 《さ行》

#### シックハウス

建材に使用された接着剤や塗料、防虫剤など化学物質の影響により、頭痛、吐き気、目の痛みなど様々な健康被害を生じさせる現象。

#### 児童館

児童（0～18 歳未満）に健全な遊びを与えて、その健康を増進しまたは情操を豊かにすることを目的とした児童福祉法に基づく児童厚生施設。事業内容や規模によって、小型児童館、児童センター、大型児童館（A 型、B 型、C 型）等に分類される。

児童相談所

児童福祉法に基づき、18歳未満の児童の福祉や健全育成に関する諸般の相談、調査、判定、児童福祉施設への入所や児童またはその保護者への相談援助活動を行う専門機関。

住民基本台帳人口

住民基本台帳法に基づき、市町村に備えてある住民基本台帳に記録されている住民の人口。

主任児童委員

児童福祉に関する事項を専門的に担当する児童委員。

食育

健全で豊かな食生活を送るために必要な食事の自己管理能力を養う教育。

人口置換水準

死亡数と出生数が同じになる（人口の増減がない）レベルの合計特殊出生率。

人口動態統計

出生、死亡、婚姻、離婚及び死産について、各種届書等から人口動態調査票が市区町村で作成され、これを収集し集計したもので、人口動態事象を把握し、人口及び厚生労働行政施策の基礎資料を得ることを目的に実施される統計調査。

新市建設計画

市町村の合併の特例に関する法律により策定が義務付けられており、合併市町村の建設の基本方針、合併市町村の建設の根幹となるべき事業、公共的施設の統合整備に関する事項、合併市町村の財政計画を定めた計画。

スクールカウンセラー

「心の悩み・問題」に専門的立場から助言・援助を行うために学校に配置される、臨床心理士・精神科医などカウンセリングの専門家が主に配置された学校の児童生徒、教職員及び保護者からの相談を行う事業。

《た行》

男女共同参画

男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会。（平成11年に男女共同参画社会基本法が成立）

地域子育て支援拠点事業（センター型）

保育所等において、地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図るため、子育て家庭の支援活動の企画、調整、実施を担当する職員を配置し、子育て家庭等に対する育児不安等についての相談指導、子育てサークル等への支援、地域の保育需要に応じた特別保育事業等の積極的な実施・普及促進などを実施する事業。

地域子育て支援拠点事業（ひろば型）

主に乳幼児をもつ親とその子どもが公共施設内のスペースなどで気軽に集い、うち解けた雰囲気の中で語り合い交流を図るとともに、悩み相談や子育てに関する講習を実施する事業。

特別支援教育コーディネーター

特別支援教室の担当教員や特別支援学校の教員経験者など、「特別支援教育」について専門的知識を有する教員が「養成研修」を経て担当し、特別な教育ニーズを有する子どもやその保護者に対して適切な支援を行うために、小中学校に設置され、学校外の関係機関や専門家、エリア内の特別支援学校との連携調整を行う。



《ま行》

民生委員・児童委員

都道府県知事の推薦により厚生労働大臣が委嘱しており、その主な職務は、地域住民の相談、援助活動、福祉サービスの情報提供、福祉事務所、児童相談所等の関係行政機関への協力などの活動を行っている。

《や行》

夜間保育事業

保護者の就業形態の多様化など夜間就労している保護者に対応する保育サービス。  
（実施する保育所の開所時間は概ね 11 時～22 時まで）

ユニバーサルデザイン

年齢、性別、障害の有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるように施設や環境をデザインする考え方。

養育支援訪問事業

児童の養育について支援が必要でありながら、積極的に自ら支援を求めていくことが困難な状況にある家庭に過重な負担がかかる前の段階において、訪問による支援を実施することにより、当該家庭において安定した児童の養育が可能となること等を目的とした事業。